

第 6 回 上越市総合計画審議会 次第

日 時 令和 4 年 9 月 29 日 (木)

午前 10 時 00 分から

会 場 上越市役所第一庁舎 401 会議室

1 開会

2 報告

(1) まちづくり学生ワークショップ実施報告書について

参考資料 1

(2) 総合計画審議会における意見等の対応について

資料No.1

3 議事

(1) 第 7 次総合計画 (案) について

資料No.2

4 その他

5 閉会

総合計画審議会における意見等の対応

令和4年9月29日
第6回総合計画審議会
資料 No. 1

■8月22日開催の第5回上越市総合計画審議会及び会議後に聴取した委員の意見等について、以下のとおり、今後の対応や検討の方向性等を整理した。

No.	項目 【第5回資料No.】	出所	意見等の内容	今後の対応、検討の方向性等
1	基本計画素案（施策-施策の柱） 【資料No.3】	第5回審議会における意見	○施策の柱「1-1-1-2こころの健康サポートの推進」 ・自殺に関し、正しい知識の啓発とあるが何を指しているのか不明確である。	・意見を踏まえ、記載内容を修正しました。 ※第6回資料No.2(33ページ)のとおり
2			○施策の柱「1-1-1-2こころの健康サポートの推進」 ・「自殺を未然に防ぐ」という記載があるが、その前段階で対応するメンタルヘルスに力を入れていくべきではないか。	・意見を踏まえ、記載内容を修正しました。 ※第6回資料No.2(33ページ)のとおり
3			○施策の柱「1-1-1-2こころの健康サポートの推進」 ・市の自殺予防対策推進計画の対象は高校生以上であるが、中学生以下の子どもの自殺対策もどこかに記載してはどうか。	・市の自殺予防対策計画の取組の中には、小・中学校の学童期を含んでいます。このため、記載のとおり、学校と連携を図りながら、関係機関とのネットワークづくりの推進や正しい知識の啓発、相談対応に取り組んでいきます。
4			○施策「1-1-2地域医療体制の充実」 ・目標にある一つ目の「持続可能な医療体制の構築」と二つ目の「切れ目のない医療の提供」と、内容が重なっているように見えることから記載内容を修正する必要があるのではないか。 ・また、目標の二つ目は主語がないため、分かりづらくなっている。	・目標については、下記のとおり整理しています。 ①目標の一つ目「持続可能な医療体制の構築」とは、将来にわたり市民が必要とする医療を提供できる体制の構築を目指すものです。 ②目標の二つ目「切れ目のない医療の提供」とは、人が生まれてから死ぬまで、周産期から幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などのそれぞれの段階で必要となる医療が提供される状態を目指すものです。 ・なお、主語がなく分かりづらいつの意見を踏まえ、記載内容を修正しました。 ※第6回資料No.2(34ページ)のとおり
5			○施策「1-1-2地域医療体制の充実」 ・福祉の分野で訪問看護ステーションに関する記載がない。6次総合計画では記載があったと思われるが、病院だけでなく在宅医療も取り上げてもらいたい。	・意見を踏まえ、記載内容を修正しました。 ※第6回資料No.2(35ページ)のとおり
6			○施策の柱「1-1-2-2地域医療ネットワークの充実」 ・地域医療センター病院と市立診療所の連携について市が行う取組として記載があるが、地域医療は県立病院や個人のクリニックも含めて成り立っており、この二つだけを取り出して連携するといっても成り立たないのではないか。 ・「医師の確保」に必要なことは、雇用条件と症例がある一定規模以上の病院であることだが、特に若い医師にとっては雇用条件よりも、症例経験を積むことができる環境が重要である。 ・看護師も担い手の確保が必要である。市内には看護に関する専門学校や大学があるが、卒業後に市外へ流出する割合が高く、魅力ある就職先が求められている。 ・学校自体も定員割れとなっており、看護師を職業として選択する若者が増えるような取組を行うべきである。	・センター病院と市立診療所とのネットワーク化については、市の主体的な取組として記載しています。 ・「医師の確保」や「看護師の確保」をはじめ、持続可能で質の高い医療を提供し続けていくため、現在、他の公立・公的病院や民間の医療機関を含む地域全体の医療提供体制の在り方について議論されています。その会議には、市も構成員として参加しておりますが、医療法では県が議論を主導することとされていることから、重要な視点ではありますが、当市の計画への記載になじまないものと考えます。 ・看護職員と看護師を目指す学生の確保については、記載を追加します。 ※第6回資料No.2(35ページ)のとおり

No.	項目 【第5回資料No.】	出所	意見等の内容	今後の対応、検討の方向性等
7	基本計画素案（施策-施策の柱） 【資料No.3】	第5回審議会における意見	○施策「2-1-1大規模災害への対応力の強化」 ○施策「2-1-2災害に強い都市構造の構築」 ・災害時だけでなく、普段から周辺自治体と連携体制を構築しておくことが重要である。	・現在、県内周辺自治体や姉妹都市との災害時相互応援協定を締結しているほか、職員の災害派遣など県外自治体との相互支援体制が既に構築されています。 ・一般住宅において、大規模災害発生後の危険度を全国の自治体と連携して判定する体制が構築されており、ガス水道でも、災害時の全国的な相互救援体制が確立されていることから、特に記載は不要と考えます。
8			○施策の柱「2-3-3-3冬期間の交通網の確保」 ・豪雪による都市機能の麻痺は大きな損失となることから、カメラの設置等により道路やまちなかを見える化し、片側通行やう回路設定などの対応ができるようにしてはどうか。 ・市民は、国道・県道・市道など、管轄が違っていると情報を一括で受け取れないのが現状であるが、横断的に情報発信できるのが理想であり、国・県・市による行政間のネットワークを構築していくべきである。	・大雪により広域交通障害の発生が懸念される場合は、国・県及び関係機関による、情報連絡本部を設置し、連携・協力のもと効率的な除雪を実施することとしています。また、同本部において、情報共有した国・県・市道等の通行規制等の情報を、市の安全メールやホームページ等において、情報発信するなどの体制を整えています。
9			○施策「3-1-2男女共同参画の推進」 ・女性の活躍に焦点を当てるためにも、男性の生き方などにも焦点を当てるべきではないか。 ・男性が家庭に帰ることができるということが、男女共同参画の観点には重要であり、男性の育休取得に関連する記載も具体的に記載すべきではないか。	・意見を踏まえ、記載内容を修正しました。 ※第6回資料No.2(67ページ)のとおり
10		第5回審議会会議後の意見	○施策の柱「3-1-2-3相談支援体制の充実」 ・困難な状況に置かれている人を支援する人材を対象とした、専門的知識・技能の向上を図るための研修を強化していくべきではないか。	・国・県等の研修会に参加するなど、女性相談員として必要な知識や資質の向上を図りながら人材育成に取り組んできており、今後も同様であることから、原案どおりとさせていただきます。
11			○施策「3-2-1コミュニティの充実」 ・「地域の子どもは地域で育てる」の合言葉で、地域での子育てや地域づくりに主体的にかかわる「地域青少年育成会議」の具体的な取組について入れてほしい。 ・地域住民や行政の指導・支援を得ながら中・高校生ができるまちづくりを企画、実施することなどに取り組み、これらを通して郷土愛を育む必要があると考える。	・「地域青少年育成会議」に関する取組は、意見のとおり、当該施策「3-2-1コミュニティの充実」と関連性があるものと考えておりますが、本施策では、特定の団体に限らず、まちづくりの主役となる多様な団体の取組を想定しているため、個別具体的な団体の取組を記載していません。 ・なお、「地域青少年育成会議」に関する取組の方向性については、施策「5-2-1主体的な学びを支える学校教育の充実」において記載をしています。
12	○施策の柱「3-2-2-1市民活動の支援」 ・学校や地域青少年育成会議、企業やNPOなどの連携により、キャリア教育やアントレプレナー教育の取組として、実社会につながる企画や発信などの取組を推進し、かかわった中・高校生が将来、一緒に取り組んだ企業等の社員として採用され、活躍することができるようにしたいのではないか。		・「地域青少年育成会議」に関する取組は、当該施策と関連性があるものと考えておりますが、本施策では多様な市民活動の支援を想定しているため、個別具体的な団体の取組を記載していません。 ・なお、「地域青少年育成会議」に関する取組の方向性については、施策「5-2-1主体的な学びを支える学校教育の充実」において記載をしています。	
13	○施策の柱「3-2-3-3移住定住の推進」 ・上越市では、学校や地域青少年育成会議などが連携・協働して、地域での様々な活動を通して郷土愛を育むとともに、キャリア教育で地域の事業所等で職場体験をした中学生が、社会に巣立つとき、お世話になった事業所等に就職している事例がたくさんある。 ・これらの取組を学校教育課等だけの事業とせず、関係部局や国・県・近隣の市とも連携して、卒業後に市外で働く若者が多くあるけれど、条件づくりと情報発信などで、上越市に帰ってこれるような取組としていくことができないか。		・今後のまちづくりに向け、横断的な視点を持ち、あらゆる主体と連携の上、取組を進める必要があるものと考えています。	

No.	項目 【第5回資料No.】	出所	意見等の内容	今後の対応、検討の方向性等
14	基本計画素案（施策-施策の柱） 【資料No.3】	第5回審議会における意見	○施策「4-1-1地域に根付く産業の活性化」 ○施策「4-1-3新産業・ビジネス機会の創出」 ・目標に記載がある「外貨」という文言について、市民に違いが分かるよう表現していく必要がある。	・意見を踏まえ、記載内容を修正しました。 ※第6回資料No.2(76、80ページ)のとおり
15		第5回審議会会議後の意見	○施策「4-1-1-4企業・人材の育成支援」 ・地域に根差した酒造りの担い手と記載があるが、酒造研究会に特化して記載する必要性がないのではないか。	・「企業・人材の育成」の視点は、地域に根付く産業全般に係る取組であることから、意見を踏まえ、施策体系を再整理し、記載内容を修正しました。 ※第6回資料No.2(77ページ)のとおり
16		第5回審議会における意見	○施策「4-1-4雇用機会の拡大と就労支援」 ・人口減少社会への対応として、若者や女性が働く場所を確保するという意味合いで、「就労機会の拡大」についての記載を強化すべきである。	・当該施策では、若者の定着率の向上、女性が就労しやすい職場環境の整備等のため、ワーク・ライフ・バランス等の推進に重点を置き、取組を推進していくこととしています。 ・就労機会の拡大については、「4-1-3新産業・ビジネス機会の創出」において、新産業・成長産業の創出や起業・創業の支援として若者や女性の就労促進に取り組むこととしています。
17			○施策「4-2-1観光振興の強化」 ・目標に「周辺自治体と連携した情報発信」の記載があるが、地元企業とも連携して取組を進めるべきではないか。観光客に限らず、営業などで訪れる人（ビジネスマン）もターゲットとして取組を進めるべきではないか。	・観光目的に限らず、ビジネス目的で本市を訪れる方々も対象となり得るものであり、地元企業との連携も必要であることから、意見を踏まえ、目標の記載内容を修正しました。 ※第6回資料No.2(84ページ)のとおり
18		第5回審議会会議後の意見	○施策「4-2-1観光振興の強化」 ・目標に「継続的な観光による外貨獲得」を入れるべきではないか。観光の目的は最終的には外貨（地域外からのお金）の獲得であり、その視点が今までの観光行政に欠如していると考えられる。訪問する人数の増加や、滞在時間の増加が最終的には外貨の獲得、そして、その先には観光産業の確立まで考える必要があるため、記載内容を再検討すべきではないか。	・観光振興の強化として、「滞在時間の増加」と「経済効果の創出」を目指していく必要があることから、意見を踏まえ、目標の記載内容を修正しました。 ※第6回資料No.2(84ページ)のとおり
19			○施策「4-3-1農業の振興」 ・目標に「農地の集積・集約化」の記載がある一方で、「施策の柱」の中に具体的な記載がないようだが、記載した方がよいのではないか。	・意見を踏まえ、記載内容を修正しました。 ※第6回資料No.2(89ページ)のとおり
20			○施策の柱「4-3-1-1担い手の確保・育成」 ・「平野部との生産条件格差を是正するための措置」とあるが、具体的な例示等をいれてほしい。	・意見を踏まえ、記載内容を修正しました。 ※第6回資料No.2(89ページ)のとおり
21			○施策「4-3-2林業・水産業の振興」 ・循環型林業について記載したほうがよいのではないか。例えば「森林所有者から消費者までをつなぐ仕組みづくりを進め、伐って、使って、植えるという循環型林業による成長産業化と中山間地域の維持・発展に向けた取組を推進する」といった内容が考えられる。	・意見を踏まえ、記載内容を修正しました。 ※第6回資料No.2(91ページ)のとおり
22	○施策の柱「4-3-3-2食育・地産地消の推進」 ・「安全・安心」の表現と学校給食への地場産農産物の活用を記載できないか。		・意見を踏まえ、記載内容を修正しました。 ※第6回資料No.2(93ページ)のとおり	

No.	項目 【第5回資料No.】	出所	意見等の内容	今後の対応、検討の方向性等
23	基本計画素案（施策-施策の柱） 【資料No.3】	第5回審議会会議後の意見	<p>○施策「5-1-1切れ目のない子育て支援」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生まれてから小学校入学までの乳幼児期の子育ての在り方やよりよい家庭の築き方などを学ぶ、よりよい親を育てる機会を作してほしい。 ・地域青少年育成会議は、18歳までの青少年を対象に活動していることから、小学校入学前の子どもや保護者の支援に取り組んでもらいたい。 ・また、必要に応じて関係機関との連携を進め、課題や問題が表面化する前に支援をすることが、早い解決につながると考える。市の関係する窓口が、こども課、保育課、健康づくり推進課、子ども発達支援センター、女性サポートセンターなどがあり、どこに相談すればよいかかわりにくいので、県やNPOなどの案内も含めた総合窓口があると良いのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が子どもの発達段階に合わせて、適切な関わりを行えるように「親子コミュニケーション支援」を乳幼児健診やすく赤ちゃんセミナーで行っています。 ・また、ご指摘のとおり、地域青少年育成会議の支援対象年齢は0歳から18歳までとしているものの、活動の実態として小学校入学前の支援はできていない育成会議が多い状況となっています。22の育成会議は任意団体であり、活動の仕方も様々であることから、現状では、一律に未就学児の保護者支援に取り組むことは困難であると考えられるため、第7次総合計画の推進に向け、今後の取組の参考とさせていただきます。 ・子どもの成長に関する相談窓口として、すこやかな暮らし包括支援センターにおいて複合的な課題を抱える世帯に対する継続的かつ包括的な相談支援を行っています。また、こどもセンターや子育てひろばにおいても子育てについての相談窓口を設けていますが、必要に応じて関係機関につなぐなどの連携を強化し対応をしていることから、現時点で、全てを把握する総合窓口の設置は不要と考えています。
24		第5回審議会における意見	<p>○施策の柱「5-1-1-3子どもの育ち支援の充実」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の柱名称を取組内容と整合を図り、「安心して子育てできる支援の充実」としてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の施策の柱の名称は、個々の家庭環境に寄り添った人的支援や子どもの発達支援、児童虐待に関する取組を包含したものとなっていることから、原案どおりとさせていただきます。
25			<p>○施策の柱「5-1-1-3子どもの育ち支援の充実」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭への支援のみならず、子ども自身への支援を記載すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待については、関係機関と連携し、子ども自身への支援も行っており、当該施策の記載内容は、子どもへの支援も含めたものとして捉えています。 ・また、全ての子どもの権利が大切にされ、子どもが自信を持って生きていくためには、まず子どもが自身の持っている権利を知ることが重要であることから、意見を踏まえ、記載内容を修正しました。 <p>※第6回資料No.2(95ページ)のとおり</p>
26	第5回審議会会議後の意見	<p>○施策「5-2-1主体的な学びを支える学校教育の充実」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ありがたい姿」で、「学校や地域が一体となって」とあるが、教員は、保護者の代わりはできないため、「二人三脚で」や「連携・協働して」などの表現がよいのではないかと。 ・一つ目の目標について、「…効果的に取り入れ、」を「効果的に生かし、」としてはどうか。 ・二つ目の目標について、「一体」を前述のように変更してはどうか。また、カリキュラム・マネジメントの意味に合わない使い方に見えたので、「子どもが自ら学ぶカリキュラム・マネジメント」を「子どもが自ら学ぶ単元の開発」などとしてはどうか。 ・施策の柱「学力向上の推進」では、「資質・能力を一体的に育みます。」としているが、一体的に育てることとはどのようなことであり、具体的にどう育てるのか、市民が理解しにくいいため修正する必要があるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施策において、地域と一つにまとまって子どもの成長を支えることを表すために「一体となって」と表現していることから、原案のとおりとさせていただきます。なお、近年では文部科学省においても「地域と一体となって」と表現しています。 ・一つ目の目標については、ご意見のとおり、「効果的」の表現を工夫する必要がありと考え、記載内容を修正しました。 ・二つ目の目標も、コミュニティ・スクール等について、学校と地域が一つにまとまって取り組むことを意識するため、「一体」という表現は変更しません。 ・また、子どもが自ら学ぶためには、単元の開発だけでなく、教育課程を計画的かつ組織的に編成・実施・評価することが必要となることから、目的が明確になるよう、意見を踏まえ、記載内容を修正しました。 ・施策の柱「5-2-1-1学力向上の推進」について、意見を踏まえ、記載内容を修正しました。 <p>※第6回資料No.2(98、99ページ)のとおり</p>	

No.	項目 【第5回資料No.】	出所	意見等の内容	今後の対応、検討の方向性等
27	基本計画素案（施策-施策の柱） 【資料No.3】	第5回審議会会議後の意見	○施策「5-2-1主体的な学びを支える学校教育の充実」 ・現状の一つ目に学校教育における3つの柱の記載があるが、施策の柱「学力向上の推進」では省略した記載となっている。意欲や人間性は脇に置いて、知識、技術や、狭い意味での学力を強調しているように誤解される可能性があるため、記載を再検討する必要があるのではないか。	・意見を踏まえ、記載内容を修正しました。 ※第6回資料No.2(99ページ)のとおり
28			○施策「5-2-1主体的な学びを支える学校教育の充実」 ・地域青少年育成会議の取組をいかすような方向性を明確に示すべきではないか。	・「地域青少年育成会議」における詳細な記載はないものの、取組の方向性は施策の柱「特色ある学校教育の推進」に記載しています。
29			○施策の柱「5-2-2-2学校の適正配置・学びの環境の整備」 ・学校の適正配置が、児童生徒数の減少による教育環境の改善だけではなく、児童生徒への通学負担の解消という側面で捉えるべきではないか。 例：高士小学校の児童が卒業すると雄志中学校へ進学するが、清里中学校ならとても近くなり、徒歩通学が可能。 富岡小学校の児童は、城東中学校でなく、城北中学校に進学すると、通学負担が減る。 大町小学校の児童は、卒業後の進学先がまちまちになるので、1校にする。	・適正配置の取組は、通学の負担の観点も含めた「上越市小中学校適正配置基準」に基づき実施しているため、意見を踏まえ、記載内容を修正しました。 ※第6回資料No.2(100ページ)のとおり
30	重点テーマ 【資料No.4】	第5回審議会における意見	・重点テーマの設定に当たり、重要課題としてあげる激甚化・頻発化する自然災害に対するテーマが設定されていないなど関連性が不明確である。	・自然災害への対応は、5つの基本目標の1つである、「安心安全、快適で開かれたまち」において、ソフト、ハードの両面から取組を進めることとしています。 ・また、自然災害の要因となる地球温暖化への対策に資する脱炭素の取組や災害時に必要となる助け合い・支え合いの力の向上に向けた取組は、重点テーマの地域活力の創造（コミュニティ）、脱炭素社会の形成（グリーン）の取組として位置付けています。 ※第6回資料No.2(108～113ページ)のとおり
31			・重点テーマを設定する背景として、市の複数の組織が横断的に取り組んでいくための視点であることをより分かりやすく示してもよいのではないか。	・意見を踏まえ、記載内容を修正しました。 ※第6回資料No.2(108ページ)のとおり
32		第5回審議会における意見	・4つの重点テーマに付記される「ヒューマン」、「コミュニティ」、「デジタル」、「グリーン」は、不要ではないか。	・それぞれのテーマを端的に表現するために付記したものであり、原案のとおりとさせていただきます。
33			・重点テーマ「脱炭素社会の形成」は上越市に限った課題ではないことから、上越市で取り組む理由をもう少しアピールすべきである。市そのものの価値を高めることに繋がることをしっかりと伝えるべきである。	・意見を踏まえ、記載内容を修正しました。 ※第6回資料No.2(113ページ)のとおり

No.	項目 【第5回資料No.】	出所	意見等の内容	今後の対応、検討の方向性等
34	計画の推進に当たって 【資料No.5】	第5回審議会における意見	・評価検証について、市民の声アンケートの項目は、主観的判断に基づくものが多いため、客観的な数値で判断する視点も重要である。	・市民の声アンケートとは別に、基本計画（基本目標別施策）において、成果の達成状況を客観的に把握できるよう、成果指標を設定しました。 ※第6回資料No.2(32～107ページ)のとおり
35		第5回審議会会議後の意見	・基本計画における目標値はR8、R12の目標を掲載することとなるが、行政側では単年度の目標値を設定し、評価検証に活用すべきである。また、関連して、計画の進捗管理の中で、単年度評価も行う旨を記載すべきと考える。	・毎年度、取組の進捗状況や成果指標の進捗状況を踏まえ、PDCAサイクルに基づき、施策・個別事業の評価を行い、改善に取り組むこととしています。
36	その他計画全般について	第5回審議会会議後の意見	・文章の中にカタカナ表記等が数多くあるが、ごく一般的なものはよいが、最近の言葉等は括弧書で説明を入れるか、別途説明（注釈等）が必要ではないか。誰が見ても分かりやすい表記とすべきである。	・分かりやすい表現に努めるとともに、難解な用語については、資料編に用語解説としてまとめる予定です。
37		第5回審議会会議後の意見	・まちづくり学生ワークショップにて提案された内容が基本計画に反映されていないのでは	・本取組は、未来の上越市を担う市内在学の高校生・専門学生・大学生の若者世代が、地域のまちづくりについて考える機会となり、市としても若者世代が感じている課題認識を把握できたことが大きな成果であると考えています。 ・提案内容については、将来都市像の実現に向け、今後、具体的な事業として立案する際の参考としていきたいと考えています。

上越市第7次総合計画

暮らしやすく、希望あふれるまち 上越

令和5(2023)年度 ⇨ 令和12(2030)年度

(案)

新潟県上越市

目次

最終的な計画書段階で添付

I 序論 ○

第1章 策定の背景	○
1節 社会の潮流	○
2節 当市における現状と課題	○
3節 将来推計人口	○
第2章 まちづくりに対する市民の意見	○
1節 市民の声アンケート	○
2節 グループインタビュー	○
3節 まちづくり意見交換会等	○

II 基本構想 1

第1章 総合計画の策定に当たって	2
1節 計画策定の趣旨	2
2節 計画の位置付け	2
3節 計画の構成と計画期間	3
4節 計画の特徴	4
第2章 基本理念	6
第3章 将来都市像	8
第4章 将来都市像の実現に向けて	9
1節 5つの基本目標	9
2節 基本目標の方針	10
3節 政策展開の方向性	11
4節 政策推進の考え方	16
第5章 土地利用構想	20
1節 土地利用の考え方	20
2節 めりはりのある土地利用（面）	22
3節 暮らしを支える拠点の構築（点）	23
4節 人や物の移動を支える交通ネットワークの構築（線）	25

Ⅲ 基本計画 27

第1章 基本計画の概要	28
1節 基本目標別施策体系一覧	28
2節 基本目標別施策の見方	30

第2章 基本目標別施策	32
-------------	----

基本目標1

支え合い、生き生きと暮らせるまち

ころと体の健康増進	32
地域医療体制の充実	34
高齢者福祉の推進	36
障害者福祉の促進	38
複合的な課題を抱える世帯への支援	40

基本目標2

安心安全、快適で開かれたまち

大規模災害への対応力の強化	42
災害に強い都市構造の構築	44
地域防災力の維持・向上	46
消防体制の整備	48
防犯・交通安全対策の推進	50
快適な生活環境の保全	52
都市空間の整備・充実	54
土地利用政策の推進	56
交通ネットワークの確立	58
自然環境の保全	60
地球環境への負荷が少ない社会の形成	62

基本目標3

誰もが活躍できるまち

人権・多様性の尊重	64
男女共同参画の推進	66
若者が活躍できる環境づくり	68
コミュニティの充実	70
多様な市民活動の促進	72
つながりの創出・拡大	74

基本目標4

魅力と活力があふれるまち

地域に根付く産業の活性化	76
企業立地・物流拠点化の推進	78
新産業・ビジネス機会の創出	80
雇用機会の拡大と就労支援	82
観光振興の強化	84
シティプロモーションの推進	86
農業の振興	88
林業・水産業の振興	90
農林水産業の価値と魅力向上	92

基本目標5

次代を担うひとを育むまち

切れ目のない子育て支援	94
子育て環境の充実	96
主体的な学びを支える学校教育の充実	98
教育環境の充実	100
多様な学びの推進	102
スポーツの振興	104
文化活動の振興	106

第3章 重点テーマ	108
-----------	-----

1節 重点テーマの設定	108
2節 重点テーマの構成	108
3節 4つの重点テーマ	110
活動人口の創出（ヒューマン）	110
地域活力の創造（コミュニティ）	111
地域DXの推進（デジタル）	112
脱炭素社会の形成（グリーン）	113

第4章 計画の推進に当たって	114
----------------	-----

1節 計画の推進に向けた視点	114
2節 計画の進捗管理	114
3節 計画の評価検証	115
4節 各種個別計画の管理	115

最終的な計画書段階で添付

Ⅳ 資料編

○

Ⅱ 基本構想

第1章	総合計画の策定に当たって	2
第2章	基本理念	6
第3章	将来都市像	8
第4章	将来都市像の実現に向けて	9
第5章	土地利用構想	20

第1章 総合計画の策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨

近年、当市を取り巻く社会経済環境は大きく変化し、時代の転換期を迎えています。

人口減少と少子高齢化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や自然災害の激甚化・頻発化、さらには、社会全体のデジタル化の進展や脱炭素社会への転換など、社会経済状況の変化は、私たちの想像を超える速さで進んでおり、その一つ一つが市民の暮らしや地域の経済活動に様々な影響を及ぼしています。

このように変化が目まぐるしく、将来予測が困難な時代において、これまでの前例や経験が通じない局面をどのように打開していくのか。自らの力でいかにまちの未来を切り開いていくのか。このことが、今を生きる私たちに課された大きな課題となっています。

こうした中、当市には、海、山、大地の豊かな自然、長年にわたり連綿と培われてきた歴史・文化、充実した産業基盤や広域交通網、様々な地域活動や市民活動など、まちを発展させる力となる多彩で魅力的な資源が数多く存在しています。

これまでの価値観や常識にとらわれず、柔軟な発想の下で、それらの力を、市民や地域が一丸となって高め、いかしていくことが、私たちの暮らしをより豊かなものとしていきます。そして、その積み重ねが、地域に対する愛着や誇りを育み、次代を担う子どもや若者が帰ってきたくなるようなまちの実現につながるものと考えます。

このことから、新たな時代を見据えた、持続可能なまちづくりに向けて、市民・事業者・団体・地域とともに、目指すまちの将来像や取組の方向性を共有し、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するための指針として、令和5年度を初年度とする新たな総合計画を策定します。

第2節 計画の位置付け

本計画は、上越市自治基本条例（以下、「自治基本条例」という。）（※）第16条に基づき策定し、市政運営の総合的な指針と位置付けられる当市のまちづくりの最上位計画となるものです。

各種個別計画は、本計画が示す政策・施策等の考え方と整合を図りながら策定・改定を行います。

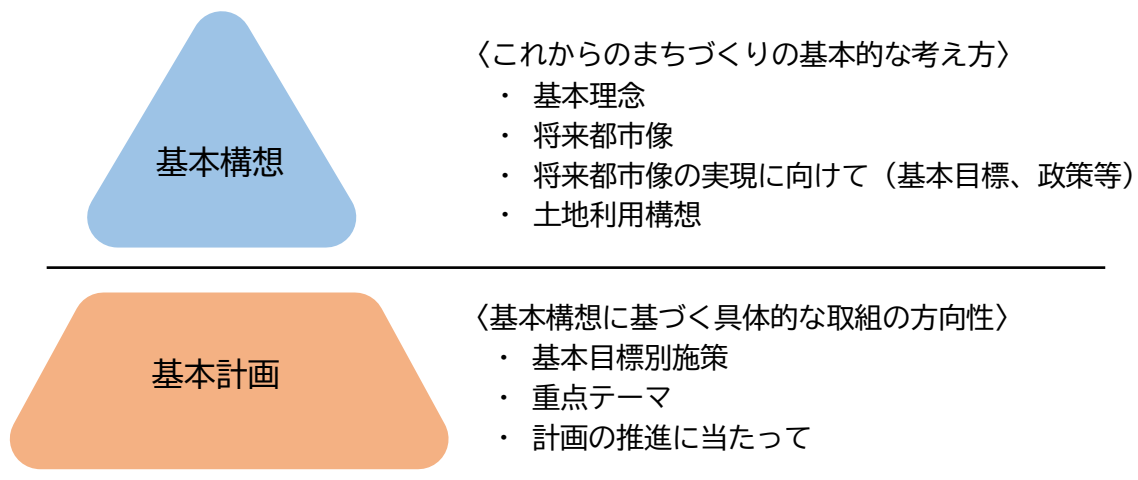
※ 上越市自治基本条例とは

- ・平成20年4月に施行された自治基本条例は、当市の自治の基本的な理念や仕組みを定めた条例であり、当市における自治の最高規範として位置づけられる条例です。
- ・平成23年8月の地方自治法の改定により、市町村による基本構想の策定義務が撤廃され、総合計画の策定は市町村の自由裁量により判断することが可能となったことから、当市では、自治基本条例第16条に基づき本計画を策定するものです。

第3節 計画の構成と計画期間

(1) 計画の構成

本計画は、長期的な視点を踏まえた、これからのまちづくりの基本的な考え方を示す「基本構想」と、基本構想に基づく、具体的な取組の方向性を示した「基本計画」の2層構造で構成します。



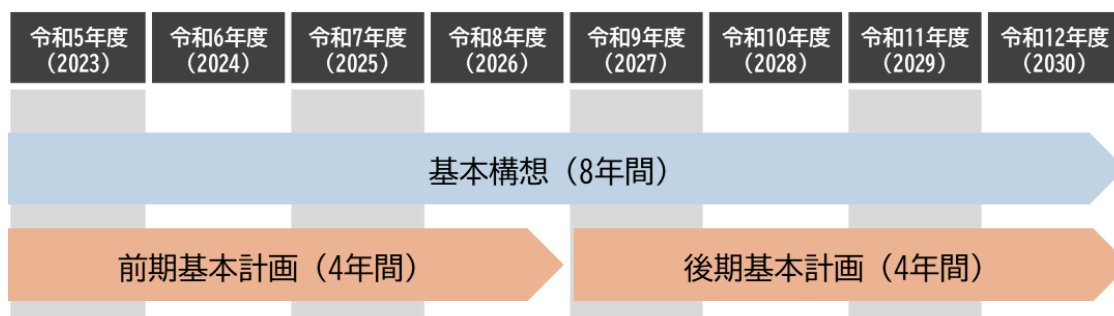
構成	項目	内容
基本構想	基本理念	長期的な視点を踏まえた、まちづくりの根本に据える理念、目標
	将来都市像	市政運営により目指す、8年後のまちの姿
	将来都市像の実現に向けて	将来都市像の実現を目指す上での、基本目標とその目標達成に向けた政策の方針など
	土地利用構想	将来都市像を実現するための土地利用の基本的な考え方
基本計画	基本目標別施策	それぞれの基本目標に基づく政策を具体化していくための取組の方向性
	重点テーマ	直面する重要課題に対して、横断的かつ重点的に取り組む政策テーマ
	計画の推進に当たって	計画の推進に当たり、大切にしている視点など

第1章 総合計画の策定に当たって

(2) 計画期間

計画期間は、令和5年度から令和12年度までの8年間とします。

基本計画は、社会経済環境の変化に的確に対応できるよう、4年後の令和8年度に見直しを行うこととし、前期4年間、後期4年間とします。



第4節 計画の特徴

(1) 自治基本条例の理念に基づいた市政運営のための計画

本計画は、平成17年の市町村合併の基本理念を踏まえた上で、自治基本条例に基づき市政運営の総合的な指針を定めるものです。

そのため、本市における自治・まちづくりは、自治の担い手である市民、市議会、市長等がそれぞれの権利・権限と責務の下で進めていくべきであることを基本認識としています。

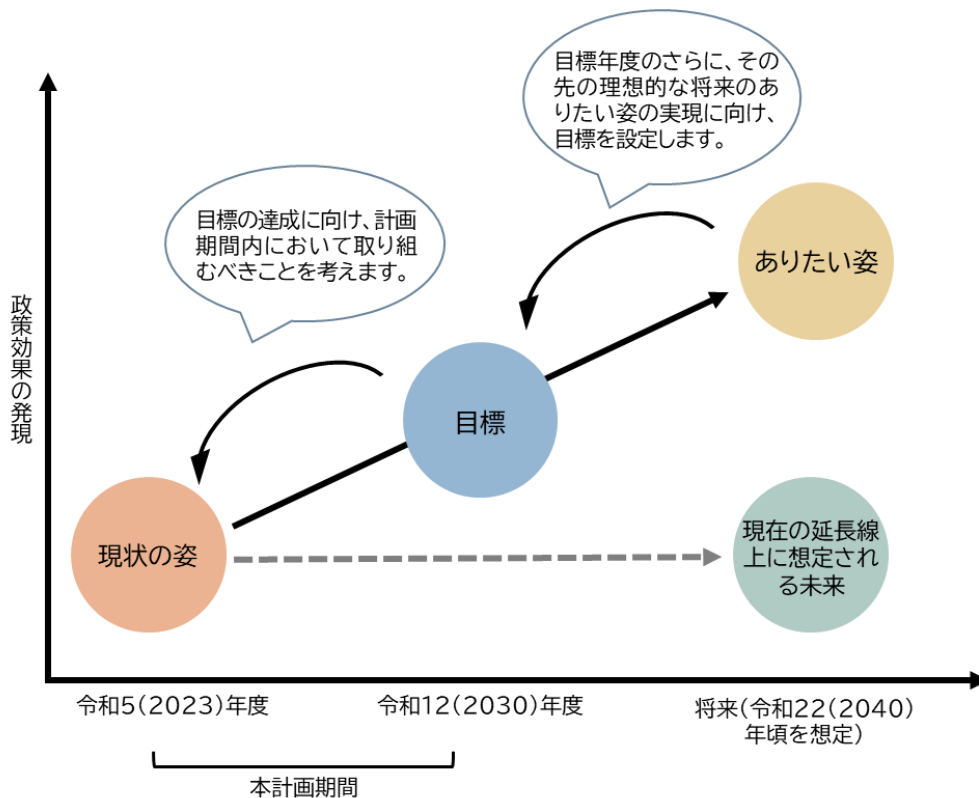
(2) 未来志向による計画

人口減少・少子高齢化の進行により、今から18年後の令和22(2040)年には、現役世代として経済や社会を支えてきた団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者1人を現役世代1.5人で支える時代の到来が予測されています。また、近年、自然災害の激甚化や頻発化、様々な技術革新などによる社会経済環境の急激な変化、さらには国際情勢の不安定化などにより、直面する課題は過去に例がない複雑なものとなっています。

こうした不確実で不透明な時代において、将来の確かな展望を見通していくためには、現在を起点にした従来の延長線上で物事を考えるだけでなく、目標となる将来の理想的なありたい姿(望ましい未来の地域社会の姿)を自ら描いた上で、その姿を実現していくために、主体的に取り組むべきことを明らかにしていく、未来志向(バックキャスティング※)の考え方が大切になるものと考えます。

そのため、本計画では、今の子どもたちが大人になり、社会で活躍する未来を見据え、計画期間よりも更に一歩先の将来となる、令和22(2040)年頃を目安とした、将来のありたい姿の実現に向けて、令和12(2030)年度までに取り組むべきものを定めた計画とします。

未来志向（バックキャストिंग）による計画策定の考え方のイメージ



※ バックキャストिंगとは

- ・理想的なありたい姿を描き、その姿を現実のものとするためにどのような手段や施策が必要か逆算して考える手法です。現在を起点に計画を積み上げるのではなく、未来に軸足を置くことが特徴です。
- ・この考え方には、不確実で不透明な時代にあっても目標が明確であることから、目標に向かう方向性の軌道修正を行いやすいというメリットがあります。

(3) 実効性のある計画

計画の実効性を高めるため、施策の成果を客観的に把握できる適切な成果指標を設定し、進捗管理を行います。なお、計画の実施段階においては、未来志向による取組だけではなく、現状を起点とする考え方を適切に組み合わせていくことによって、計画の実効性を高めていきます。

また、行政改革に関する取組や将来的な財政見通しを踏まえた持続可能な行財政運営の下で、計画を推進します。

第2章 基本理念

当市を取り巻く社会経済環境の変化などの将来予測を踏まえつつ、第6次総合計画に対する政策・施策の評価・検証の結果とともに、市民の声アンケートやグループインタビュー、まちづくり市民意見交換会等を通じて聴取した市民の意見を踏まえ、令和22(2040)年頃を目安とする、将来の当市の理想的なありたい姿を31のキーワードで整理しました。

そして、将来にわたって大切にしたいまちの価値である「上越らしさ」を重ね合わせて検討する中で、以下のとおり、一つのフレーズに取りまとめ、それを本計画におけるまちづくりの根本に据える基本理念として決めました。

上越市ならではの快適で幸せな暮らしの実現 ～生きる力を備えたまちづくり・ひとづくり～

全国有数の豪雪地帯である当市において、人々は、日々の暮らしの傍らにある自然に畏怖の念を抱きながら、四季折々の美しさに生きる喜びを感じ、その中で育まれた恵みをいかした食を堪能するなど、季節に寄り添った当地ならではの暮らしを、あまた享受してきました。

また、先人の努力の積み重ねにより、上杉謙信公の居城であった春日山城をはじめとした当地ならではの奥深い歴史や文化、その精神性が、連綿と受け継がれるとともに、私たちの中には、雁木に象徴される雪国の暮らしや古から当地の生業を支えてきた農業を通じて、思いやりや支え合い、助け合いの精神が培われ、今もなお宿っています。

こうした「上越らしさ」といえる、多彩なまちの魅力と人々に宿る他者を思う心は、この地に住む私たちにとって、かけがえのない大切な財産ということができます。

一方、現代社会に目を向けると、急速に進む少子高齢化や人口減少に伴い、核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、加えて、激甚化・頻発化する自然災害や、国際紛争による世界・国内・地域経済への影響など、社会経済環境の急激かつ複雑な変化とともに、人々の価値観・ライフスタイルも多様化が進み、まさに時代の大きな転換期に直面する中、将来に向け明るい展望を見出ししていくことが極めて難しい状況となっています。

こうした先行きの見通しが困難な時代だからこそ、上越市ならではの普遍的な価値を大切にしながら、まちや人の力を育むとともに、「Well-being」(※)の考え方にあるような、市民の幸福感を高め、持続可能な社会を創り、未来に引き継いでいくことが、今を生きる私たちの責務であると考えます。

そのためには、市民一人一人が他者や社会とのつながりを実感する中で、誰一人取り残されることなく、自分らしく健やかに生きていくことができる環境を整えていくことが必要となってきます。

さらには、そうした環境を下支えしていくものとして、当市の強みである多様な地域資源や産業に磨きをかけ、自給力や地域内循環の強化、都市の強靱化を図るとともに、様々な主体による協働に加え、共創によって新たな価値を創造していくことなどにより、予測困難な時代にあっても、しなやかに、かつ力強く対応し、確実に生き抜いていく力を備えた「まち」の仕組みと形を形成していくことが必要と考えます。

そして、新しい時代を切り開いていくのは、いつの時代も「ひと」です。人の英知の積み重ね、挑戦の繰り返しがイノベーション(革新)を生み出します。自分らしさが尊重され、生涯にわたり、あらゆる場面で、あらゆる「ひと」が輝くことができる地域を確立していくことが大切となってきます。

このように、社会・文化・自然の豊かさや人情味あふれる気質・風土を当地ならではのものとして、将来にわたって引き継ぎながら、全ての市民が他者との結びつきを実感し、誰一人取り残されることなく、安心感や幸福感、満足感に包まれ、自分らしく健やかに暮らし、のびやかに学び、人とまちの成長につなげていく、そうした思いを「上越市ならではの快適で幸せな暮らしの実現～生きる力を備えたまちづくり・ひとづくり～」と表現しました。

※ Well-being (ウェルビーイング) とは

- ・身体的、心理的、社会的に良好で、すべてが満たされた状態にあること。健康、幸福感、つながりが良好な状態にあることを意味しています。

第3章 将来都市像

人口減少や人々の価値観の多様化などが進む成熟社会の中で、上越市ならではの快適で幸せな暮らしを実現していくためには、市民の暮らしと成長を支える確かな基盤を確立していくことが必要です。

そのためには、上越らしさといえる、まちの多彩な魅力や人々の共助の精神を身近に感じる中で、誰もが自らの生き方、暮らし方、働き方に安心感や満足感を実感できるよう、市民の暮らしの質を着実に高めていくことが必要となってきます。

あわせて、若者や女性、高齢者、外国人といった多様な市民一人一人が、夢や希望に向けて、学び、挑戦し、活躍できる環境を、みなで手を携え、共に一つ一つ創り上げていくことが大切となります。

市民・事業者・団体・地域など、これからのまちづくりに関わる全ての方々が、まちの未来に思いを抱き、同じ目標に向かって行動していくため、第7次総合計画の最終年度となる8年後の令和12(2030)年度に上越市が目指す将来都市像を次のとおり掲げます。

暮らしやすく、希望あふれるまち 上越

「暮らしやすいまち」に向けて・・・

各種インフラ、産業、教育、医療、福祉、環境、文化の全てにおいて、社会環境の変化に、柔軟かつしなやかに対応し、誰一人取り残されることなく、自分らしい暮らしができるよう、生活の質の向上を図り、安心感や満足度をより高めていきます。

「希望あふれるまち」に向けて・・・

地域の魅力や資源、産業や人材など、まちの力を市民や地域が一丸となって高め、いかしていく中で、地域に対する愛着や誇りが生まれ、市民一人一人が夢や希望を持って暮らし、そして、次代を担う子どもや若者が帰ってきたくなくなるようなまちづくりを進めていきます。

第4章 将来都市像の実現に向けて

第1節 5つの基本目標

将来都市像の実現に向け、次のような5つのまちの姿を基本目標として定めます。

支え合い、生き生きと暮らせるまち

安心安全、快適で開かれたまち

誰もが活躍できるまち

魅力と活力があふれるまち

次代を担うひとを育むまち

【基本目標のイメージ図】



第2節 基本目標別の方針

将来都市像の実現を目指す上での、各基本目標の達成に向けた政策の方針を示します。

基本目標1 支え合い、生き生きと暮らせるまち

地域社会における支え合いや助け合いによって、暮らしの安心感を高めるとともに、年齢や障害等の有無に関わらず、誰一人社会から孤立することなく、住み慣れた地域で心身ともに健康で、自分らしく生きがいを持って暮らすことができるまちを目指します。

基本目標2 安心安全、快適で開かれたまち

市民の暮らしを支える都市基盤や良好な生活環境の持続性を高め、災害に強い安心安全で強靱なまちづくりに取り組むほか、地域の豊かな都市空間や自然環境を保ち、その質を高めるとともに、全国へと開かれた交通ネットワークをいかし、誰もが快適に暮らし続けられるまちを目指します。

基本目標3 誰もが活躍できるまち

お互いの価値観や考えの違いを認め合い、一人一人が持つ力が発揮される環境をつくとともに、地域のコミュニティ活動の充実や、様々な主体による協働に加え、共創の取組を推進することによって、人々の関係性やつながりを育みながら、誰もが活躍できるまちを目指します。

基本目標4 魅力と活力があふれるまち

地域に根付き、新たな価値を作り出す産業の活力を高めるとともに、誰もがやりがいを持って働くことができる環境を整えるほか、「上越らしさ」を磨き上げ、その魅力の最大化を図りつつ、を広く内外に伝える中で新たな交流が生まれていく、魅力と活力があふれるまちを目指します。

基本目標5 次代を担うひとを育むまち

安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに育つ教育・社会の環境の整備や充実に取り組むほか、全ての世代が学び、活躍し、挑戦することができる環境を整え、まちの未来を支えるあらゆるひとを育むまちを目指します。

第3節 政策展開の方向性

基本目標1 支え合い、生き生きと暮らせるまち

【方針】

地域社会における支え合いや助け合いによって、暮らしの安心感を高めるとともに、年齢や障害等の有無に関わらず、誰一人社会から孤立することなく、住み慣れた地域で心身ともに健康で、自分らしく生きがいを持って暮らすことができるまちを目指します。

【政策展開の方向性】

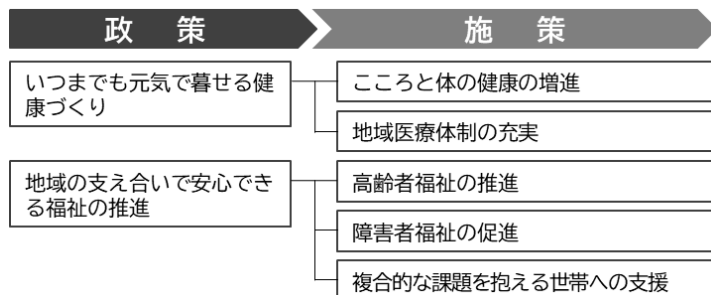
いつまでも元気で暮せる健康づくり

- 誰もが生き生きと元気に暮らしていくためには、子どもから高齢者まで、こころと体の健康が保持・増進され、適切な医療が受けられる中で、健康寿命の延伸が図られていくことが重要です。
- このことから、生活習慣病の発症やその重症化の予防を軸とする保健指導や、健康づくり活動の推進に取り組むほか、若者や幼少期からの生活習慣の改善に資する取組の推進や感染症の流行への備えを通じて、市民のこころと体の健康の維持・増進を図ります。また、誰もが必要な医療を必要な時に受けることができるよう医療体制の充実に取り組みます。

地域の支え合いで安心できる福祉の推進

- 暮らしの安心感を高めていくためには、高齢者や障害のある人など支援が必要な人が、行政や地域、家族などの様々な支え合いを通じて、抱える課題が解決・改善され、生き生きと生活していくことができる地域社会を構築していくことが大切です。
- このことから、高齢者の介護予防や生きがいづくりの取組を推進するとともに、福祉・介護分野における担い手不足の解消に取り組むほか、地域や関係機関等と連携しながら、障害のある人への福祉サービスの充実や社会参加の支援、複合的な課題を抱える世帯への相談や自立に向けた支援等に取り組むことにより、地域全体で支え合い、誰もが安心できる福祉を推進します。

【政策・施策の体系】



基本目標2 安心安全、快適で開かれたまち

【方針】

市民の暮らしを支える都市基盤や良好な生活環境の持続性を高め、災害に強い安心安全で強靱なまちづくりに取り組むほか、地域の豊かな都市空間や自然環境を保ち、その質を高めるとともに、全国へと開かれた交通ネットワークをいかし、誰もが快適に暮らし続けられるまちを目指します。

【政策展開の方向性】

あらゆる災害に柔軟に対応する力の向上

- 激甚化・頻発化する自然災害から市民の命や暮らしを守るためには、あらゆる災害による被害の未然防止と軽減、地域や行政組織の災害対応力の強化や災害に強い都市構造の構築を図ることが重要です。
- このことから、職員の危機管理能力の向上をはじめ、自然災害や原子力災害に対応した避難体制等の整備・充実を進めるとともに、地震や水害に強い社会インフラや住環境の構築に取り組むほか、市民や地域の防災意識の向上や防災活動の推進に取り組みます。

日常を支える安心安全の土台の強化

- 市民が安心安全、快適に暮らし続けるためには、火災被害や各種犯罪、交通事故等に対する一人一人の意識の醸成や地域ぐるみの対応力の向上が不可欠であり、また、公害や環境汚染の無い良好な住環境が整っていることが重要です。
- このことから、常備消防体制の整備や消防団活動の推進を図るとともに、子どもから高齢者まで、防犯や交通安全の意識の向上や地域の見守り体制等の強化に取り組むほか、ごみの適正処理や公害対策、汚水の衛生処理の推進により、快適な生活環境の保全を図ります。

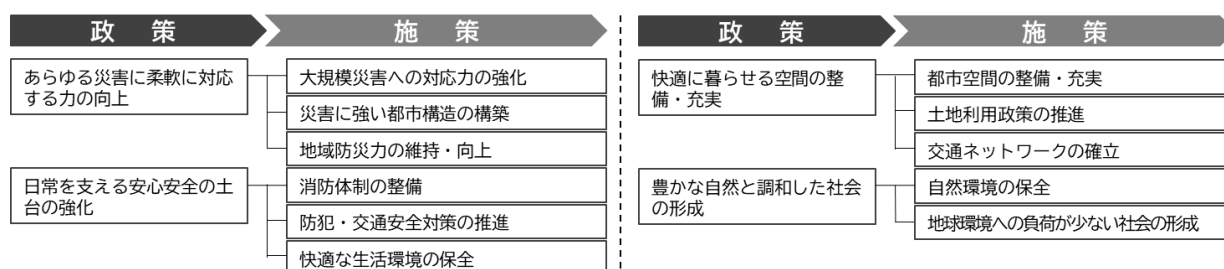
快適に暮らせる空間の整備・充実

- 心にゆとりや潤いを持ち、快適に暮らしていくためには、歴史・文化・自然が調和した美しい街並みが形成されるとともに、機能的な都市基盤や利便性の高い交通ネットワークが整っていることが大切です。
- このことから、良好な景観や安らぎを感じられる都市公園等の空間を整備するとともに、公共施設の長寿命化やインフラの効率・効果的な整備、土地利用構想と整合が図られた計画的な土地利用の推進などに取り組むほか、高齢者や学生も利用しやすい地域交通の確保や、市内外を結ぶ広域交通網の連結強化、冬期間の迅速かつ適切な除雪体制の維持などに取り組みます。

豊かな自然と調和した社会の形成

- 当市の豊かな自然環境を保全し、将来世代に引き継いでいくためには、地域における生態系の保全や環境負荷の少ない社会経済活動の推進に取り組むことが不可欠です。
- このことから、多様な生態系の保全や野生動物と共存した環境づくりのほか、日常生活や事業活動における省エネルギー化や様々な再生可能エネルギーの普及、ごみの減量化やリサイクルの推進など、各種の環境問題に対する意識向上や関係団体と連携した環境美化活動の推進などに取り組みます。

【政策・施策の体系】



基本目標3 誰もが活躍できるまち

【方針】

お互いの価値観や考えの違いを認め合い、一人一人が持つ力が発揮される環境をつくとともに、地域のコミュニティ活動の充実や、様々な主体による協働に加え、共創の取組を推進することによって、人々の関係性やつながりを育みながら、誰もが活躍できるまちを目指します。

【政策展開の方向性】

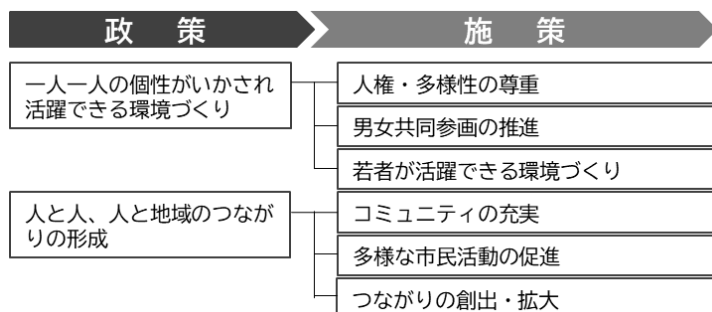
一人一人の個性がいかされ活躍できる環境づくり

- 市民の暮らしの中で一人一人が個性をいかし、その力を発揮していくためには、相互に認め合い、尊重する意識が醸成されるとともに、次代を担う若者が、夢や希望の実現に向けてチャレンジできる環境を整えていく必要があります。
- このことから、人権尊重や非核平和に関する意識啓発を一層推進するとともに、外国人市民との共生や男女共同参画の推進を図るほか、若者の定住につながる生活支援や、地域への理解や愛着を高める機会の創出に取り組みます。

人と人、人と地域のつながりの形成

- 地域の活力や新たな価値を生み出していくためには、地域の課題を「自分事」として捉えて行動する市民や事業者、団体などを増やしていくとともに、市外から関わり、応援し、移住する人など、多様な連携やつながりを形成していくことが大切です。
- このことから、地域に愛着や誇りを持って活動する人材の育成や、地域課題を解決する地域自治の仕組みづくりをはじめ、地域コミュニティ等の活性化や市民活動の支援に取り組むとともに、中山間地域等の支え合い体制の強化や大学と連携した地域活性化の取組の推進を図ります。また、当市に魅力を感じ、移住する人の相談対応や住環境の支援に取り組みます。

【政策・施策の体系】



基本目標4 魅力と活力があふれるまち

【方針】

地域に根付き、新たな価値を作り出す産業の活力を高めるとともに、誰もがやりがいを持って働くことができる環境を整えるほか、「上越らしさ」を磨き上げ、その魅力の最大化を図りつつ、を広く内外に伝える中で新たな交流が生まれていく、魅力と活力があふれるまちを目指します。

【政策展開の方向性】

新たな価値を創り出す産業基盤の確立

- 地域産業の活力が持続的に発揮され、地域経済の成長と発展につなげていくためには、各産業において生産性の向上や新たな付加価値の獲得が図られるとともに、働きがいや魅力を感じられる多様な職場を創出していくことが必要です。
- このことから、社会のデジタル化や脱炭素化に対応したイノベーションを推進するとともに、工業の設備投資等の促進や販路開拓の支援、商業・サービス業や商店街の活性化に取り組むほか、企業立地の推進や直江津港の拠点性の強化、さらには、若者や女性、UIJ ターン者等による起業・創業の支援や、ワーク・ライフ・バランスが保たれた、多様な働き方ができる雇用環境の向上に取り組めます。

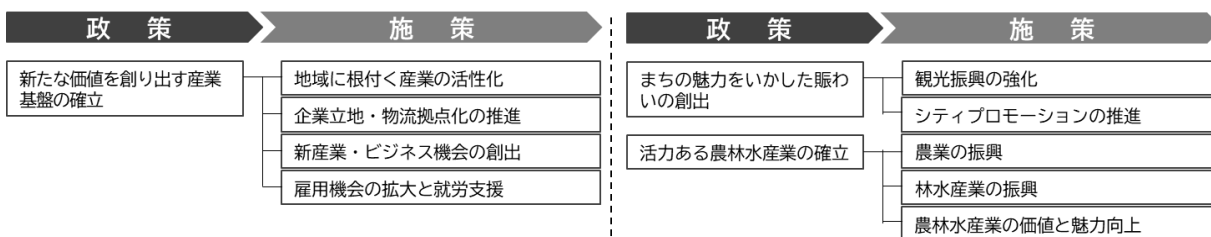
まちの魅力をいかした賑わいの創出

- 当市の魅力を全国に発信し、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図っていくためには、市民の地域への誇りと愛着を醸成するとともに、地域資源の磨き上げや観光客の受入れ環境づくりなどを進めていくことが重要です。
- このことから、当市ならではの観光地域づくりに向けた資源の発掘・磨き上げや、年間を通じて来訪者を受け入れる環境づくり、広域的な周遊・滞在型観光や市内の回遊性の向上に取り組むほか、地域の多様な魅力を関連付け、官民の連携や各政策間の連携によって総合的に発信していくとともに、各種コンベンションの誘致や開催の支援に取り組めます。

活力ある農林水産業の確立

- 活力ある農林水産業を確立していくためには、地域の特色や資源をいかした持続可能な経営が実践されるとともに、地域の魅力的な農林水産物が市内外で高い評価を得て、利用されていることが大切です。
- このことから、農林水産業の担い手の確保・育成と収益性の向上を図るとともに、農業の生産基盤の強化や森林・水産資源の保全に取り組むほか、市民の食育の実践と定着、地産地消を推進していきます。

【政策・施策の体系】



基本目標5 次代を担うひとを育むまち

【方針】

安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに育つ教育・社会の環境の整備や充実に取り組むほか、全ての世代が学び、活躍し、挑戦することができる環境を整え、まちの未来を支えるあらゆるひとを育むまちを目指します。

【政策展開の方向性】

安心して子どもを産み育て、健やかに育つ環境づくり

- 妊娠期から育児期まで、母子ともに健康で安心して生活していくためには、家庭環境に応じた切れ目のない支援や保育サービスが地域ぐるみで展開されることが大切です。
- このことから、母子保健の充実や経済状況等に応じた支援、子どもや保護者の交流や相談対応、地域での相互援助の環境づくりに取り組むとともに、保護者の就労形態や多様化する保育ニーズに対応した保育環境等の充実や保育サービスの提供を進めます。

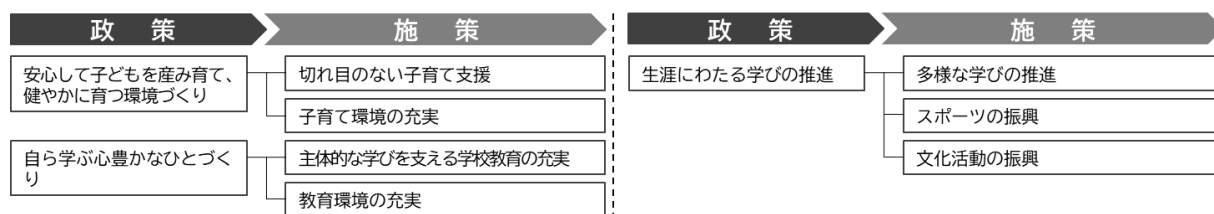
自ら学ぶ心豊かなひとづくり

- 子どもが主体的に学び、心の豊かさを育てていくためには、学校や地域が一体となって成長を支え、多様な個性が尊重される教育環境が整う中で、子どもが安心安全に学び、行動する力を身に付けていくことが重要です。
- このことから、子どもの知的好奇心や自ら学ぶ意欲など、わくわくしながら学びに向かう力や必要な資質・能力の向上を図るとともに、学校・家庭・地域等と連携した、特色ある学校教育を推進するほか、一人一人のニーズや特性に合わせた学びの保障、児童生徒数の減少に対応した学校の適正配置や各種の環境整備に取り組みます。

生涯にわたる学びの推進

- 全ての世代が自分らしく生き生きと輝いていくためには、生涯にわたる学習活動やスポーツ、文化活動を通じて主体的に学び、様々な挑戦をしていくことが大切です。
- このことから、子どもから大人まで、多様な学習機会の提供や自主的な学習活動の支援に取り組むとともに、各種スポーツ団体との連携によるスポーツ活動の充実やスポーツ施設等の環境整備を進めるほか、地域の歴史・文化的資源の保存と活用が図られる中で、市民が歴史・文化芸術に触れ、活動できる環境づくりに取り組みます。

【政策・施策の体系】



第4節 政策推進の考え方

(1) 総合計画とSDGsの一体的な推進

SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、令和12年を期限とする国際社会の共通目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを原則としています。

国においては、平成28年に「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設置するとともに、毎年、実施方針と優先的課題を発表し、地方自治体や民間企業などのあらゆる主体による積極的な取組を求めています。

当市においても、行政はもとより、市民や事業者など様々な主体が協働してSDGsの理念にある、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に資する取組を推進することは、地域が抱える課題の解決をはじめ、環境・経済・社会のバランスの取れた持続可能なまちづくりや地方創生の実現に大きく寄与するものと考えます。

SDGsと本計画については、それぞれの対象や規模は異なるものの、当市が目指すまちづくりの方向性や各々の目標年度が重なることから、本計画にSDGsの理念や視点を積極的に取り入れるとともに、各施策と17のゴールを関連付け、目指す将来都市像とSDGsの達成に向け、一体的に取組を進めていきます。

〈SDGsの5つの特徴〉

普遍性：先進国を含め、全ての国が行動

包摂性：人間の安全保障の理念を反映し「誰一人取り残さない」

参加型：全てのステークホルダーが役割を

統合性：社会・経済・環境に統合的に取り組む

透明性：定期的にフォローアップ



持続可能な開発目標（SDGs）の詳細



目標1 〔貧困〕
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



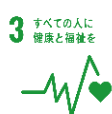
目標10 〔不平等〕
国内及び各国家間の不平等を是正する



目標2 〔飢餓〕
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標11 〔持続可能な都市〕
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標3 〔保健〕
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標12 〔持続可能な消費と生産〕
持続可能な消費生産形態を確保する



目標4 〔教育〕
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標13 〔気候変動〕
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標5 〔ジェンダー〕
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



目標14 〔海洋資源〕
持続可能な開発のために、海・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標6 〔水・衛生〕
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



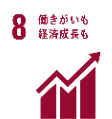
目標15 〔陸上資源〕
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び損失を阻止する



目標7 〔エネルギー〕
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標16 〔平和〕
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



目標8 〔経済成長と雇用〕
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



目標17 〔実施手段〕
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる



目標9 〔インフラ、産業化、イノベーション〕
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

出典：持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組（外務省国際協力局）

(2) デジタル技術の活用促進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、日常生活のあらゆる場面で非対面型・非接触型の対応が取り入れられる中、デジタル技術を活用したテレワークやオンラインサービスなどが急速に普及しており、こうした動きは、今後、更に加速していくものと想定されます。

また、地方の暮らしに関心を持つ人や移住する人が増えるなど、暮らしや仕事、人との関わり方に対する価値観が大きく変化し、新しい生活様式への適応が求められています。

このような中、国では令和4年6月に、全国どこでも誰もが便利に快適に暮らせる社会を目指し、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けた基本方針を掲げ、デジタルインフラを早急に整備し、官民双方で地方におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の自主的・主体的な取組を積極的に推進していく考えを打ち出しました。

当市においても、距離や時間を超越するデジタル技術の力を余すことなく取り込んでいくことが、新たなサービスやビジネスの創出機会につながるほか、市民生活における利便性や満足度を高めるなど、まちの活性化に大きく寄与するものと考えられます。

これらのことを踏まえ、誰一人取り残されることなく全ての市民がデジタル化のメリットを享受できるよう、デジタル格差に配慮しつつ、ポストコロナの新たな社会をより快適で豊かなものとするため、あらゆる分野でデジタル技術の活用を加速させていきます。



出典：デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月）

(3) 持続可能な行財政基盤の構築

人口減少・少子高齢化の進行に伴う人口構造の変化や社会経済環境の急激な変化などによって行政コストの増大が懸念される中、今後の行財政運営に当たっては、限られた経営資源をいかに効果的、効率的に活用していくか、難しい舵取りが求められています。

また、市民の価値観や生活様式の変容により、市民ニーズが複雑化・多様化し、様々な課題を行政だけで解決することが難しい事案も増えてきています。

このことから、本計画に位置付けた各政策を着実に推進していくため、様々な行政課題に迅速かつ的確に対応する企画力と実行力を備え、効率的に業務を執行する組織づくりに取り組むとともに、良質な行政サービスの提供とその立案・運用を担う職員の人材育成に取り組めます。

また、民間が持つノウハウやアイデアを活用するなど官民連携に取り組むとともに、安定的な歳入の確保や歳出の適正化に取り組む、将来にわたり持続可能な行財政基盤の構築を図ります。

第1節 土地利用の考え方

(1) 土地利用の現状と課題

当市においては、近年、市街地における新たな住宅団地の造成や上越妙高駅開業後の同駅周辺の施設整備、産業団地への企業・工場の進出など、地域経済の発展や市民ニーズへの対応を目的とした土地利用が進んでいます。

一方で、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、市街地では人口密度の低下や中心部の空洞化への対応、田園地域では農業の生産性の向上、また、中山間地域では集落機能と農業・林業の維持といった課題が顕在化しています。

さらには、全国的に自然災害が激甚化・頻発化する中、当市においても大雨、大雪等の災害が発生しており、安全で安心な土地利用や都市基盤の整備が求められています。

今後は、これらの課題への対応のみならず、将来のまちの発展を見据えた持続可能な土地利用と適切な機能整備を進めていく必要があります。

(2) 第7次総合計画における土地利用構想の方向性

第6次総合計画の土地利用構想では、令和16年度を計画期間の最終年度とする「上越市都市計画マスタープラン」との整合を図りながら、人口減少社会においても持続可能な発展を可能とする土地利用の考え方を示し、この間、所要の取組を進めてきました。

それは、国が掲げる「コンパクト・プラス・ネットワーク」の概念を踏まえ、広大な市域における各地域（市街地・田園・中山間地域の「面」）の特性・機能をいかしつつ、各地に暮らしを支える拠点（「点」）を形成し、それぞれを交通ネットワーク（「線」）で結ぶことにより、各地域が支え合い、魅力や恵みを市全体で享受する姿を目指したものであります。

第7次総合計画に掲げる将来都市像「暮らしやすく、希望あふれるまち 上越」の実現に向け、市民一人一人が住み慣れた地域で自分らしく、安心安全で快適に暮らし続け、活躍していくためには、人と地域のつながりの強化を図りつつ、災害に強いまちづくりを推進するほか、各地域の拠点を中心として、生活に必要な機能や移動手段を確保するとともに、デジタル技術を最大限活用することなどにより、住む場所にかかわらず、一定の生活の質が保たれ、さらには、地域の特性や強みを発揮することのできる自立的な地域社会を、官民が連携し、共に創っていく視点が不可欠です。

本土地利用構想では、そのための土台づくりとして、「面・点・線」の土地利用と機能整備を一層推進していきます。

なお、本土地利用構想に基づく具体的な取組については、総合計画の基本計画や、農業や産業など各分野における各種計画に定めて実施していきます。

(3) 土地利用の基本方針

本土地利用構想では、将来都市像の実現に向けて、「面・点・線」のまちの構造の3要素から、土地利用の考え方を示します。

「面」とは、市域を地勢的特徴に応じて区分した市街地、田園地域、中山間地域の三つの「エリア」のことで、

「点」とは、施設や店舗などの都市機能が集まる中心市街地や各総合事務所の周辺などの場所のことで、それらを「拠点」と位置付けます。

「線」とは、道路や鉄道、バスなどの「交通ネットワーク」のことで、

○ 面…めりはりのある土地利用

多様な都市機能や優良な農地、豊かな自然を有するエリアそれぞれの特性をいかし、育むめりはりのある土地利用を推進します。

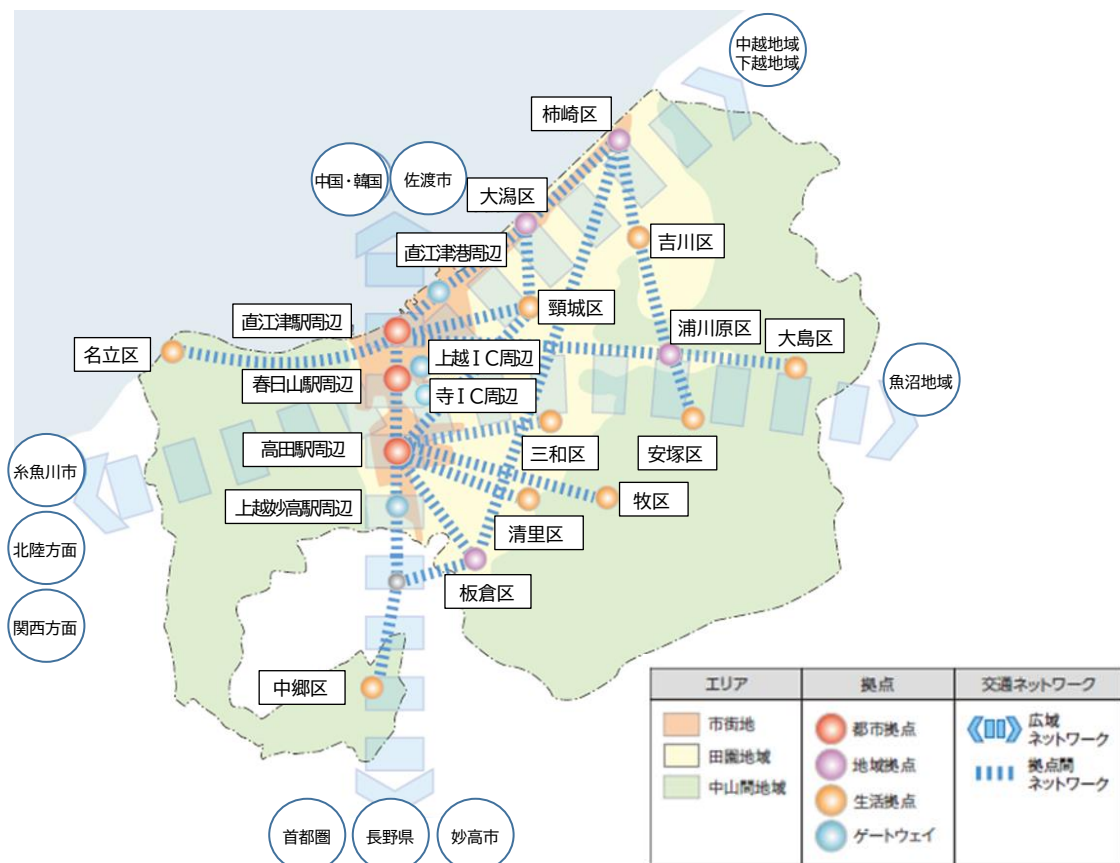
○ 点…暮らしを支える拠点の構築

各地区の拠点の機能に応じ、暮らしを支える機能を維持・集積します。

○ 線…人や物の移動を支える交通ネットワークの構築

拠点と市外、拠点と拠点、拠点と地区内の集落のそれぞれの間を、便利で安全に移動できる交通ネットワークを構築します。

面（エリア）・点（拠点）・線（交通ネットワーク）によるまちの構造のイメージ



※面（エリア）・点（拠点）・線（ネットワーク）のそれぞれの詳細は、次ページ以降をご覧ください。

面（エリア）は概ねの範囲を、点（拠点）は概ねの位置を、線（交通ネットワーク）はイメージを示したものです。

第5章 土地利用構想

第2節 めりはりのある土地利用（面）

市民の暮らしを支え育み、まちの自然や資源を受け継いでいくため、地勢的特徴に応じて市域を「市街地」「田園地域」「中山間地域」に区分し、各地域の特性と役割を踏まえた土地利用を行います。

土地は、人々の暮らしや産業活動などの基盤となる限られた資源であることを踏まえ、生活環境の向上や自然環境・景観の保全などの視点から、暮らしやすく、希望あふれるまちの形成に向け、市民や事業者などとともに計画的な土地利用を推進します。

また、これまでに整備された道路や公園、公共施設、建築物など既存ストックについて、遊休施設や空き家などを含め、適切な管理と有効活用に取り組むことによって、社会経済環境の変化に的確に対応し、市の持続的な発展を可能とするまちづくりを目指します。

市街地

○対象地域

- ・既に市街化が進んだ地域または市街化が想定される地域を指します。

○機能

- ・暮らしを支える多様な都市機能を有する地域とします。

○土地利用の考え方

- ・将来の人口減少や社会経済環境の変化などを踏まえ、市街地の適正な規模を維持します。
- ・社会経済環境を踏まえた住宅・商業・工業の土地利用の変化や、市民・事業者のニーズを見極めながら柔軟な土地利用を進めるとともに、市街地内で十分に活用されていない土地の解消に努めます。

【住居系の用地】

- ・住居系の用地内に宅地の供給を誘導しながら、市民が安心して快適に生活できる住環境を形成するための基盤整備に努めます。

【商業系の用地】

- ・既存の商業集積地を維持し、魅力を高めるため、地域特性に応じた商業機能の立地を誘導します。

【工業系の用地】

- ・高速道路や直江津港など広域交通ネットワークの交通結節点としての立地特性をいかし、企業の立地を誘導します。

田園地域

○対象地域

- ・市街地に隣接する平坦で農地と集落が分布する地域を指します。

○機能

- ・農業生産機能と生活機能を有する地域とします。

○土地利用の考え方

- ・優良な農地や自然環境、農村部の景観を保全します。
- ・集落地は、農村らしいゆとりある住環境を形成します。
- ・優良な農地は、地域の実情に応じて大規模ほ場などの生産基盤の整備を進めるとともに、農地の集積を進め、農業の生産性を高める土地利用を推進します。

中山間地域

○対象地域

- ・平地の外縁部から山間地に至るまとまった平坦な耕地の少ない地域などを指します。

○機能

- ・水源かん養や保水・浄水、生態系保全などの様々な公益的機能と生活機能を有する地域とします。

○土地利用の考え方

- ・自然環境や景観を保全するとともに、水源かん養などの公益的機能を維持するため、森林の適切な管理と農地の保全を推進するとともに、人や地域の支え合いなど様々な手立てを講じながら、中山間地域の暮らしを支援します。
- ・集落地は、自然環境と調和した里山らしい住環境を形成します。

第3節 暮らしを支える拠点の構築（点）

市民の暮らしを支え育み、まちの求心力の向上を図るため、中心市街地や各区総合事務所の周辺、広域交通の結節点の周辺などを「拠点」と位置付け、拠点が備える機能に応じて「都市拠点」「地域拠点」「生活拠点」「ゲートウェイ」の4つに区分し、暮らしを支える都市機能が集積したまとまりのある拠点の形成を図ります。

○拠点整備の考え方

<p>都市拠点 高田駅周辺、直江津駅周辺、春日山駅周辺</p> <p>都市的ライフスタイルを可能とする居住環境と当市の経済発展の原動力となる高次な都市機能の集積を図るとともに、市内外からの交通アクセス性を高め、多様な人々や団体が集まり、交流や連携が生まれる賑わいのある拠点を目指します。</p>	<p>地域拠点 浦川原区、柿崎区、大潟区、板倉区の各中心的エリア（総合事務所周辺）</p> <p>日常生活を送る上で必要な機能に加え、周辺の生活拠点を支える機能の維持・集積を図るとともに、地区内の集落や地区外からの交通アクセスを確保し、人々や団体が集まり、交流や連携が生まれる拠点を目指します。</p>
<p>生活拠点 安塚区、大島区、牧区、頸城区、吉川区、中郷区、清里区、三和区、名立区の各中心的エリア（総合事務所周辺）</p> <p>日常生活を送る上で必要な機能の維持・集積を図るとともに、地区内の集落や地区外からの交通アクセスを確保し、人々や団体が集まり、交流や連携が生まれる拠点を目指します。</p>	<p>ゲートウェイ 上越妙高駅周辺、直江津港周辺、上越インターチェンジ周辺、寺インターチェンジ周辺</p> <p>広域交通が結節し、市内から市外へ、市外から市内への広域的な人や物の移動の玄関口としての特性をいかした機能の集積を促進します。</p>

○拠点が有する機能の例

都市拠点が有する機能	<ul style="list-style-type: none"> ○洋服などの買回品を購入する店 ○大型商業施設または商業施設の集積 ○総合病院または医療機関の集積 ○文化施設、宿泊施設、コンベンション施設 など
地域拠点が有する機能	<ul style="list-style-type: none"> ○スーパー・ホームセンター ○金融機関 ○福祉施設 ○体育施設 など
生活拠点が有する機能	<ul style="list-style-type: none"> ○生鮮食料品などの最寄品を購入する店 ○行政窓口 ○郵便局 ○農協 ○コミュニティ施設 ○保育園 ○小中学校 ○医療機関 ○公共交通 など

なお、機能は例示であり、拠点の立地や周辺地域の人口、周辺の拠点が有する機能などの状況により異なります。

第5章 土地利用構想

○各都市拠点の考え方

高田駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・雁木や寺町などの歴史的なまちなみを有し、多様な都市機能が集積している特徴を踏まえ、既に集積している都市機能やまちの歴史的価値を更に高める観点から、必要な都市機能の集積や歴史的まちなみの保存・活用を促進します。 ・また、歴史文化などの地域資源を活用したまちなかの回遊性の向上や、空き店舗などの既存ストックの活用などにより賑わいの向上を図ります。
直江津駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道が結節する交通の要衝としての特徴や、既存の都市機能に加え、商業、交流機能などの立地を促進し、鉄道沿線地域の拠点となるまちを目指します。 ・また、歴史を感じさせるまちなみや日本海を一望できる景観などの個性的な資源を活用するとともに、近隣の直江津港や水族博物館などをいかし、市内外からの交流促進に寄与する機能の充実を図ります。
春日山駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所や文化会館などの公共施設が集積している特徴を踏まえ、行政、文化・スポーツなどの都市機能の集積や、上杉謙信公ゆかりの春日山への玄関口であることをいかし、文化・交流の拠点化を目指します。

○各ゲートウェイの考え方

上越妙高駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏や北陸、関西地方を結ぶ玄関口としての特徴を踏まえ、観光やビジネスを目的とした来訪者をもてなすにふさわしい環境整備や都市基盤の充実を図ります。 ・市内外の円滑な移動を実現する交通結節点としての利便性や広域的な拠点性を高める機能の集積を図るとともに、立地特性をいかし、IT企業等の進出や新産業の創出を促進します。
直江津港周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外への航路を有し、LNG基地や火力発電所が立地しているほか、メタンハイドレートの商品化に向けた調査研究が実施されている状況を踏まえ、エネルギー港湾としての特長をいかしつつ、物流機能やエネルギー関連産業、製造業等の機能の集積を促進します。
上越インターチェンジ周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路と国道が接続し、大規模な商業施設や流通業務系の企業が集積している特徴を踏まえ、広域交通ネットワークを活用できる充実した環境をいかし、既存の商業・物流機能の充実を促進します。
寺インターチェンジ	<ul style="list-style-type: none"> ・国道と結節する上越魚沼地域振興快速道路の整備促進により、関東・魚沼方面からの新たな玄関口となることが期待される状況を踏まえ、上越総合運動公園を中心とした交流機能など必要な機能の誘導を図ります。

第4節 人や物の移動を支える交通ネットワークの構築（線）

市民の暮らしを支え、まちの一体感を醸成するため、人や物の移動を支える道路と公共交通の交通ネットワークを「広域ネットワーク」、「拠点間ネットワーク」、「地区内ネットワーク」の3つに区分し、拠点と市外、拠点と拠点、拠点と地区内の集落のそれぞれの間の移動を支える最適な交通ネットワークを構築します。

交通ネットワークの構築に当たっては、道路の整備と公共交通の利用促進を図るとともに、広域ネットワークの整備効果を最大限に発揮させることにより、市民生活の利便性の向上と地域産業の活性化を図ります。

また、地域の実情に即し、効率的で利便性が高く、将来にわたり持続可能な公共交通体系を構築するとともに、降雪期にも安全な移動を確保できる交通環境を形成し、市内外の人や物の移動を支える総合的な交通ネットワークの確保・形成を目指します。

○各ネットワークの考え方

広域ネットワーク

○対象地域

- ・広域的な移動を支える主要国道、高速道路など
- ・国内外の広域的な移動を支える鉄道、航路など

○機能

- ・広域的な移動と交流・連携を支える交通ネットワーク

○整備の考え方

- ・高速道路、地域高規格道路、国道などの整備促進と、鉄道、航路などの公共交通の安定的な運行の確保と利便性の向上を図ります。

拠点間ネットワーク

○対象地域

- ・拠点を結ぶ幹線道路
- ・拠点を結ぶ鉄道、バスなど

○機能

- ・各拠点間の移動と交流・連携を支える交通ネットワーク

○整備の考え方

- ・拠点を円滑に移動できる国道、県道などを確保します。
- ・拠点を移動する鉄道、バスなどの公共交通の安定的な運行の確保と利便性の向上を図ります。

地域ネットワーク

○対象地域

- ・日常生活を支える生活道路
- ・拠点と地区内の集落を結ぶバスなど

○機能

- ・各拠点間の移動と交流・連携を支える交通ネットワーク

○整備の考え方

- ・身近な生活道路を確保します。
- ・地域内を運行するバスなどの公共交通の安定的な運行の確保と利便性の向上を図ります。

Ⅲ 基本計画

第1章	基本計画の概要	28
第2章	基本目標別施策	32
第3章	重点テーマ	108
第4章	計画の推進に当たって	114

第1章 基本計画の概要

第1節 基本目標別施策体系一覧

将来都市像の実現に向け、5つの基本目標、14の政策について体系化するとともに、各政策に位置づける38の施策、98の施策の柱を表しています。

	政策	施策	施策の柱	
① 支え合い、生き生きと暮らせるまち	① いつまでも元気で暮らせる健康づくり	① こころと体の健康の増進	① 健康づくり活動の推進 ② こころの健康サポートの推進 ③ 公衆衛生環境の向上	
		② 地域医療体制の充実	① 上越地域医療センター病院の機能拡充 ② 地域医療ネットワークの充実	
	② 地域の支え合いで安心できる福祉の推進	① 高齢者福祉の推進	① 介護予防の推進 ② 生きがいの推進・出番の創出 ③ 最適な高齢者福祉サービスの提供	
		② 障害者福祉の促進	① 障害福祉サービスの充実 ② 社会参画の促進	
		③ 複合的な課題を抱える世帯への支援	① 相談支援体制の強化 ② 自立へ向けた支援の充実	
	② 安心安全、快適で開かれたまち	① あらゆる災害に柔軟に対応する力の向上	① 大規模災害への対応力の強化	① 危機管理能力の向上 ② 自然災害への対応力の強化 ③ 原子力災害への対応力の強化
② 災害に強い都市構造の構築			① 地震に強い都市構造の構築 ② 治山治水対策の推進 ③ 災害に強い住環境の構築	
③ 地域防災力の維持・向上			① 防災意識の向上 ② 自主防災活動の推進	
② 日常を支える安心安全の土台の強化		① 消防体制の整備	① 常備消防体制の整備 ② 消防団活動の推進	
		② 防犯・交通安全対策の推進	① 多様化・巧妙化する犯罪への対応 ② 地域防犯力の向上 ③ 防犯・交通安全意識の向上	
		③ 快適な生活環境の保全	① ごみの適正処理の推進 ② 公害対策の推進 ③ 生活排水処理対策の推進	
③ 快適に暮らせる空間の整備・充実		① 都市空間の整備・充実	① 施設の長寿命化の推進 ② 効率・効果的なインフラ整備 ③ 良好な景観・安らぎある都市空間の創出	
		② 土地利用政策の推進	① 適正な規制と誘導の推進 ② 持続可能な都市構造の構築	
		③ 交通ネットワークの確立	① 利用しやすい地域交通の確保 ② 広域交通網との連結強化 ③ 冬期間の交通網の確保	
④ 豊かな自然と調和した社会の形成		① 自然環境の保全	① 自然環境の保全	① 生物多様性の保全 ② 環境に配慮した事業活動の推進
			② 地球環境への負荷が少ない社会の形成	① ごみの減量とリサイクルの推進 ② 省エネルギー化の推進 ③ 再生可能エネルギーの普及 ④ 環境学習と保全活動の推進

	政策	施策	施策の柱	
③ 誰もが活躍できるまち	① 一人一人の個性がいかされ活躍できる環境づくり	① 人権・多様性の尊重	① 人権・非核平和の推進 ② 多文化共生の推進 ③ ユニバーサルデザインの推進	
		② 男女共同参画の推進	① 男女共同参画意識の向上 ② 女性活躍・女性参画の促進 ③ 相談支援体制の充実	
		③ 若者が活躍できる環境づくり	① 生活支援の充実 ② 交流機会の創出	
	② 人と人、人と地域のつながりの形成	① コミュニティの充実	① 地域を担う人材育成 ② 地域自治の推進 ③ 地域コミュニティ活動の活性化	
		② 多様な市民活動の促進	① 市民活動の支援 ② 市民参画と協働・連携の推進	
		③ つながりの創出・拡大	① 支え合い体制の強化 ② 関わり創出・拡大 ③ 移住定住の推進	
④ 魅力と活力があふれるまち	① 新たな価値を創り出す産業基盤の確立	① 地域に根付く産業の活性化	① 工業の活性化 ② 商業の活性化 ③ 中小企業・小規模企業の振興	
		② 企業立地・物流拠点化の推進	① 企業立地の推進 ② 直江津港の拠点性の強化	
		③ 新産業・ビジネス機会の創出	① 新産業・成長産業の創出 ② 起業・創業の支援 ③ 新市場開拓の促進	
		④ 雇用機会の拡大と就労支援	① 地元企業の認知度向上 ② 雇用環境の向上 ③ 職業能力の習得・向上	
	② まちの魅力をいかした賑わいの創出	① 観光振興の強化	① 当市ならではの観光地域づくり ② 広域交通網をいかした広域周遊観光の推進 ③ 市内の回遊性の向上	
		② シティプロモーションの推進	① 市内外に向けた情報・魅力発信の推進 ② 各種コンベンション等の誘致	
	③ 活力ある農林水産業の確立	① 農業の振興	① 担い手の確保・育成 ② 生産基盤の強化・充実 ③ 農業の収益性の向上	
		② 林業・水産業の振興	① 担い手の確保・育成 ② 森林・水産資源の保全・活用 ③ 林業・水産業の収益性の向上	
		③ 農林水産業の価値と魅力向上	① 魅力ある地域資源の有効活用 ② 食育・地産地消の推進 ③ 喜びと生きがいを感じられる生産活動の推進	
	⑤ 次代を担うひとを育むまち	① 安心して子どもを産み育て、健やかに育つ環境づくり	① 切れ目のない子育て支援	① 母子保健の充実 ② 子育て家庭への経済的支援 ③ 子どもの育ち支援の充実
			② 子育て環境の充実	① 保育園等の充実 ② 多様な保育サービスの提供
		② 自ら学ぶ心豊かなひとづくり	① 主体的な学びを支える学校教育の充実	① 学力向上の推進 ② 特色ある学校教育の推進
② 教育環境の充実			① 全ての子どもの学びの保障 ② 学校の適正配置・学びの環境の整備	
③ 生涯にわたる学びの推進		① 多様な学びの推進	① 多様な学習機会の充実 ② 多様な学習活動の推進	
		② スポーツの振興	① スポーツ活動の充実 ② スポーツ環境の充実	
		③ 文化活動の振興	① 歴史・文化的資源の保存と活用 ② 文化・芸術活動の推進	

第1章 基本計画の概要

第2節 基本目標別施策の見方

第2章 基本目標別施策

- 1 基本目標1 支え合い、生き生きと暮らせるまち
- 2 1-1-1 心と体の健康の増進
- 3 ▶ ありたい姿
- 4 ▶ 現状
- 5 ▶ 目標
- 6



「人生100年時代」において、子どもから高齢者まで全ての世代の誰もが生涯を通じて心と体の健康が保たれ、健康寿命が延伸し、自立した暮らしを送っています。

現状

- ・生活習慣や食生活の乱れから、小児期からの肥満が増加傾向にあるほか、成人男性のメタボリックシンドロームの該当者が増加しており、糖尿病や脂質異常症に高血圧を併せ持つ人の割合が増えています。
- ・また、脳血管疾患、心疾患、腎疾患等を発症した人のうち、約7割が健診未受診者であるほか、がん検診の受診率は市内の他市町村と比較しても低い状況であり、特に若い働き盛り世代においてその傾向が顕著となっています。
- ・このほか、当市における近年の自殺死者数は年間30～50人で推移しており、自殺予防に向けた地域の取組や自殺ハイリスク者への対応が求められています。
- ・令和7年には団塊の世代が全て後期高齢者となり、医療ニーズの高い高齢者が増え、更なる医療費の増大が予想されているほか、近年では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、療養者が多数発生するなど市民生活に様々な影響を及ぼしています。

目標

- ・生活習慣病の発症と重症化が予防されるとともに、歯・口腔の健康が維持されているほか、各種がんの早期発見と早期治療が図られています。
- ・自殺予防について市民が正しい知識を持ち、地域ぐるみの取組により、自殺者が減少しています。
- ・医療、福祉、介護サービス等の利用を経済的な負担や感染症への不安などを理由に控えることなく、安心して利用することができています。
- ・感染症による市民生活への影響を最小限に抑えるため、発生・拡大への備えが整っています。
- ・これらの取組により、市民の健康寿命が延伸し、一人当たりの医療費の伸びが抑えられています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
特定健診受診率と特定保健指導の実施率（国保加入者）	特定健診受診率 41.4% 特定保健指導実施 61.7% (R2)	特定健診受診率 41.4%以上 特定保健指導実施 61.7%以上	特定健診受診率 41.4%以上 特定保健指導実施 61.7%以上 かつ R8 実績以上
肥満傾向にある児童生徒（小学5年生）の割合	13.4% (R4)	12.0%以下	12.0%以下
血液検査の脂質検査の結果の有症者率（中学生）	21.1% (R3)	21.0%	21.0%
自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺死者数）	16.1 (R2)	15.7	15.7

7

▶ 施策の柱

(1) 健康づくり活動の推進

- ・ 疾病の発症と重症化の予防、また、疾病の早期発見・早期治療を図るため、各種予防接種や健康診査、人間ドック等を受診しやすい環境づくりに取り組みます。
- ・ 市民の健康を維持し、予防可能な脳血管疾患等による要介護認定を受ける人の減少と、健康寿命の延伸を図るため、生涯を通じた切れ目のない生活習慣病予防・介護予防の取組を推進します。
- ・ 中小企業をはじめ、事業所における健康づくりの取組を推進し、働き盛り世代が健診結果と生活習慣との関係性を理解し、自分の健診結果に応じた生活習慣の見直しが図られるよう支援します。
- ・ 障害のある人が必要な医療を受け、健康な毎日を送ることができるよう、手帳の交付時や、医療機関受診時等において医療費助成制度の説明等を行い、確実な利用を支援します。
- ・ 児童生徒が自らの生活習慣を振り返り、見直しや改善を図る学習を支援するほか、自分の体の状況を知るきっかけを提供します。

(2) こころの健康サポートの推進

- ・ 自殺を未然に防ぐため、関係機関とのネットワークづくりを推進し、「気づき・傾聴・つなぐ・見守る」体制づくりの活動や、自殺予防研修会の開催、広報上越・市ホームページ等を活用した周知を行い、正しい知識の啓発に努めるとともに、悩みを抱える人に寄り添うなどの自殺ハイリスク者への対応に取り組みます。

1 … 基本目標の名称を示します。

2 … 施策の名称を示します。

3 … 市民生活や社会がどのような状態にあることが望ましいかなど、令和 22 (2040) 年頃を目安とする、将来のありたい姿を記載します。

4 … 施策の展開に当たり、当市の現状や取り巻く社会経済環境等について記載します。

5 … 3 に掲げた「ありたい姿」の実現に向け、8 年間の取組を進めることにより、達成を目指す具体的な状態を記載します。

〈成果指標〉

施策の進捗状況を測る「ものさし」として指標を設定します。

※成果指標は最終案までに変更・調整を行うことがあります。

6 … 当該施策が寄与する SDGs のゴールを表示します。

7 … 現状を踏まえ、ありたい姿の実現に向けた各取組を進めるにあたっての方向性を記載します。

第2章 基本目標別施策

基本目標1 支え合い、生き生きと暮らせるまち

1-1-1 こころと体の健康の増進



▶ ありたい姿

「人生100年時代」において、子どもから高齢者まで全ての世代の誰もが生涯を通じて心と体の健康が保たれ、健康寿命が延伸し、自立した暮らしを送っています。

▶ 現状

- 生活習慣や食生活の乱れから、小児期からの肥満が増加傾向にあるほか、成人男性のメタボリックシンドロームの該当者が増加しており、糖尿病や脂質異常症に高血圧を併せ持つ人の割合が増えています。
- また、脳血管疾患、心疾患、腎疾患等を発症した人のうち、約7割が健診未受診者であるほか、がん検診の受診率は県内の他市町村と比較しても低い状況であり、特に若い働き盛り世代においてその傾向が顕著となっています。
- このほか、当市における近年の自殺死亡者数は年間30～50人で推移しており、自殺予防に向けた地域の取組や自殺ハイリスク者への対応が求められています。
- 令和7年には団塊の世代が全て後期高齢者となり、医療ニーズの高い高齢者が増え、更なる医療費の増大が予想されているほか、近年では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、療養者が多数発生するなど市民生活に様々な影響を及ぼしています。

▶ 目標

- 生活習慣病の発症と重症化が予防されるとともに、歯・口腔の健康が維持されているほか、各種がんの早期発見と早期治療が図られています。
- 自殺予防について市民が正しい知識を持ち、地域ぐるみの取組により、自殺者が減少しています。
- 医療、福祉、介護サービス等の利用を経済的な負担や感染症への不安などを理由に控えることなく、安心して利用することができています。
- 感染症による市民生活への影響を最小限に抑えるため、発生・拡大への備えが整っています。
- これらの取組により、市民の健康寿命が延伸し、一人当たりの医療費の伸びが抑えられています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
特定健診受診率と特定保健指導の実施率（国保加入者）	特定健診受診率 41.4% 特定保健指導実施 61.7% (R2)	特定健診受診率 41.4%以上 特定保健指導実施 61.7%以上	特定健診受診率 41.4%以上 特定保健指導実施 61.7%以上 かつ R8 実績以上
肥満傾向にある児童生徒（小学5年生）の割合	13.4% (R4)	12.0%以下	12.0%以下
血液検査の脂質検査の結果の有症者率（中学生）	21.1% (R3)	21.0%	21.0%
自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺死亡者数）	16.1 (R2)	15.7	15.7

▶ 施策の柱

(1) 健康づくり活動の推進

- ・ 疾病の発症と重症化の予防、また、疾病の早期発見・早期治療を図るため、各種予防接種や健康診査、人間ドック等を受診しやすい環境づくりに取り組みます。
- ・ 市民の健康を維持し、予防可能な脳血管疾患等による要介護認定を受ける人の減少と、健康寿命の延伸を図るため、生涯を通じた切れ目のない生活習慣病予防・介護予防の取組を推進します。
- ・ 中小企業をはじめ、事業所における健康づくりの取組を推進し、働き盛り世代が健診結果と生活習慣との関係性を理解し、自分の健診結果に応じた生活習慣の見直しが図られるよう支援します。
- ・ 障害のある人が必要な医療を受け、健康な毎日を送ることができるよう、手帳の交付時や医療機関の受診時等において医療費助成制度の説明等を行い、確実な利用を支援します。
- ・ 児童生徒が自らの生活習慣を振り返り、見直しや改善を図る学習を支援するほか、自分の体の状況を知るきっかけを提供します。

(2) こころの健康サポートの推進

- ・ 自殺を未然に防ぐため、関係機関とのネットワークづくりを推進し、「気づき・傾聴・つなぐ・見守る」体制づくりの活動や、自殺予防研修会の開催、広報上越・市ホームページ等を活用した周知を行い、こころの健康に関する正しい知識の啓発に努めるとともに、悩みを抱える人に寄り添うなど、自殺ハイリスク者への対応に取り組みます。

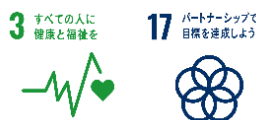
(3) 公衆衛生環境の向上

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に向け、防疫や注意喚起に取り組むとともに、新型インフルエンザ等の感染症が発生した際の備えとしてマスクや防護服、消毒液等の備蓄品を確保し、迅速に対応することができる体制を整えます。
- ・ 斎場施設設備の老朽化と将来の火葬需要の増加に対応するため、新上越斎場の整備に取り組みます。

第2章 基本目標別施策

基本目標1 支え合い、生き生きと暮らせるまち

1-1-2 地域医療体制の充実



▶ ありたい姿

県や地域の医療機関が適切な役割分担と相互連携の下、医療人材を確保しつつ、それぞれの役割に応じた医療サービスが提供され、市民が必要なときに必要な医療を受けられる地域医療体制が整っています。

▶ 現状

- ・急速に少子高齢化が進む中、2025年までに団塊の世代が75歳以上となり、超高齢化社会を迎えます。
- ・地域の医療提供体制を維持するためには、医師の確保が不可欠であるものの、都市部へ集中する状況に改善が見られず、地域の各医療機関における医師の確保は困難となっており、医師不足を理由に病床の一部休床や診療科目の一部休診をせざるを得ない状況が生じています。
- ・加えて、全国的に看護職員の人手不足が生じており、市内の各医療機関においても、働き方改革や研修制度の充実による職員確保の取組を進めているものの、十分な人員確保には至っていません。

▶ 目標

- ・地域医療構想の議論を通じて、地域の医療機関の役割分担と相互の連携が図られ、地域全体で持続可能な医療体制が構築されています。
- ・開業医、急性期病院との連携や上越地域医療センター病院と市立診療所とのネットワーク化が図られ、地域全体で入院から在宅まで切れ目のない医療を提供することができています。
- ・地域医療を支える医師と看護職員が確保され、地域の医療提供体制が維持されています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
上越地域医療センター病院の常勤医師数	14人 (R4.4)	10人以上	10人以上
人口10万人当たりの看護職員数 (常勤換算)	1,385.6 (R2)	1,385.6以上	1,385.6以上
人口10万人当たりの医師数	203.8 (H30)	203.8以上	203.8以上

▶ 施策の柱

(1) 上越地域医療センター病院の機能拡充

- ・上越地域医療センター病院の建物・設備の老朽化と将来の医療需要に対応するため、地域医療構想の議論を踏まえた収支シミュレーションを行うほか、収支改善を進め、改築後の安定的な病院運営の見通しを立てた上で改築に取り組みます。
- ・リハビリテーション機能や在宅医療、地域包括支援センター等の特色ある機能をいかした総合的なサービスの向上を図るとともに、センター病院を中核とする医療・介護・福祉の連携による地域包括ケアシステムの構築を進めます。

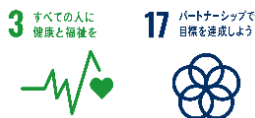
(2) 地域医療ネットワークの充実

- ・中山間地域における医療を確保するため、上越地域医療センター病院と市立診療所とのネットワーク化を図ります。
- ・地域の医療提供体制を維持するため、県や医療機関との連携による医師の確保に取り組むとともに、看護職員を目指して市内で学ぶ学生の確保や、市内の医療機関による看護職員の確保を支援します。
- ・休日・夜間診療所等を運営し、初期救急医療を提供するとともに、輪番制に参加する二次、三次救急医療機関と連携し、地域の救急医療体制の維持に取り組みます。

第2章 基本目標別施策

基本目標1 支え合い、生き生きと暮らせるまち

1-2-1 高齢者福祉の推進



▶ ありたい姿

介護が必要な高齢者も、元気な高齢者も住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らせる居場所があり、家族や地域の支え合いの下で、安心して暮らしています。

▶ 現状

- 急速な高齢化の進行に伴い、後期高齢者人口や認知症高齢者の増加が見込まれ、日常生活の支援が必要となるケースの増加が想定されています。
- これまで、市では介護予防のため「通いの場」を28地域自治区ごとに設置するとともに、企画・運営等の役割を担う生活支援コーディネーターを配置し、地域特性に応じた支え合いの体制づくりを推進してきたものの、一部の地区では住民主体の組織化が図られていないことから更なる取組の推進が必要となっています。
- また、シルバー人材センターや老人クラブ等への助成を通じて、高齢者の活動と活躍の場づくりを支援するとともに、高齢者同士の交流の場を広げ、健康づくりや生きがいづくりに取り組んできたものの、ニーズの多様化や就労する高齢者の増加から、いずれの活動においても参加人数が減少しています。

▶ 目標

- 高齢者一人一人が介護予防や健康寿命の延伸を意識し、健康づくりに取り組み、超高齢化社会にあっても要介護認定者数の伸びが鈍化しています。
- 年とともに楽しく、生きがいをもって活躍し、高齢者の知識や経験が次世代に還元され、地域活力の維持につながっています。
- 多様な職種の連携が強化され、医療・介護・福祉・生活支援等が一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムが深化しています。
- 人と人のつながりの中、地域全体で高齢者の見守りが行われています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
65歳以上の年齢調整済み要介護認定率	20.47% (R3.9)	20.47%	20.49%
要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者で、高齢者地域サロンに参加した人の割合	2.97% (R4.3)	3.37%	3.69%
地域支え合い事業を運営する住民組織数(累計)	24組織 (R4)	25組織	28組織
介護サービス事業所に従事する介護職員数(常勤換算)	(集計中)	(調整中)	(調整中)
認知症サポーター養成者数	935人 (R3)	1,200人	1,200人

▶ 施策の柱

(1) 介護予防の推進

- ・生活習慣病の重症化により要介護状態となることを予防するため、健診の受診勧奨や保健指導の実施をはじめ、介護予防に必要な知識の普及などに取り組みます。
- ・介護予防効果の高い、地域支え合い事業に取り組み、高齢者が気軽に集い、安心して生活することができる環境づくりに取り組みます。

(2) 生きがいの推進・出番の創出

- ・高齢者のニーズを踏まえた、就労や趣味活動、スポーツ大会や作品展の開催を通じて、一人一人の生きがいと出番の創出を支援します。

(3) 最適な高齢者福祉サービスの提供

- ・高齢者等が地域において自立した生活を維持できるよう、地域の相談窓口である地域包括支援センターの体制強化に取り組みます。
- ・介護保険サービスの提供においては、介護予防に資するケアプランの作成を推進するとともに、サービス提供の基盤となる介護人材の確保に取り組みます。
- ・認知症の人を支援する環境を整えていくため、正しい知識を持って、認知症の人やその家族を支える認知症サポーターを養成します。
- ・今後も、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民や事業所、関係機関、行政が連携し、地域全体で見守り、支え合う体制づくりを推進します。

第2章 基本目標別施策

基本目標1 支え合い、生き生きと暮らせるまち

1-2-2 障害者福祉の促進



▶ ありたい姿

障害のある人もない人も分け隔てなく、地域の中で助け合いと思いやりによりつながり、お互いの存在を認め合いながら、安心して自分らしく活躍しています。

▶ 現状

- ・強度行動障害を有する人や医療的ケアが必要な人など、重い障害のある人は障害が重いことを理由に障害福祉サービスの利用を制限されることも多く、支援を受ける上で選択肢が少ない状況となっています。
- ・また、障害のある人が「親なき後」も安心して自分らしく暮らしていくことができるよう、支援体制の充実が求められています。
- ・さらに、複雑かつ多様化するニーズに対応した支援が求められる中、担い手となる福祉人材が社会全体で不足しています。
- ・このほか、障害のある人の暮らしを地域の中で助け合いと思いやりによって支えていく上で、障害に対する市民の理解が十分とは言えないことから、様々な機会を捉えて、市民への周知啓発に取り組んでいく必要があります。

▶ 目標

- ・障害福祉サービスの充実が図られ、障害の種別や程度に関わらず、希望するサービスを利用することができる環境が整っています。
- ・障害のある人への理解と差別意識の解消が促進され、雇用が拡大するなど、障害のある人が社会参画しやすい社会となっています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
福祉施設から一般就労への移行者数	36人 (R3)	41人	45人
ジョブサポート登録者数のうち、就職者数（一般企業、就労継続A型）	21人 (R3)	34人	42人
福祉事業所就労における平均月額賃金	15,750円 (R3)	17,925円	19,874円

▶ 施策の柱

(1) 障害福祉サービスの充実

- ・重度の障害のある人に対する医療費の助成や特別障害者手当等の給付のほか、障害福祉サービスの利用に必要な介護給付・訓練等給付費の支給などを通じて、障害のある人の経済的負担の軽減を図ります。
- ・利用者の増加やニーズを踏まえ、グループホーム等の施設・設備の整備を関係機関との協議の上、計画的に進めます。
- ・障害福祉サービスの質・量を確保するため、障害福祉分野の人材確保・育成に取り組みます。

(2) 社会参画の推進

- ・障害のある人が参加できる当事者同士の活動や地域の活動の機会を増やすとともに、障害のある人への理解と差別意識の解消を進め、社会参加をしやすい環境づくりを推進します。
- ・障害のある人が社会で活躍できるよう、外出・移動支援やコミュニケーション支援に取り組むほか、一般就労の促進と福祉的就労の充実を図り、障害のある人の自立や社会参加を支援します。

第2章 基本目標別施策

基本目標1 支え合い、生き生きと暮らせるまち

1-2-3 複合的な課題を抱える世帯への支援

1 貧困をなくそう



4 質の高い教育をみんなに



11 住み続けられるまちづくりを



17 パートナースHIPで目標を達成しよう



▶ ありたい姿

自分や家族で悩みを抱え込まず、身近に相談や助けを求められる環境が整い、誰もが社会から孤立せずに、すこやかな暮らしを送ることができています。

▶ 現状

- ・急速な少子高齢化や核家族化の進展からライフスタイル等が変化し、地域における人と人のつながりが希薄になり、頼れる人が身近にいなくなってきています。
- ・このような中、経済的に困っている上に、福祉サービスの利用につながらないなどの複合的な課題を抱える世帯や、各種制度の狭間にいる人に関する事案が顕在化してきており、長期的な支援が必要となっています。
- ・支援に当たっては、相談から課題解決までのアプローチにつなげるだけでなく、地域住民や関係機関、行政等が連携し、悩みを抱えている人に寄り添い、孤立を防いでいくことが求められています。

▶ 目標

- ・悩みを抱えた人がそれぞれの状況について相談し、支援につながる体制が整っています。
- ・地域住民や関係機関、行政が連携しながら、悩みを抱えている人を、切れ目なく継続的に支援する体制が整っています。
- ・生活支援が必要な、ひとり親世帯が経済的な自立に向けて資格取得や求職活動に安心して取り組むことができる環境が整っています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
複合的な課題を抱える世帯への支援に不満を感じていない割合（上越市市民の声アンケート）	79.0% (R4)	79.0%以上	79.0%以上かつ R8 実績値以上
生活困窮者についての相談のうち、地域や関係機関から相談があった割合	65.4% (R3)	67.5%	70.0%

▶ 施策の柱

(1) 相談支援体制の強化

- ・複合的な課題を抱える世帯を支援するため、引き続き、相談窓口を設置するとともに、訪問による相談対応を実施します。
- ・地域住民や関係機関と連携しながら、地域での見守り等を含めた重層的な支援体制の整備に取り組みます。

(2) 自立へ向けた支援の充実

- ・生活困窮にある方からの相談を受け、生活福祉資金の貸付けや住居確保給付金の支給などの各種サービスにつなげるほか、家計改善や就労に向けた各種支援に取り組みます。
- ・支援が必要なひとり親家庭の経済的自立を支援するため、母子・父子自立支援員を配置し、就労支援に取り組みます。

第2章 基本目標別施策

基本目標2 安心安全、快適で開かれたまち

2-1-1 大規模災害への対応力の強化



▶ ありたい姿

地震をはじめ、集中豪雨や大雪など、あらゆる災害に対する防災意識と備えが整い、誰もが災害時に自分にとるべき行動を理解し、災害から身を守ることができています。

▶ 現状

- ・近年、局所的な豪雨や大雪など、自然災害が激甚化・頻発化する一方で、市職員の減少に伴い、避難所の迅速な開設や長期に渡る運営など、人員を多く必要とする災害対応が困難な状況となっています。
- ・また、増加する外国人市民やペットを伴う避難者などに配慮した避難所運営が求められているほか、高齢化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、地域において要支援者を支える人材と体制の確保に取り組む必要があります。
- ・加えて、原子力災害への備えとして、実効性のある広域的な避難体制の整備や、訓練の繰り返しによって対応力の強化を図るほか、災害時における基本となる避難行動等について、市民に理解を深めてもらう必要があります。

▶ 目標

- ・災害情報の収集能力や分析技術の向上に加え、通信技術の向上により情報が効率的に発信・伝達されています。
- ・最新の知見に基づいて各種マニュアルが見直され、市職員の研修や訓練が継続的に実施され、いつ災害が起きても対応できる体制が整っています。
- ・各町内会（自主防災組織）において、避難行動要支援者の個別避難計画が作成され、有事の際の互助の体制が整っています。
- ・放射線による健康被害から市民を守るための広域的な避難体制等が整備され、原子力災害への対応力の強化が図られています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
3年以内に要支援者に関する訓練を実施した自主防災組織数	17 組織 (R3)	97 組織	177 組織
原子力災害時の避難行動の認知度	95.9% (R3)	98.0%	100%

▶ 施策の柱

(1) 危機管理能力の向上

- ・市職員一人一人が正確で効果的な災害対応を行うため、最新の知見に基づいた各種マニュアルの見直しや、研修・訓練を継続して行います。
- ・避難情報の発令を支援するシステムなど、新たな技術を活用し、自然災害や危機管理事案に関する情報の収集、分析、共有、発信の業務を効率化します。

(2) 自然災害への対応力の強化

- ・自然災害による被害の未然防止・軽減を図るため、国・県の新たな調査結果に基づき、各種ハザードマップを更新し、様々な媒体により確認できる状態にします。
- ・町内会や施設管理者と連携し、避難所の開設・運営体制を維持・強化するとともに、備蓄物資を計画的に更新するほか、避難所における感染症対策や良好な生活環境の確保など、多様化するニーズに合わせた備蓄品の導入を進めます。
- ・災害時において特に配慮を必要とする高齢者や障害のある人が、個別避難計画に基づき福祉避難所へ確実に避難することができるよう、災害に対する知識の向上や避難支援者の確保に取り組みます。
- ・令和3年大雪災害対応の検証を踏まえ、有事の対応を瞬時に行うことができるよう、市民への情報提供や一斉屋根雪下ろし、除排雪の体制など、大雪災害に特化した災害対策本部体制を確立します。
- ・地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業者等が被災後、事業を速やかに再開できるよう支援するとともに、防災に関する意識啓発活動を行います。

(3) 原子力災害への対応力の強化

- ・放射線による健康被害から市民を守るため、国や県、関係市町村等と連携し、実効性のある広域的な避難体制等の整備を進めます。
- ・原子力防災訓練を繰り返し行い、原子力災害への市民や地域等の対応力の強化に取り組みます。
- ・原子力災害の発生時に市民一人一人が的確な防護措置を取れるよう、放射線の基礎知識や屋内退避の必要性のほか、避難行動における流れなどについて周知を進めます。

第2章 基本目標別施策

基本目標2 安心安全、快適で開かれたまち

2-1-2 災害に強い都市構造の構築



▶ ありたい姿

あらゆる災害への未然防止が図られるとともに、避けることができない災害による被害を最小限に抑制し、素早く復旧することができる対応力が備わっています。

▶ 現状

- ・大地震の発生に伴う大規模な被害が予測されているほか、地球温暖化に伴う気候変動から、近年、全国的に局地的な大雨や台風等による浸水被害が増え、当市においても市街地を中心に道路の冠水や宅地の浸水が多発しており、市民の生命、財産を守るため、災害に強いまちづくりが求められています。
- ・これまで、地すべり防止区域では、地すべり巡視員による土砂災害の兆候の早期発見に取り組んできたものの、巡視員の高齢化が進み、担い手の確保に取り組む必要があります。
- ・また、住環境においては、住宅所有者の高齢化などにより、改修への投資意欲や地震に対する防災意識が高まらず、耐震改修工事が十分に進んでいない状況です。
- ・加えて、人口減少の進行に伴い、今後も、空き家の増加が見込まれており、管理不足や経年劣化等により危険空き家へと移行しないための対策が求められています。

▶ 目標

- ・被災時においても、市民生活に欠くことのできない重要なライフラインを確保できる体制が整っています。
- ・地すべり等の土砂災害の兆候を早期に発見できる体制が整っているほか、河川流域全体のあらゆる関係者が協働する「流域治水」の取組が進んでいます。
- ・浸水対策や地域住民による自助・共助の取組により、防災力が向上し、大雨による浸水被害の軽減が図られています。
- ・安心安全な住環境が形成されるほか、空き家の利活用や適正管理等が進み、空き家件数の増加が抑制されています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
基幹水道管路耐震適合率	38.4% (R3)	41.9%	44.3%
下水道（雨水幹線）の整備率	44.3% (R3)	46.0%	48.0%
木造住宅の耐震化率	約 86% (R3)	約 93%	概ね解消
特定空き家等の件数(累計)	265 件 (R3)	275 件	283 件

▶ 施策の柱

(1) 地震に強い都市構造の構築

- ・大規模な地震の発生時においても被害を最小限にとどめ、最も重要な病院や指定避難所等の機能を確保するとともに、迅速に復旧ができるよう、社会インフラの耐震化を着実に進めます。

(2) 治山治水対策の推進

- ・豪雨や融雪等による地すべり等の土砂災害の兆候を早期発見するため、県と連携を図り、地すべり防止区域の巡視活動に取り組みます。
- ・抜本的な治水対策である保倉川放水路の事業化と儀明川ダムの本体着工に向けて、国・県への要望と連携を強化します。
- ・河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水災害を軽減させる流域治水に取り組みます。
- ・雨水管理総合計画に基づき、効率的かつ効果的な施設整備の促進や適時適切な情報発信、防災訓練の実施など、ハード・ソフトの両面から浸水対策に取り組みます。

(3) 災害に強い住環境の構築

- ・地震による住宅の被害を軽減するため、耐震診断の実施などの取組を推進し、耐震性が不足する住宅の解消に取り組みます。
- ・関係団体や町内会と連携し、空き家の利活用に関する支援制度の周知を図り、利活用可能な空き家が危険空き家に移行しないよう予防に取り組みます。
- ・克雪住宅の整備や、屋根雪下ろし時の命綱固定アンカー等の設置を支援し、除排雪作業による事故防止に取り組みます。

第2章 基本目標別施策

基本目標2 安心安全、快適で開かれたまち

2-1-3 地域防災力の維持・向上

11 住み続けられるまちづくりを

17 パートナーシップで目標を達成しよう



▶ ありたい姿

自助、共助、公助の考えの下、市民や事業者、地域、行政等がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協力して災害に対応する体制が整っています。

▶ 現状

- ・近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえ、市民一人一人が自らの命は自ら守るという自助の意識を定着させていくことが大切になっています。
- ・地域では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、自主防災組織における訓練等の活動が停滞しており、地域防災力の維持・向上に向け、活動の再開・継続が重要となっています。
- ・また、高齢化の進行から、避難時に配慮が必要となる避難行動要支援者の増加が見込まれる中、災害時における共助の観点から、要支援者の避難体制の確保が求められています。
- ・このほか、避難所の運営をはじめ、防災活動に取り組む上で、高齢化する防災士の世代交代の促進はもとより、女性の視点を取り入れた性別等によるニーズの違いに配慮した、きめ細やかな対応が求められています。

▶ 目標

- ・市民一人一人に自助の意識が広く普及し、発災時に適切な避難行動をとることができています。
- ・町内会における防災台帳の更新や地域においてハザードマップを活用した訓練等が継続して実施され、地域防災力が維持・向上しています。
- ・防災士を継続して養成することにより、市内の全地域自治区において支部が結成され、上越市防災士会と同支部による活動が活発に行われています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
活動停滞組織数	147 組織 (R4)	74 組織	0 組織
市が実施する防災士養成講座の受講者数 (延べ人数)	844 人 (R3)	1,094 人	1,294 人

▶ 施策の柱

(1) 防災意識の向上

- ・就学時からの防災教育をはじめ、幅広い年代が楽しく参加できる体験型の防災イベントを開催するなど、市民の防災意識の啓発・向上に向けた取組を進めます。
- ・災害への備えとして、チラシ等を作成し町内会へ配布するほか、広報上越や市ホームページなど、あらゆる媒体を活用しながら、自助意識の高揚に向けて取り組めます。

(2) 自主防災活動の推進

- ・防災活動が停滞している自主防災組織に防災アドバイザーを派遣し、訓練参加を促すほか、防災士会と連携しながら、ハザードマップの活用研修を継続して実施し、市民一人一人が適切な避難行動をとれるよう取り組めます。
- ・自主防災組織が避難行動要支援者の個別避難計画に基づき実施している実践的な訓練などの取組を推進します。
- ・地域防災力の維持・向上を図るため、地域の防災リーダーとなる防災士の養成・育成に取り組む、特に若い世代や女性の資格取得を促進し、上越市防災士会と同支部の活動の活性化を図ります。

第2章 基本目標別施策

基本目標2 安心安全、快適で開かれたまち

2-2-1 消防体制の整備



▶ ありたい姿

常備消防と消防団との連携強化と、消防団の人員や消防資機材等の適正配置により、地域の消防力が高まり、火災や特殊災害の被害を最小限に抑える体制が整っています。

▶ 現状

- ・市街地や家屋連担地域における大規模火災や特殊災害に即応できるよう、常備消防を始めとする消防体制の強化が求められています。
- ・また、地域防災の中核として大きな役割を果たす消防団は、少子高齢化や就業形態の変化により団員の確保が困難な状況となっており、地域消防力を維持していくため、消防団員の確保や消防資機材の適正配置を進めていく必要があります。

▶ 目標

- ・最新技術等を活用した効果的な消火活動の導入に向け、調査・研究が進んでいます。
- ・消火活動に必要な消防水利が確保され、消防資機材の更新・整備が計画的に行われています。
- ・消防団の適正配置や処遇改善などにより、消防団員が確保され、地域消防力が維持されています。
- ・各種防災訓練を通じて、消防団員の技術向上と士気高揚が図られているほか、消防団と自主防災組織、常備消防等との連携が強化され、万一の災害への備えができています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
出火率（人口1万人当たりの火災件数）	2.9 (R3)	2.7	2.5

▶ 施策の柱

(1) 常備消防体制の整備

- ・市街地や家屋連担地域における火災や特殊災害の被害を防止・軽減するため、消火活動に必要な水利を確保するとともに、消火技術の向上に向けた取組を推進します。

(2) 消防団活動の推進

- ・将来に渡り、地域の消防力を確保するため、人口減少や高齢化の進行を見据えた、消防団の再編や消防資機材の適正配置を進めます。
- ・消防団の円滑な活動を促進するため、団員の負担軽減等の処遇改善を図り、消防団員を確保するほか、消防団員の技術向上と士気を高める各種訓練を実施します。
- ・地域の消防力を充実・強化するため、消防団と自主防災組織、常備消防などとの連携を推進します。

第2章 基本目標別施策

基本目標2 安心安全、快適で開かれたまち

2-2-2 防犯・交通安全対策の推進



▶ ありたい姿

市民一人一人が被害に遭わないための知識を習得し、地域や事業者、関係団体等が一体となり、地域ぐるみで防犯・交通安全活動が展開され、全ての市民が安心して暮らしています。

▶ 現状

- ・近年、犯罪認知件数は減少傾向にある一方で、特殊詐欺被害は増加傾向が見られます。
- ・特に、インターネットを悪用した犯罪など手口が多様化・巧妙化していることから、被害に遭いやすい高齢者向けの防止策に取り組む必要があります。
- ・また、令和4年4月から成年年齢が引き下げられ、18歳から契約行為などが可能になり、若者の消費生活トラブルの増加が懸念されています。
- ・加えて、高齢運転者の増加が見込まれる中、自動運転をはじめとする先進安全技術の実用化が進んできていることからその周知・普及を図るとともに、適切な指導を行うことで、交通事故による死傷者数の減少につながることを期待されています。

▶ 目標

- ・市民一人一人が犯罪に遭わないための知識を有するとともに、地域全体で防犯活動が実施され、犯罪被害が減少しています。
- ・青少年の非行や問題行動が少ない安心安全なまちが地域の力で守られています。
- ・交通安全教育と啓発が継続的に行われ、交通事故の死傷者数が減少しています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
刑法犯認知件数	619件 (R3)	366件	240件
街頭指導において「注意」「指導」した青少年の人数	540人 (R3)	500人以下	500人以下
交通事故発生件数	202件 (R3)	166件	141件
上記の内、高齢者が起こした事故件数	68件 (R3)	62件	56件

▶ 施策の柱

(1) 多様化・巧妙化する犯罪への対応

- ・市民が犯罪から自らを守ることができる知識を習得し、多様化・巧妙化する犯罪に対応するため、保育園・幼稚園、小学校などに対し、警察や関係団体、地域と連携しながら、安全教育指導員や地域安全支援員等による教育・啓発活動を実施します。
- ・インターネットやメール、SNSなど、IT機器の操作に不慣れな高齢者の被害を防ぐため、高齢者が集まる場所などに出向いた出前講座の開催や、高齢者世帯訪問などを通じて防犯知識の充実を図ります。
- ・悪徳商法をはじめとする消費者トラブルの被害から市民を守るため、関係機関と連携し、幅広い世代に対して情報提供と出前講座を行い、消費者教育を推進するとともに、市民の相談に適切に対応します。

(2) 地域防犯力の向上

- ・犯罪被害を未然に防ぐため、110ばん協力車による、「ながらパトロール」や、年金支給日に商業施設等で広報活動を実施するなど、地域や事業者、関係団体等が一体となった防犯活動を推進します。
- ・町内会をはじめとする関係団体に対して、防犯パトロール、見守り活動、通学路の安全点検、こども110番の家の設置箇所確認などの啓発活動の実践を呼び掛け、市民等の自主的な取組の実施と機運の向上を図ります。
- ・青少年の非行防止や地域防犯のため、警察や学校、行政、市民ボランティア等による情報共有や共同活動などの連携を更に推進します。

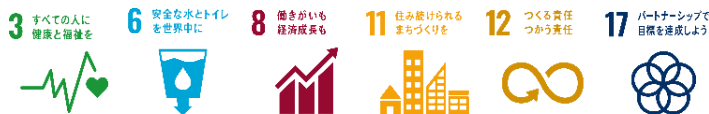
(3) 防犯・交通安全意識の向上

- ・交通事故の発生件数と死傷者数の減少傾向を今後も維持するため、年代等に応じた交通安全教室や衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置等の先進安全技術を体験するイベントを開催するなど、市民の交通安全意識の啓発・向上に向けた取組を進めます。
- ・高齢化の進行に伴う高齢運転者の増加が見込まれることから、原因別発生状況に合わせた指導を行うなど、交通安全意識の向上に取り組めます。

第2章 基本目標別施策

基本目標2 安心安全、快適で開かれたまち

2-2-3 快適な生活環境の保全



▶ ありたい姿

市民生活から生じる廃棄物や汚水が適正かつ、効率的・安定的に処理され、水質・大気等の環境基準が保たれた良好な生活環境の下で、誰もが快適な暮らしを送っています。

▶ 現状

- 山間部や海岸等における廃棄物の不法投棄や家庭ごみの不適正排出が依然として発生しているほか、野焼きの指導件数や事業活動に伴う一般廃棄物の排出量も減少しておらず、市民や事業者等の更なる意識醸成が必要となっています。
- また、適切な廃棄物の処理体制を維持するため、計画的な施設整備や維持管理に取り組むほか、エコパークいずもざきの供用期間が令和13年までと見込まれることから、最終処分場の早期整備が求められています。
- さらに、大気、水質、土壌等の環境基準は概ね満たされているものの、近隣住民等の生活音を原因とする騒音苦情は増加傾向にあり、北陸新幹線の鉄道騒音は、環境基準値を超過している地点があります。
- このほか、生活排水の処理に係る施設の維持管理費の増高や急速に進む人口減少などにより、下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、将来にわたり効率的で持続可能な事業経営に取り組む必要があります。

▶ 目標

- ごみの減量と資源物の分別、再資源化が定着し、ごみの少ない、きれいなまちになっています。
- 不法投棄や野焼きが減少し、衛生的な環境が維持されています。
- 大気、水質、土壌等に関する環境基準が満たされ、良好な生活環境が保たれています。
- 廃棄物等が適正に処理されているほか、最終処分場の整備によって、災害廃棄物の処理体制が拡充されています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
市民1人当たりのごみ排出量	944.5g (R3)	826g	732g
公害苦情の改善率	95% (R3)	95%	95%
汚水衛生処理率	88.0% (R3)	92.0%	93.1%

▶ 施策の柱

(1) ごみの適正処理の推進

- ・ごみの分別区分の丁寧な周知を図るほか、ごみ集積所の適正な配置と収集運搬、中間処理を維持し、安定的・効率的なごみ処理を進めます。
- ・不法投棄や野焼きなどの不適正なごみの処分を防止するため、出前講座や広報紙による啓発活動に取り組むとともに、常時回収ステーションの巡回やクリーン活動のごみの回収などにより、ごみを適正に排出する環境づくりを行います。
- ・廃棄物処理施設の適切配置を維持するほか、最終処分場の確保に向けた取組を推進します。
- ・ごみの排出が困難な高齢者等を支援するため、町内会や関係部署と協力し、ごみヘルパーを確保します。

(2) 公害対策の推進

- ・大気汚染、騒音・振動、水質汚濁等の公害を防止するため、関係機関と連携し、法令等に基づく計測や規制の遵守に向けた監視を行うとともに、必要な改善指導等を行います。

(3) 生活排水処理対策の推進

- ・生活排水による水質汚染を防止するため、公共下水道や農業集落排水への接続や合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、下水道事業経営戦略に基づき、持続可能な事業経営の推進に取り組めます。
- ・清潔な生活環境を保持するため、汚水衛生未処理世帯等に対し、し尿収集を適切に行います。

第2章 基本目標別施策

基本目標2 安心安全、快適で開かれたまち

2-3-1 都市空間の整備・充実



▶ ありたい姿

機能的・安定的な都市基盤が整い、歴史や文化、自然などが調和した美しいまちなみが形成されるとともに、憩いの場となる公園等のオープンスペースが充実した中で、心のゆとりや潤いを感じながら生活しています。

▶ 現状

- ・市民生活や経済活動に欠かせない道路や橋梁をはじめとする社会インフラの老朽化が急速に進む中、施設の更新や機能保全に加え、通学路における安全性の向上や機能強化など、市民ニーズは一層多様化しています。
- ・また、近年の気候変動等により災害が激甚化・頻発化する中、社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されるよう、社会インフラの強靱化も求められています。
- ・一方、人口減少・少子高齢化社会においては、右肩上がりの経済成長・税収の増加等を前提とした従来型の量的整備は困難であり、将来の人口規模等を見据えた最適な社会インフラの整備が求められています。
- ・加えて、近年、市民の価値観や生活様式の多様化などにより、歴史・文化と調和した美しい景観や公園等のオープンスペースの価値が再認識されてきています。

▶ 目標

- ・各種計画に基づき、予防保全型の管理体制に転換し、老朽化した各種インフラが適切にメンテナンス・更新されています。
- ・誰もが安全に安心して利用できる道路や歩道の整備が進んでいます。
- ・公共下水道整備が概成し、衛生環境が向上しています。
- ・歴史や文化など地域の特色をいかした景観づくりに取り組む地域が増え、周辺と調和のとれた景観が形成されています。
- ・憩い・集い・くつろげる快適に暮らせる空間が整っています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
市道橋の点検結果に基づく修繕工事の完了数（累計）	121 橋 (R3)	256 橋	376 橋
快適に走行できる市道の延長（規格改良された市道の延長）	1,997.7 km (R3)	1,999.9 km	2,000.5 km
安全に歩行できる市道の延長（歩道の整備延長）	295.0 km (R3)	297.4 km	301.6 km
法的根拠に基づき、良好な景観を創出するための街並みのルールを定めた地区指定数	19 地区 (R3)	21 地区	22 地区

▶ 施策の柱

(1) 施設の長寿命化の推進

- ・人口動態や社会情勢の変化を踏まえ、市道や橋梁をはじめとする各種インフラの統廃合や規模の適正化を図るとともに、各種長寿命化計画やストックマネジメント計画等に基づき、予防保全型の維持管理に取り組み、各種インフラの健全性の維持や長寿命化に取り組みます。

(2) 効率・効果的なインフラ整備

- ・長期未着手の都市計画道路のうち、社会情勢の変化や実現可能性を踏まえて必要性が低下した道路計画の廃止を進めます。
- ・既存インフラを最大限活用するとともに、新たなインフラ整備に当たっては、市民生活や産業活動、防災・減災、国土強靱化の視点から必要性や優先度を踏まえ、各種整備計画に基づき、効率的かつ効果的な整備に取り組みます。
- ・公共下水道整備区域を見直した上で、令和10年度までに未普及地域における下水道整備の概成を図るとともに、効率的な下水道事業経営の実現に向け、汚水連携事業など広域化・共同化に取り組みます。

(3) 良好な景観・安らぎある都市空間の創出

- ・快適で美しく、魅力あふれるまちの実現に向け、建築物や工作物等の良好な景観への誘導や事業者等への啓発活動に取り組むほか、市民や事業者による主体的な景観づくり活動の掘り起こし、歴史や文化など地域の特性をいかした景観づくりを推進します。
- ・都市空間の緑化を推進するとともに、市民の憩いや交流の場となる都市公園等の整備や適切な維持管理に取り組むほか、総合公園である高田城址公園と五智公園は、シンボル公園として質の高い空間の形成を目指します。
- ・また、パークパートナーシップ協定に基づく公園管理や、桜のボランティア活動など、市民との協働による取組を推進します。

第2章 基本目標別施策

基本目標2 安心安全、快適で開かれたまち

2-3-2 土地利用政策の推進



▶ ありたい姿

利便性が高いまちなかや豊かな自然があふれる中山間地域など、各地域の特性や機能をいかした質の高い生活環境が整うとともに、空き地や空き家等の管理や利活用が図られ、活力ある地域コミュニティが形成されています。

▶ 現状

- ・人口減少や少子高齢化の進行に伴い、市街地では人口密度の低下や中心部の空洞化、田園地域では農業の生産性向上、また、中山間地域では集落機能と農業・林業の維持といった課題が顕在化しています。
- ・また、地域経済の発展に寄与する、企業の立地に当たっては、企業等の多様なニーズを踏まえるとともに、将来の人口規模や社会情勢の変化を見据えた土地利用規制を図る必要があります。
- ・さらには、全国各地で水害をはじめとした大規模な自然災害に見舞われていることから、本市においても災害リスクに配慮した都市機能や居住の適正な誘導が必要となっています。

▶ 目標

- ・市民や事業者等とともに、土地利用構想と整合しためりはりのある土地利用が行われ、快適な都市環境が形成されています。
- ・柔軟な土地利用が推進され、十分に活用されていない土地の解消や新たな土地利用への転換が進んでいます。
- ・まちなかでは、若者世帯の移住の増加や地域に根付いた商店が増加するなど、新たな魅力と賑わいが生まれています。
- ・空き家の適正管理と利活用が進み、空き家の増加が抑制されています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
農業振興地域内の農用地の面積	17,076ha (R3)	16,623ha	16,635ha
立地適正化計画の誘導重点区域内における65歳未満の転居増減数	-16人/年 (H29～R3の最大値・最小値を除外した3か年平均)	-11人/年 (R5～R8平均)	-7人/年 (R9～R12平均)
空き家情報バンクの成約件数(累計)	54件 (R3)	114件	162件

▶ 施策の柱

(1) 適正な規制と誘導の推進

- ・生活の快適さと自然環境を維持するため、市民や事業者とともに、各種法令や土地利用構想、都市計画マスタープラン等に基づき、土地利用の適正な規制や誘導を図ります。
- ・市街地の適正な規模を維持するとともに、田園地域の優良な農地や中山間地域の自然環境と公益的機能を維持するため、「めりはりのある土地利用」を推進します。
- ・地域経済の発展に寄与するような企業等の誘致に当たっては、産業分野の施策と連携し、社会経済環境の変化や市場ニーズの動向を見極めた土地利用を推進します。
- ・各種ハザードマップを踏まえ、災害の危険性を考慮した計画的な土地利用や施設を誘導する取組を推進します。

(2) 持続可能な都市構造の構築

- ・立地適正化計画に基づき、高田と直江津のまちなかが抱える課題の解決に向けて、行政や住民、事業者等による協働のまちづくりを実践し、空き家の利活用の促進やまちの魅力向上などの居住人口の増加につながる取組を推進します。
- ・空き家の物件情報を素早くキャッチし、空き家情報バンクや空き家マッチング制度を活用した情報発信により、早期の利活用を促進します。

第2章 基本目標別施策

基本目標2 安心安全、快適で開かれたまち

2-3-3 交通ネットワークの確立



▶ ありたい姿

市内外に開かれた広域交通網の利便性が高まり、学業や職業、観光等の選択肢が広がるとともに、地域内では公共交通や互助による輸送などにより、暮らしを支える地域交通が確保され、車を運転しない人も安心して生活しています。

▶ 現状

- 人口減少や車社会の進展、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等によりバス利用者は減少傾向が続いており、今後の需要回復と、将来にわたって持続可能な交通ネットワークの構築が求められています。
- また、鉄道においても利用者数の減少から、えちごトキめき鉄道と北越急行は両社ともに厳しい経営状況が続いており、加えて、えちごトキめき鉄道では、変電所設備の老朽化に伴う大規模修繕に取り組む必要があります。
- 一方で、北陸新幹線は、令和5年度末に金沢・敦賀間の開業が予定され、北陸・関西エリアとの更なる交流人口の増加や地域経済の活性化が期待されています。
- 冬期間の交通網の確保においては、除雪オペレーターの高齢化により安定的な機械除雪体制の確保が困難になってきているほか、道路幅員が狭く除雪機械が入れない狭隘市道においては、担い手の減少や燃料費等の高騰により、地域による除雪体制の維持に係る負担が増しています。

▶ 目標

- 路線バスや予約型コミュニティバス、互助による輸送などにより、利用しやすい移動手段が確保されています。
- 市民生活や地域経済を支える重要な社会インフラである在来線の安全で安定した運行が維持されています。
- 市内外の人やモノの移動を支える広域交通ネットワークの整備が進んでいます。
- 除雪作業の効率性と安全性が向上するとともに、除雪オペレーターの確保が図られています。
- 地域における除雪体制が整い、冬期間の道路交通と安全な歩行空間が確保されています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
路線バス・乗合タクシー・市営バスの利用者数	1,577,608人 (H30)	1,467,965人	1,409,593人
バスや鉄道などの公共交通の便がよいと感じる市民の割合（上越市市民の声アンケート）	26.7% (R4)	27.7%	28.7%
都市計画道路黒井藤野新田線（市道小猿屋安江線～県道小猿屋黒井停車場線間L=1,090m）の整備率	4.4% (R3)	46.7%	94.3%
除雪オペレーターの人数	824人 (R3)	874人	924人

▶ 施策の柱

(1) 利用しやすい地域交通の確保

- ・高齢者の通院や買物、高校生の通学において、利用しやすい移動手段を確保するため、路線バスのほか、予約型コミュニティバスや互助による輸送など、多様な輸送手段を活用し、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの構築に取り組みます。

(2) 広域交通網との連結強化

- ・広域交通網の整備効果を最大限に発揮させるため、高速道路、国道等の広域道路と生活道路との連結を強化し、市内外の人やモノの移動を支える広域交通ネットワークの形成を目指します。
- ・市民生活の利便性や地域活性化、災害時の避難路や代替路等の機能を向上するため、幹線道路の整備を推進します。
- ・北陸新幹線の敦賀以西への延伸を見据え、上越妙高駅への停車機会の拡大に向けた要望等の取組を行います。
- ・えちごトキめき鉄道と北越急行の経営安定化に資する支援や利用促進に取り組みます。

(3) 冬期間の交通網の確保

- ・除雪事業者に除雪支援システムの導入を促し、除雪作業の効率性と安全性の向上、負担軽減を図るとともに、次世代の除雪オペレーターの確保に取り組みます。
- ・地域による狭隘市道の除雪体制を維持するため、小型除雪機購入費補助金等の支援により町内会等の負担軽減に取り組みます。

第2章 基本目標別施策

基本目標2 安心安全、快適で開かれたまち

2-4-1 自然環境の保全



▶ ありたい姿

豊かな自然環境と生物多様性が保全され、人と自然が良好な生活環境の中で共生しており、将来世代にかけがえのない自然環境が引き継がれています。

▶ 現状

- ・当市の豊かな自然環境は、多様な動植物が生息する場であるとともに、食や産業など市民の暮らしや経済活動を支えています。
- ・市では、多様な生態系を有する自然環境を保全するため、自然環境保全条例に基づき自然環境保全地域の指定に取り組んだほか、多様な生物の保全と環境に配慮した開発事業の誘導に取り組んできました。
- ・その一方で、中山間地域において住民の高齢化や農業者の後継者不足により、農地や里地里山の荒廃が進むなど、良好な自然環境の保全が困難な状況が生じています。
- ・近年、アライグマ等の特定外来生物の生息・育成域の拡大により、絶滅が危惧される希少種の生息域の減少が懸念されるとともに、ツキノワグマ、イノシシ等の大型野生動物が人里に出没することにより、人身や農作物の被害が発生しています。

▶ 目標

- ・森林、緑地、水辺地等の多様な自然環境が保全されています。
- ・野生生物等の生物多様性が確保され、人と自然が豊かに触れ合い、共生することができます。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
自然環境保全地域の指定数	7 か所 (R3)	9 か所	11 か所
大型野生動物による人身被害の発生件数	0 件/年 (R3)	0 件/年	0 件/年
上越市自然環境保全条例の違反行為	0 件/年 (R3)	0 件/年	0 件/年

▶ 施策の柱

(1) 生物多様性の保全

- ・地域における多様な生態系を健全な状態で維持していくため、自然環境保全地域の指定を行うとともに、環境保全団体や地域と連携し、啓発・保全活動に取り組みます。
- ・人と野生動物の共存を図るため、農地等の適切な管理や緩衝帯の整備など、大型野生動物が出没しにくい環境づくりを地域ぐるみで推進するとともに、市民一人一人の野生動物に対する理解を深める機会を提供します。

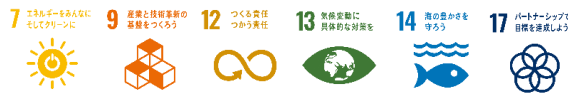
(2) 環境に配慮した事業活動の推進

- ・自然環境の保全や公害の防止を図るため、環境影響評価法や新潟県環境影響評価条例等に該当する事案が生じた際には、専門的な知見を踏まえ、開発事業者等に対して適正な事業の実施を促します。

第2章 基本目標別施策

基本目標2 安心安全、快適で開かれたまち

2-4-2 地球環境への負荷が少ない社会の形成



▶ ありたい姿

市民、事業者、行政が限りある資源を効率的に利用して環境負荷の少ない社会経済活動が営まれており、2050年カーボンニュートラル達成に大きく近づき、地球環境が良好に保たれています。

▶ 現状

- ・全国的に食品ロスの発生が問題となる中、本市では、近年、ごみの排出量は横ばいで推移しており、特に、事業系一般廃棄物の排出量が減少していないため、食品ロスや資源の消費、廃棄物の発生を抑制するほか、資源の循環的な利用を一層促進していく必要があります。
- ・また、地球規模での気候変動による影響が、今後も一層深刻化していくことが懸念される中、本市においても再生可能エネルギーの普及など、脱炭素社会への転換に向けた具体的な取組の加速化が求められています。
- ・さらに、再生可能エネルギーの設置・開発に当たっては、近隣住民とのトラブル、自然環境や景観の破壊、防災上の問題等が全国的に発生しており、これらを未然に防止し、適地を確保していくためのルールづくりが必要となっています。
- ・このほか、環境保全に向けた活動や啓発に取り組む環境団体では、担い手の高齢化が進んでおり、後継者の確保・育成に向けた取組が必要となっています。

▶ 目標

- ・家庭系、事業系ともに、3Rの考えが浸透し、ごみの排出量の減少と再資源化が進んでいます。
- ・脱炭素型の社会経済活動への転換が進み、温室効果ガスの削減が順調に進んでいます。
- ・市民一人一人が環境問題に高い関心を持ち、省エネルギーの取組や環境学習・環境美化活動への参加など、自ら地球に優しい行動を実践しています。
- ・環境保全に関するイベントや活動が活発化し、環境美化活動等に主体的に取り組む事業者、市民活動団体等が増えています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
事業系一般ごみの排出量	21,582 t (R3)	18,859t	16,679t
市域における温室効果ガスの年間排出量	(集計中)	(調整中)	(調整中)
市内における再生可能エネルギー設備の導入容量	31,247kW (R3)	(調整中)	(調整中)
全市クリーン活動参加者数	55,445 人 (R3)	58,000 人	62,000 人

▶ 施策の柱

(1) ごみの減量とリサイクルの推進

- ・限りある資源を効率的に利用し、新たな資源の利用と廃棄物の発生を抑制するため、情報発信等の普及啓発を推進し、ごみ減量とリサイクル推進を図ります。
- ・資源ごみを含めた一般廃棄物の処理について、時代に即した分別、処理方法などの情報収集、研究を継続的に行い、適正処理に必要な施設の計画的な維持管理や整備等に取り組めます。

(2) 省エネルギー化の推進

- ・市民・事業者・行政が一体となって、日常生活や事業活動の中で省エネルギー化の取組を実践していくための意識啓発や情報提供、設備の導入等に対する支援を行います。

(3) 再生可能エネルギーの普及

- ・多様な再生可能エネルギーの導入を促進するため、公共施設への太陽光発電等の導入や公用車の電動化を率先して進めるとともに、市民・事業者への情報提供や連携体制の構築、最新の技術や仕組みの調査研究、設備の導入等に対する支援に取り組めます。
- ・自然環境や生活環境と調和した再生可能エネルギーの導入を促進するためのルールづくりに取り組めます。

(4) 環境学習と保全活動の推進

- ・市民一人一人の環境保全に対する意識を高め、具体的な行動につなげていくため、様々な媒体を活用した情報発信や、環境に関する学習の機会を提供します。
- ・環境保全に取り組む担い手の輪を拡大し、目に見える形での活動を展開していくため、環境団体と市民・事業者・行政の間や、環境団体同士の連携を促進します。
- ・地域の生活環境や自然環境の美化を図るため、全市クリーン活動等の様々な環境美化活動を推進するとともに、市民や事業者等の主体的な取組を支援します。

第2章 基本目標別施策

基本目標3 誰もが活躍できるまち

3-1-1 人権・多様性の尊重



▶ ありたい姿

門地、性別、年齢、国籍、障害の有無などに関わらず、全ての人が認め合い、互いを尊重しながら、自分らしく生きることができる、誰一人取り残されない社会となっています。

▶ 現状

- ・近年、全国的に、インターネット上での誹謗中傷のほか、新型コロナウイルス感染症への感染や性同一性障害、性的指向などを理由とする偏見や差別といった新たな課題が表出しています。
- ・そのような中、市民意識調査の結果から、市民の人権意識は着実に高揚しているものの、同和問題（部落差別問題）においては、いわゆる「寝た子を起こすな」論や解決を他者に依存する風潮が今なお見受けられています。
- ・また、戦争体験者の減少に伴い、戦争について話を聞き、学ぶ機会が少なくなっており、戦争の体験や歴史を風化させないために、戦争の体験談をはじめ、戦没者の遺品等の戦争関連資料をより多く収集し、保存・伝承していく必要があります。
- ・このほか、労働者を中心とした外国人世帯が増加しており、市内で暮らす外国人が安心して暮らせる環境づくりが求められています。

▶ 目標

- ・市民一人一人の基本的な人権が尊重され、人権侵害が解消されています。
- ・戦争体験等が伝承されるとともに、お互いを認め、尊重し合うことが平和の基礎であるという意識が浸透しています。
- ・様々な場面で外国人市民の受入れ環境が整うとともに、国際交流を担う次代の人材が育成されています。
- ・ユニバーサルデザインの考え方に基づいたハード面の整備が進むとともに、相手の立場に立った思いやりのある行動をとる心のユニバーサルデザインの考えが身についています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
人権・同和問題に関する正しい理解度(上越市人権・同和問題に関する市民意識調査)	67.1% (R2)	70.0%	75.0%
平和展来場者数	1,395人 (R4)	1,500人	1,600人
外国人市民との共生に関する正しい理解度(上越市人権・同和問題に関する市民意識調査)	37.7% (R2)	44.0%	48.0%
市施設の「公共建築物ユニバーサルデザイン指針」の適合率	67.21% (R3)	70.5%	73.2%

▶ 施策の柱

(1) 人権・非核平和の推進

- ・市民や企業等の人権・同和問題に対する関心や理解を深め、憲法で保障される基本的人権を守るため、市民セミナーや企業研修会を開催するとともに、人権教育や同和教育の実践を積み重ねるほか、教職員に対して現地学習の機会を提供します。
- ・市民に戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えるため、平和に関する学習や平和展の開催のほか、平和記念公園・展示館を通じて平和啓発に取り組みます。

(2) 多文化共生の推進

- ・外国人市民が社会生活で抱える様々な課題を解消するため、関係団体等と連携し、情報提供や相談対応等の支援を行います。
- ・互いの文化や風習等の違いを理解し、安心して暮らせる環境を整えていくため、多様な言語ツールを活用した情報伝達のほか、国際理解のための啓発活動に取り組みます。
- ・多文化共生社会の実現を図るため、海外の友好都市との交流などを通じて、国際感覚が豊かな人材を育成します。

(3) ユニバーサルデザインの推進

- ・障害の有無や年齢、性別、言語の違いに関わらず、誰もが安全に安心して快適に暮らしていけるよう、市の施設へのユニバーサルデザインの反映と事業者への普及・啓発を行います。
- ・ハード面の整備を補完する意図からも、多様な人がいることを前提とした思いやりや助け合いの精神を育む、心のユニバーサルデザインを推進します。

第2章 基本目標別施策

基本目標3 誰もが活躍できるまち

3-1-2 男女共同参画の推進

5 ジェンダー平等を
実現しよう

17 パートナーシップで
目標を達成しよう



▶ ありたい姿

性別に捉われず、社会のあらゆる場面において一人一人の意欲と個性が発揮される環境や支援体制が整い、平等に多様な活躍ができる社会が形成されています。

▶ 現状

- ・近年、社会的な潮流として、市民の男女共同参画に対する意識は高まりつつあるものの、性別による固定的役割分担意識が残っていることから、男女共同参画に関する活動のすそ野を広げていくためには、多くの幅広い人たちが問題意識を持ち、男女共同参画の必要性を理解することが求められます。
- ・また、女性の社会進出の進展により、就業や生活など様々な場面において、男女の賃金格差やコロナ禍で増加するDVなどの新たな問題の発生や課題の複雑化・多様化が懸念されています。
- ・当市においても、性別による固定的役割分担意識が残っていることが女性の社会進出を妨げる一因となっているほか、設置している女性相談窓口は、認知度が低い状況となっています。

▶ 目標

- ・あらゆる分野・あらゆる世代において、性別による固定的役割分担意識の解消や女性参画・女性活躍の推進に向けた市民の意識が醸成されています。
- ・市民・企業向けの各種講座が多く開催されるなど、男女共同参画社会を推進する団体活動が活発になっています。
- ・女性相談窓口の認知度や相談員のスキル向上、関係機関との連携の強化が図られ、相談者への迅速・適切な支援が行われています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
男女の地位の平等感（上越市男女共同参画に関する市民意識調査）	23.3% (R3)	30.0%	40.0%
子育て中の女性の就職率	39.9% (R3)	42.1%	44.3%
市の女性相談窓口の認知度（上越市男女共同参画に関する市民意識調査）	13.1% (R3)	20.0%	30.0%

▶ 施策の柱

(1) 男女共同参画意識の向上

- ・性別に関わらず互いの人権を尊重し、個人が持つ個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、幅広い分野の多くの人たちに向けて意識啓発を行います。

(2) 女性活躍・女性参画の促進

- ・女性の経済的自立や人材育成など職業分野に限らず、あらゆる分野において男女共同参画の視点を持って女性の活躍促進に取り組みます。
- ・性別に捉われず、やりがいや充実感を感じて働きながら、家庭、育児、介護等に参画できるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進するほか、各種制度の周知や意識啓発に取り組みます。

(3) 相談支援体制の充実

- ・女性相談窓口の周知を図り、市民が気軽に相談できる場を提供します。
- ・相談内容の複雑化・多様化に対応するため、関係機関と連携・協力した対応体制の強化に取り組みます。

第2章 基本目標別施策

基本目標3 誰もが活躍できるまち

3-1-3 若者が活躍できる環境づくり

4 質の高い教育をみんなに 17 パートナーシップで目標を達成しよう



▶ ありたい姿

若者一人一人の夢や希望をかなえるためにチャレンジできる環境が整い、若者同士の交流から新たな出会いやアイデアが生まれ、まちづくりの主体として活躍しています。

▶ 現状

- ・当市においては、10代後半から20代前半にかけて、進学や就職を機に市外へ転出する若者が多く、また、若年層の女性の減少や婚姻率の低下、晩婚化により出生数が減少していることなど、様々な要因が複合的に重なり合う中で人口減少が進行しています。
- ・また、市内では、高齢化や人口減少の影響により、まちづくりの様々な分野において担い手不足が顕在化していることから、若者が希望を叶えることのできる環境を整え、その活力をまちづくりにいかしていくことが求められています。

▶ 目標

- ・若者が自らの夢や希望を叶えるために挑戦しようとする機運が高まっています。
- ・学生や若者の「ふるさと上越市」への理解と愛着が高まる中で、若者同士の交流による新たな出会いやまちづくりの取組が生まれています。
- ・市外に居住する若者や子育て世帯等のU I Jターンに向けた関心が高まっています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
今後も上越市に住み続けたいと感じている20代・30代の割合（上越市市民の声アンケート）	66.1% (R4)	67.5%	70.0%
上越市に愛着があると感じている20代・30代の割合（上越市市民の声アンケート）	70.0% (R4)	72.5%	75.0%
地域活動や市民活動に参加している20代・30代の割合（上越市市民の声アンケート）	32.1% (R4)	33.5%	35.0%

▶ 施策の柱

(1) 生活支援の充実

- ・公共交通機関を利用して市外の大学等に通学する学生に対し、通学費を奨学金として貸し付けます。
- ・市内で生活する若者に対し、各種奨学金の返還を支援する取組を進めます。

(2) 交流機会の創出

- ・市内に在住・在学する高校生に対し、まちの魅力を知ってもらう機会を創出することにより、「ふるさと上越市」への理解と愛着を深めます。
- ・将来的なUターンに向け、SNSを通じて当市の魅力や子育て環境、仕事に関する情報発信を行います。
- ・意欲ある若者の人材発掘・育成と若者のまちづくりへの参画に向けて、活動の活性化を図るため、若者同士の交流を促進します。
- ・結婚を希望する人に寄り添った支援を行うため、意識啓発や相談支援、出逢いの場の提供などの取組を検討します。

第2章 基本目標別施策

基本目標3 誰もが活躍できるまち

3-2-1 コミュニティの充実



▶ ありたい姿

人と人、人と地域のつながりが育まれる中で、市民、事業者、団体などがまちづくりの主役として、地域で抱える課題を「自分事」として捉えて行動し、地域の暮らしの安心感や活力が高まっています。

▶ 現状

- ・人口減少や少子高齢化の進行などにより、地域の活動を企画、実行する人材や団体等の担い手が減少する中、地域の防災や福祉、生活環境などにおいて様々な課題が顕在化しています。
- ・また、人口動態や世代間の価値観の差の拡大などにより、地域や町内会のつながりが希薄化し、コミュニティの維持が困難になってきています。
- ・このほか、地域自治の仕組みの下、地域自治区単位で住民同士の支え合いや活気を生み出す活動が展開されていくことが期待されているものの、地域自治区単位での自主的な活動は一部の地域に留まるなど、市全域への広がりには限定的となっています。

▶ 目標

- ・市民が地域に誇りと愛着をもって地域のために活動し、生活の質の向上や満足感の高揚が図られています。
- ・町内会を始めとする地域コミュニティ組織や地域で活動する市民団体が、地域の課題解決や地域振興に向けて、主体的に活動しています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
地域おこし協力隊の定着住率（累計）	40%	47%	53.1%
自主的審議事項のテーマを定めて取り組んでいる地域協議会の数	17件(R4.8月)	28件	28件
地域活動や市民活動に参加している市民の割合（上越市市民の声アンケート）	40.8% (R3)	45.0%	45.0%
集落や町内会などの地域コミュニティ活動が盛んであると感じている市民の割合（上越市市民の声アンケート）	55.8% (R3)	60.0%	60.0%

▶ 施策の柱

(1) 地域を担う人材育成

- ・地域に愛着や誇りを持ち、意欲を持って活動する人材・担い手を継続的に確保するため、先進的な取組を行っている人や団体、関係機関等と連携し、その各取組の成果・魅力を発信するとともに、関心や意欲を持つ人への相談や学習機会の提供等により能力・技術の向上を支援するほか、取り組む人同士のネットワークづくりなどを進めます。
- ・地域住民や関係者とともに課題解決等に取り組む人材を地域おこし協力隊員として採用するなど、地域に根付き、力になってくれる人材を誘致・育成します。

(2) 地域自治の推進

- ・地域特性を踏まえた自主自立のまちづくりに向け、市民と行政が協力し、先進的な事例等を研究しつつ、上越らしい地域自治のあり方を話し合っていく中で、身近な地域の課題をより良い形で解決するための仕組みづくりに取り組みます。

(3) 地域コミュニティ活動の活性化

- ・地域コミュニティを維持し、活動の活性化を図るため、町内会をはじめとする地域コミュニティ組織等に対し地域の課題解決や活性化に向けた話し合いを働きかけるなど、地域の主体的な活動を支援します。

第2章 基本目標別施策

基本目標3 誰もが活躍できるまち

3-2-2 多様な市民活動の促進

11 住み続けられる
まちづくりを

17 パートナーシップで
目標を達成しよう



▶ ありたい姿

個人やNPOをはじめとする市民活動団体などの多様な主体がそれぞれの強みを出し合い、積極的にまちづくりに関わり、様々な活力や新たな価値を生み出しています。

▶ 現状

- ・個人の価値観や生活スタイルの変化に伴い複雑・多様化する市民ニーズに対応するため、多様な主体と行政が連携してまちづくりに取り組むことが不可欠となっています。
- ・また、少子高齢化の進行や定年年齢の延長等に伴い、市民活動を行う人が固定化し、市民活動団体の担い手が減少する傾向が見られています。
- ・加えて、人的な課題のみならず、資金面においても活動の継続に支障を来しており、これから活動したいと思う人が活動に参加しやすい環境づくりが必要となっています。
- ・このほか、市政情報の伝達においては、スマートフォン等の情報端末の普及により、直接市民に届ける仕組みが整う一方で、その所有や情報リテラシーの有無により、市民の間で情報格差が生じています。

▶ 目標

- ・多様な主体が地域の課題解決などに取り組み、連携・協働する姿が見られます。
- ・地域や社会を良くしたいと思う意識が高まり、市民活動やボランティアに参加する人が増えています。
- ・市政情報を様々な媒体を通じて適時適切に市民に伝え、また、市民も欲しい時に望む方法で入手できる環境が整っています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
NPO・ボランティアセンターの市民活動団体の登録団体数(累計)	250 団体 (R3)	253 団体	255 団体
地域活動や市民活動に参加している市民の割合(上越市市民の声アンケート)	40.8% (R3)	45.0%	45.0%

▶ 施策の柱

(1) 市民活動の支援

- ・市民が自主性と主体性を持ち、身近な分野の公共的な課題を解決する行動を起こしやすいよう、市民活動やボランティアに関する情報の収集・発信・コーディネートなどにより、参加する人の裾野を広げるとともに、様々な市民活動の促進を図ります。
- ・地域を挙げて地方創生を推進するため、民間団体や事業者等による取組を支援します。

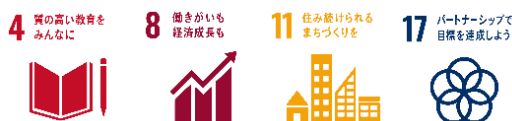
(2) 市民参画と協働・連携の推進

- ・市民や市民活動団体による公共的な課題の解消に向けた取組に対して、必要に応じて協働や連携の手法が適切に用いられるよう、市民と行政双方が意見交換しやすい環境づくりを進めます。
- ・各広報媒体の特性をいかし、効果的に組み合わせながら、市政情報を必要とする市民へ適時適切に発信するとともに、広聴の取組を推進することにより、市民と市政に関する情報の共有化を図り、市民がまちづくりに参画しやすい環境づくりを進めます。あわせて、把握した市民の意見やニーズを基に、市の施策の立案や改善につなげます。

第2章 基本目標別施策

基本目標3 誰もが活躍できるまち

3-2-3 つながりの創出・拡大



▶ ありたい姿

地域住民のみならず、個人、企業、大学といった、多様な主体による支え合いによって、地域の暮らしと文化が継承されるとともに、その関わりを通じて、地域に愛着や誇りを感じ、当市を好きになる人や応援する人、移住する人が増えています。

▶ 現状

- ・市では、家族や地域を軸とした人と人、人と地域コミュニティのつながりの強化に取り組んできたものの、人口減少や少子高齢化の急速な進行により、まちづくりの各分野において、担い手不足が顕在化しています。
- ・また、地域においては行政サービスだけでは対応できない生活上の課題が発生しており、地域住民のみならず、地域外の個人、企業、大学などといった多様な主体が関わり、支援する体制の充実が求められています。
- ・さらに、コロナ禍を機に、テレワークをはじめとした働き方の変化やライフスタイルの多様化が進み、地方移住の関心が高まっているものの、当市においては、人口の流入を強く実感できる状況には至っていません。

▶ 目標

- ・多様な主体の関わりと支え合いによって、地域の課題解決や活性化が図られ、地域の暮らしやすさが向上しています。
- ・当市の魅力や住みやすさを認識し、就職や結婚、出産などを契機にU I Jターンする若者や子育て世帯が増えています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
中山間地域支え隊の登録数(企業・団体・個人)及び派遣件数	登録数：34人 派遣人数：218人 (R3)	登録数：49人 派遣人数：308人	登録数：61人 派遣人数：380人
越後田舎体験の受入人数	2,576人 (R3)	4,000人	4,000人
大学と地域の連携による課題解決・まちづくりの新たな取組件数	6件 (R1-R3 累計)	4件 (R5-R8 累計)	8件 (R5-R12 累計)
市の移住関係制度等を利用した移住者数	86組 133人 (R3)	86組 133人	86組 133人

▶ 施策の柱

(1) 支え合い体制の強化

- ・中山間地域における地域貢献活動に賛同する企業や団体など多様な主体が参加するボランティアを派遣し、集落への労力支援を行います。
- ・集落づくり推進員が人口減少や高齢化が進む集落を巡回し、地域住民と将来像を話し合いながら、把握した課題の解決に取り組みます。
- ・地域社会は地域で支えるという意識を高め、生活支援コーディネーターを配置するなど、高齢者自身が地域の支え手となる仕組みづくりに取り組みます。

(2) 関わりの創出・拡大

- ・大学が有する専門的な知見と学生の活力を地域の課題解決と活性化につなげるため、市内外の大学と地域との連携に取り組みます。
- ・ニーズを捉えた魅力的な体験プログラムの造成を行い、ものづくり体験や農業体験等の受入れ環境を整備するとともに、関東、関西、近隣他県等の旅行会社や学校等への営業活動に取り組みます。

(3) 移住定住の推進

- ・当市が移住先として選ばれるよう、SNS等を活用し、地域の魅力や充実した子育て支援策等を広く情報発信するとともに、丁寧な相談対応や移住体験に取り組むほか、家賃補助や住宅の取得費補助、空き家を利活用する支援制度などを活用し、移住定住の推進に取り組みます。

第2章 基本目標別施策

基本目標4 魅力と活力があふれるまち

4-1-1 地域に根付く産業の活性化



▶ ありたい姿

地域に根差した産業の特徴や強みが新技術の活用などによって発揮され、生産性の向上や新たな付加価値の獲得につながり、さらなる投資や雇用が生み出される好循環が生まれ、地域経済が成長、発展しています。

▶ 現状

- ・人口減少や少子高齢化の進行、脱炭素化やデジタル化の加速など、社会経済環境が目まぐるしく変化する中、市内企業では労働力不足の解消や競争力強化、事業継承への対応などの多様な課題が顕在化しており、持続可能な事業経営に向けた支援が求められています。
- ・また、高田・直江津の中心市街地においては、インターネットを利用した宅配・通販サービスの普及などにより、空き店舗の常態化や賑わいの低下が見られます。

▶ 目標

- ・地域内の企業同士の取引が増え、域内循環が増えるとともに、災害や経済危機に左右されない変化に強い企業が増えています。
- ・大都市圏などに販路を拡大し、地域外からの資金流入に資する企業が増えています。
- ・商店街では、魅力や特色ある個店が数多くあり、歴史や文化、人的資源をいかした街なみが形成されています。
- ・AIやIoT、ローカル5Gなどの技術革新のための市内企業の設備投資が活発化し、労働力不足による経営状況の悪化や事業継承の課題が解消されています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
製造品出荷額等	602,605 百万円(R1)	521,640 百万円	602,605 百万円
売上が増加したメイド・イン上越 認証品数の割合	工業製品 46.9% 特産品 37.8% (R3)	工業製品 55.0% 特産品 50.0%	工業製品 65.0% 特産品 65.0%
中心市街地における空き店舗数	27 件 (R3)	27 件	27 件
DX認定企業数	0 社 (R3)	5 社	10 社
倒産・廃業件数	104 件/年 (H29~R3 平均)	104 件	104 件

▶ 施策の柱

(1) 工業の活性化

- ・企業の設備投資を促進するため、奨励措置による支援を行うとともに、企業訪問や関係機関との連携を通じ、国や県等も含めた支援制度の周知と情報収集に取り組みます。
- ・産学連携や企業間連携のコーディネート等を行うほか、新分野への参入や、新技術・新製品の開発、DXの導入・活用、人材育成を支援し、地域に根差したものづくり企業等の支援に取り組みます。
- ・販路開拓に向け、優れた工業製品及び特産品を認証し、官民一体となってPR等を行うほか、市内企業のマッチングの機会を創出するために市外等で行われる展示会等に出展する企業への支援、企業が保有する技術・設備等の情報の発信に取り組みます。

(2) 商業の活性化

- ・高田・直江津の中心市街地の商店街において、意欲ある店主・創業者・小規模企業者・中小企業者等が始める新たなビジネスや、商店街全体や個店の魅力を高めるための積極的な挑戦を支援します。
- ・中小企業者・小規模企業者等による売上げや固定客の増加に向けた主体的な取組を支援し、地域の商業・サービス業や商店街の活性化を図ります。

(3) 中小企業・小規模企業の振興

- ・中小企業・小規模企業振興基本条例の理念に基づき、市内の経済状況を適時・的確に把握し、時流を捉えた経済支援・企業支援施策を立案・実施します。
- ・中小企業者等が資金調達しやすい環境を整備するとともに、事業承継を支援することで、地域内企業の経営の安定化と事業継続を推進し、地域の生業や雇用を守ります。
- ・経営革新を支援することで、事業が生む付加価値の増加やDX等の組織改善を誘導し、地域内の中小企業等の成長を促します。

第2章 基本目標別施策

基本目標4 魅力と活力があふれるまち

4-1-2 企業立地・物流拠点化の推進



▶ ありたい姿

陸・海の広域交通網の優位性をいかし製造業や物流企業をはじめ、新しい技術・サービスを提供する先進企業が立地するとともに、直江津港の物流やエネルギー港湾としての拠点性が高まり、地域経済の活力が生まれています。

▶ 現状

- ・市内の工業団地では、分譲が順調に進む一方で、企業の投資意欲の高まりに対応した、一団の工業適地の提供が困難な状況になっています。
- ・直江津港では、韓国釜山港をハブとした全世界への物流ネットワークを構築しているものの、便数の少なさや仕向地への直行便がないことから、企業が利用を敬遠する場合も見受けられます。
- ・一方で、災害や大規模停電など非常事態の際に、太平洋側の港湾の代替港としての利用拡大が期待されています。

▶ 目標

- ・広域交通網をいかした製造業や物流業を中心とした企業立地により、市内総生産の増加と市民の働く場が確保されています。
- ・直江津港においては、LNG（液化天然ガス）等や後背地の企業による貨物が増え、企業の生産、流通、商業活動が活性化しています。
- ・脱炭素社会の実現に向け、エネルギー港湾である直江津港の特徴をいかしたカーボンニュートラルの取組として、民間企業と共に水素やアンモニアの利活用の実証実験が行われ、港の競争力が高まっています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
工業団地の分譲率	86.5% (R3)	92.0%	96.4%
直江津港の外貿定期コンテナの航路数	2 航路 (R3)	コンテナ航路数・仕向け地の増加	コンテナ航路数・仕向け地の増加

▶ 施策の柱

(1) 企業立地の推進

- ・広域交通網の利便性をいかしつつ、社会経済環境を見据えた中で、ターゲットとする業種や業態を絞り込み、地域経済にとって好影響・好循環をもたらす企業の誘致に取り組みます。
- ・新規立地を希望する企業ニーズに即応できるよう新たな工業団地の整備に向けた検討を進めます。

(2) 直江津港の拠点性の強化

- ・直江津港の更なる利用促進に向け、後背地の企業へのセールスや他港を利用する企業の直江津港への切り替えに向けた取組を強化します。
- ・仕向地の増加による港の利便性向上を図るため、港湾管理者と連携し、船会社へのセールスを行うとともに、冷蔵・冷凍貨物など、現状の直江津港で取扱いが少ない貨物に対応するための港湾整備に取り組みます。
- ・直江津港のエネルギー港湾としての拠点性の向上に向け、脱炭素化に向けたカーボンニュートラルポートの取組や、水素やアンモニアの利活用による実証実験が積極的に行われるほか、メタンハイドレートの商業化に向けた取組が促進されるよう、環境整備に努めます。

第2章 基本目標別施策

基本目標4 魅力と活力があふれるまち

4-1-3 新産業・ビジネス機会の創出



▶ ありたい姿

新産業・成長産業の創出や、起業・創業などにより、多種・多様な魅力ある働く場が生まれるとともに、国内外との経済交流により、市内企業が全国、世界に事業を発展させています。

▶ 現状

- ・若者の流出超過が続く中、若者や子育て世代が当市に戻ってきやすい環境を整備するため、多様な働く場を確保する必要があります。
- ・また、社会のデジタル化が加速し、AIやIoT等の先端技術や新しいサービスが生まれ、あらゆる産業や生活分野の高度化・高付加価値化に寄与していることから、そのような新産業・成長産業を市内で創出し、地域経済を活性化していくことが求められます。
- ・さらに、今後、人口減少が進み、国内市場の縮小は避けられないことから、企業の事業継続や発展に向け、海外での新たな市場開拓を後押ししていくことが求められます。

▶ 目標

- ・首都圏等にあるIT企業や先進企業等による拠点が開設され、多様な働く場が確保されています。
- ・新たな産業の創出やビジネス機会の創出につながる経済交流が活発に行われています。
- ・海外市場での販路拡大を通じて、収益拡大を図る企業が増加しています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
IT企業等の新規立地企業数	3社 (R3)	13社	17社
創業(実現)件数	102件(R3)	72件	72件
見本市等への出展を支援した事業者数	7事業者 (R3)	12事業者	16事業者

▶ 施策の柱

(1) 新産業・成長産業の創出

- ・上越妙高駅周辺を中心に I T 企業や先進企業等の誘致により、多種・多様な働く場の創出につなげるとともに、進出企業と市内の既存企業の交流と連携を促進し、地域経済の活性化を図ります。

(2) 起業・創業の支援

- ・起業・創業の意欲が旺盛な若者や女性のほか、U I J ターン者等による自らの経験をいかした創意工夫に満ちた起業・創業を促進します。
- ・金融機関や商工関係団体による支援体制を構築し、各種相談や交流の機会を創出するなど、企業・創業しやすい環境を整えます。

(3) 新市場開拓の促進

- ・市内企業の事業継続や発展に向け、海外での新たな事業展開に対し、貿易関係団体等と連携しながら、的確な情報提供や支援に取り組むほか、様々なつながりをいかした国内外との経済交流を進め、新たなビジネスチャンスの創出につなげます。

第2章 基本目標別施策

基本目標4 魅力と活力があふれるまち

4-1-4 雇用機会の拡大と就労支援

8 働きがいも
経済成長も

17 パートナリシップで
目標を達成しよう



▶ ありたい姿

全ての市民が、それぞれのワーク・ライフ・バランスに合う多様な働き方を実践しながら、誇りややりがい、向上心を持って仕事をしています。

▶ 現状

- ・ 少子高齢化等により生産年齢人口が減少していることから、女性や高齢者、障害のある人、外国人市民などの多様な人材が活躍できる就労機会の拡大と就労支援に取り組む必要があります。
- ・ 特に、若者の流出超過に伴い、市内の中小企業・小規模企業の人手不足の状況が続いています。
- ・ また、働き方の多様化が進む中、性別・年齢に関わらず、ワーク・ライフ・バランスが実現され、誰もが生き生きとやりがいをもって働くことのできる魅力ある職場づくりが求められています。

▶ 目標

- ・ 市内の企業に魅力を感じて就労し、地元に着用する若者が増えています。
- ・ 市民一人一人のライフスタイルや価値観に応じた働き方が定着しています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
高校新卒者の地元就職割合	75.3% (R3)	78.5%	78.5%
インターンシップ登録事業所で受入を行った学生の人数	77人 (R3)	150人	200人
就職率(雇用期間の定めなし又は4か月以上)	38.6% (R3)	40.5%	42.4%
ハッピー・パートナー登録企業数	69事業所 (R3)	89事業所	105事業所

▶ 施策の柱

(1) 地元企業の認知度向上

- ・学生や就職希望者に対し、企業見学会や説明会等を通じて、地元企業を知る機会を提供するほか、企業の就職等に関する情報を発信し、インターンシップの実施を支援することにより、市内企業への就職を促進します。

(2) 雇用環境の向上

- ・ライフスタイルや価値観の多様化に応じたワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市内事業者等への制度周知や意識啓発に取り組みます。
- ・勤労者福祉サービスセンターにおいて、健康維持・生涯学習補助等の福利厚生サービスの提供を行い、勤労者の健康維持と余暇活動の充実を図ります。
- ・性別や年齢、国籍に関係なく、市民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるよう意識啓発に取り組みます。
- ・管理職、中堅社員等へのセミナーを通じた若者への理解の醸成を図るとともに、高校生の企業見学会等を通じて、雇用のミスマッチの解消を図っていきます。

(3) 職業能力の習得・向上

- ・技能労働者に対する職業訓練の場を提供し、就職に役立つ資格取得を促すなど、技術・技能の向上を支援します。
- ・自立支援が必要な若者などに対し、関係機関と連携して相談や支援の強化を図ります。

第2章 基本目標別施策

基本目標4 魅力と活力があふれるまち

4-2-1 観光振興の強化

8 働きがいも
経済成長も

17 パートナーシップで
目標を達成しよう



▶ ありたい姿

当市ならではの豊かな風土や食、歴史・文化など、磨かれた地域資源やおもてなしにより、多くの人々が年間を通じて訪れて楽しみ、市民も自慢できる観光地となっています。

▶ 現状

- ・当市における観光は、季節イベント型の観光に偏る傾向があり、来訪者が市全体の魅力を感じられる仕組みが整っていないため、地域の豊かな観光資源を組み合わせ、通年において来訪者の増加や周遊による消費につなげていくことが求められます。
- ・また、「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録に向けたユネスコへの推薦や北陸新幹線の敦賀延伸を交流人口が拡大する好機と捉え、新潟県の西の玄関口として観光客を呼び込み、市内観光へつなげていく必要があります。
- ・加えて、インバウンドや個人旅行など、旅行ニーズの多様化やアフターコロナの観光需要の動向を踏まえ、観光客の利便性や満足感の向上に資する受入れ態勢等を整えていくことが重要です。

▶ 目標

- ・市民が地域への愛着と誇りを持って観光振興の取組に参画し、観光コンテンツや来訪者の受入れ環境が充実しています。
- ・周辺自治体等と連携した情報発信により、国内外の来訪者が継続的に当市を訪れています。
- ・市内観光の回遊性が高まり、来訪者の滞在時間が増加するとともに、経済効果が生まれています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
市の観光振興に対する満足度※市民、事業者との連携による観光の振興に対する満足度（上越市市民の声アンケート）	10.1% (R4)	10.9%	11.7%
市内への観光客入込数	4,169 千人 (H30-R2 の3年平均)	4,572 千人	5,171 千人
上越観光Naviの閲覧件数	1,575,000PV (R3)	1,732,500PV	1,890,000PV

▶ 施策の柱

(1) 当市ならではの観光地域づくり

- ・地域への誇りと愛着、地域の一体感を育み、多様な交流の機会を創出する各種イベントの支援に取り組みます。
- ・高田・直江津・春日山の3つのエリアを柱に、地域で育まれてきた歴史や文化等の地域資源をいかして、年間を通じて来訪者を受け入れる環境づくりに取り組みます。
- ・市民や事業者の観光マインドの醸成を図りながら、魅力ある地域資源を活用し、多様化する旅行者のニーズを捉えた観光コンテンツの提供や受け入れ態勢の充実に取り組みます。

(2) 広域交通網をいかした広域周遊観光の推進

- ・広域交通網をいかした誘客を促進するとともに、広域的な周遊・滞在交流型観光の促進に向け、事業者や周辺自治体と連携の下、都市間の魅力的な観光資源を有機的に結び付け、周遊できる観光ルートの設定やプロモーション活動に取り組みます。

(3) 市内の回遊性の向上

- ・上越観光NaviやSNS等を通じて、当市ならではの観光コンテンツやイベント等を効果的に組み合わせ発信するとともに、各地をストレスフリーに移動・周遊できる環境の整備に取り組みます。

第2章 基本目標別施策

基本目標4 魅力と活力があふれるまち

4-2-2 シティプロモーションの推進

8 働きがいも経済成長も 17 パートナーシップで目標を達成しよう



▶ ありたい姿

当市の魅力が市内外に広く伝わり、関心や興味、愛着が高まる中で、「住み続けたいまち」「訪れたいまち」として当市が選ばれ、多くの人々を呼び込み、まちに賑わいがあふれています。

▶ 現状

- ・当市には、四季折々の豊かな自然や雪国ならではの歴史・文化、さらには、米や酒を始めとする農林水産物や加工品、独創的な技術を用いた工業製品など、全国や世界に自信を持っておすすめできる魅力が数多く存在しています。
- ・一方で、全国的に、特産品販売や観光誘客の取組が活発化し、様々なメディアで情報があふれるとともに、人々の価値観や趣味が多様化する中において、当市の資源や製品の魅力が、市民も含め広く認知されているとは言えない状況にあります。
- ・また、近年、人口減少・少子高齢化の進行や進学・就職に伴う若者の市外転出、事業者の減少などにより、まち全体の活力やイメージの低下が懸念される中、当市の様々な魅力をアピールすることで、市内外から興味や関心を集め、交流・関係人口や移住者の増加、企業の立地や域外からの所得獲得につなげていくことが必要です。
- ・さらに、市内においては、まちの魅力に気づき、愛着と誇りを持って住み続けたいと思う市民を増やしていくことが求められています。

▶ 目標

- ・ふるさとを誇りに思い、「上越市が好き」、「上越市に住み続けたい」という市民が増えています。
- ・当市の様々な魅力が市民ぐるみで発信され、上越市に行ってみたい、住んでみたいという人が増えています。
- ・上越市を応援したい人や企業が増え、関係人口やふるさと納税額が増加し、地域課題の解決につながっています。
- ・大規模なイベントやコンベンションが多数開催され、多くの人々が当市を訪れています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
上越市に愛着があると感じている市民の割合（上越市市民の声アンケート）	75.7% (R4)	77.5%	80.0%
上越市に住み続けたいと感じている市民の割合（上越市市民の声アンケート）	71.9% (R4)	73.5%	75.0%
Instagramにおける「#上越」をつけた投稿数	75,570 件 (R3)	96,449 件	117,235 件
ふるさと納税の金額	16,426 千円 (R3)	450,000 千円	700,000 千円

▶ 施策の柱

(1) 市内外に向けた情報・魅力発信の推進

- ・一つ一つの資源や産品について、産業振興や地域振興等の施策と連携しながら、付加価値の向上や差別化を図り、磨き上げていくとともに、それらの魅力や活動、背景にある当市の歴史・文化の価値などを総合的に発信していきます。
- ・その発信に際しては、市民や事業者、団体等の様々な主体から参加・協力してもらいながら、地域ぐるみで市内外へ発信していくことにより、個々の魅力はもとより、相乗効果を発揮させていくことで当市の認知度やイメージ、地域への愛着などの向上を図り、市民の定住や交流・関係人口の拡大、移住者の増加、企業の立地や域外からの所得獲得などを後押ししていきます。
- ・交流人口や関係人口の拡大に向け、観光入込数や消費額等の統計データに加え、来訪者の行動情報を収集・分析し、情報発信の目的やターゲットを明確にした上で、ニーズを捉えた実効性のあるプロモーションに取り組みます。
- ・様々な産品の需要を高め、市内事業者の販路拡大を図るとともに、当市の魅力発信や交流人口の拡大、地域の活性化につなげるための有効な仕掛けとして、ふるさと納税制度を積極的に活用していきます。
- ・市外の企業に対し、企業版ふるさと納税制度の活用をPRし、当市のまちづくりに対する理解と応援を促進していきます。

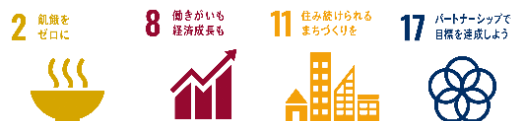
(2) 各種コンベンション等の誘致

- ・北陸自動車道、上信越自動車道の2本の高速道路や、敦賀まで延伸する北陸新幹線や地方鉄道など、広域的なアクセスの利便性を強みとしながら、民間事業者との連携の下、交流人口の拡大に向け、各種コンベンションやスポーツ大会等を誘致するとともに、開催の支援に取り組みます。

第2章 基本目標別施策

基本目標4 魅力と活力があふれるまち

4-3-1 農業の振興



▶ ありたい姿

地域の特色や生産者のこだわりをいかした上越らしい農業が確立しているとともに、水稻と園芸等との複合経営が進み、所得の向上が担い手の確保・育成につながる好循環が生まれ、魅力ある持続可能な農業経営が実践されています。

▶ 現状

- ・近年、農業生産活動は、食の安全性や食料の安定供給、持続的発展や地球環境の保全との両立が強く求められる一方で、米消費の減少や米価の下落・低迷等により、水稻単作が多い当市の農業者の経営は一層厳しさを増し、さらには、農業者の高齢化や後継者不足により、地域農業の維持や農地の荒廃が懸念されています。
- ・特に、中山間地域においては、急傾斜地に不整形の水田が点在していることや、安定した水利が確保できないなど生産条件が不利なことから、担い手・後継者の確保がより厳しく、農業生産活動や農業用施設を維持する共同作業体制の継続が困難となっています。
- ・このほか、イノシシによる農作物被害が平野部まで拡大し、有害鳥獣捕獲活動や鳥獣被害対策実施隊の活動において、猟友会と実施隊員の負担が増加しています。

▶ 目標

- ・魅力ある当市の農業が市内外に広く認知され、担い手が継続的に確保されています。
- ・農地の集積・集約化や生産コストの削減による農業経営の安定化が図られています。
- ・農産物や農産加工品の評価の向上と販路拡大により農業所得が向上しています。
- ・中山間地域において、担い手・後継者が確保され、農業生産活動が継続するとともに、所得の確保につながる高付加価値農業が実践されています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
新規就農者数	26人/年 (R3)	38人/年	38人/年
認定農業者等の担い手への農地集積率	70.0% (R3)	83.0%	90.0%
猟友会への年間入会数	23人 (R3)	20人	20人
有機農業に取り組んでいる面積	57ha (R3)	90ha	120ha
販売額概ね1億円規模の園芸産地	0か所 (R3)	2か所	4か所

▶ 施策の柱

(1) 担い手の確保・育成

- ・新規就農者の確保に向けて、様々な就農イベントや農業体験、SNS等を活用し、当市の魅力ある農業と暮らしに関する情報を発信するほか、関係機関・団体と連携し、就農前の準備や就農後の営農指導、生活のサポートまでを一貫して対応する受入態勢を継続していきます。
- ・中山間地域において、担い手や後継者が安心して就農することができるよう、中山間地域等直接支払交付金制度の活用など平野部との生産条件格差を是正するための措置を積極的に講じるほか、半農半Xの推進や意欲的な農業者の取組を支援します。

(2) 生産基盤の強化・充実

- ・安定した農業経営と所得の確保を図るため、生産性向上に資するほ場の整備を契機として担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、農業用水路等の長寿命化を推進します。
- ・中山間地域農業が将来にわたって維持できるよう、地域の話し合いにより共有された将来像の実現に向けた地域主体の各種取組に対し、関係機関・団体とともに伴走的に支援します。
- ・有害鳥獣対策には、ICTやドローン技術等を活用したスマート捕獲を推進し、猟友会と実施隊員の負担軽減を図るとともに、高齢化する猟友会会員の世代交代を見据え、若年層を中心に新しい人材を確保・育成します。

(3) 農業の収益性の向上

- ・所得の向上と経営の安定を図るため、需要に応じた米生産を進めるほか、デジタル技術を活用したスマート農業の推進による生産コストの削減や、園芸をはじめとする高収益作物や畜産との複合経営、有機農業等の環境保全型農業の促進などに取り組みます。
- ・農業者が加工・販売までを手がける6次産業化への支援とあわせ、農商工連携を推進し、農産物の魅力を高めるとともに、農業所得の向上につなげます。
- ・農産物等の販売力の強化に向け、農業者が自ら取り組む販売促進活動を支援します。

第2章 基本目標別施策

基本目標4 魅力と活力があふれるまち

4-3-2 林業・水産業の振興



▶ ありたい姿

豊かな恵みをもたらす森林、水産資源が適切に保全・活用され、多面的な機能の維持増進が図られているほか、ICT技術等の活用を通じて、生産性や収益性の向上が図られ、森林、水産資源を安定的に供給できる持続可能な生産体制が整っています。

▶ 現状

- ・林業では、市内の林野面積の4分の1を占める人工林を中心に利用期を迎えつつある中、過疎化や高齢化の進行から担い手が不足するとともに、長期的な木材価格の低迷により、所有者の林業経営に対する関心が薄れ、管理の行き届かない森林が増加しています。
- ・また、水産業では、水産資源の維持に向けて、漁業団体が行う種苗放流などの取組を支援しているものの、魚価の低迷や漁業者の高齢化により担い手不足が深刻な状況となっています。

▶ 目標

- ・森林整備が促進されるとともに、森林資源の循環利用を通じて、山地災害の防止や水源涵養、木材生産等の森林が有する多面的機能が発揮されています。
- ・林業者の経営が安定的かつ効率的に行われ、林業の担い手が確保されています。
- ・水産資源の保護・活用により収益性が向上し、水産業の担い手が確保されています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
林業・水産業従事者数	林業 57人 (R3) 水産業 214人 (R2)	林業 62人 水産業 214人	林業 66人 水産業 214人
森林組合等による市内産木材（間伐材含む。）の出荷量	11,000 m ³ (R3)	15,500 m ³	19,000 m ³
1 漁業経営体当たりの平均漁獲量	3.2t/年 (R2)	3.2t/年	3.2t/年

▶ 施策の柱

(1) 担い手の確保・育成

- ・林業・水産業の持続可能な経営体制を構築するため、国や県と連携し、担い手の確保・育成に取り組みます。
- ・林業では、森林経営管理制度等の取組により、長期的な林業経営の安定化を図るとともに、森林資源を活用した取組を通じて、里山の魅力を伝えていきます。
- ・水産業では、漁業団体等と連携し、四季折々の旬の地元水産物のPRなどを通じて、水産物の消費拡大を推進し、経営安定化を図ります。

(2) 森林・水産資源の保全・活用

- ・森林整備と森林資源の循環利用を促進するため、国や県と連携し、間伐や作業道の整備、造林等を支援します。
- ・森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度の取組により、森林の適正な管理を促進することで森林の有する多面的機能を発揮していくとともに、公共施設等への地域産材の利活用を促進します。
- ・水産資源を維持し、将来にわたり持続的な漁獲量を確保していくため、漁業関係団体による種苗放流を支援します。

(3) 林業・水産業の収益性の向上

- ・林業の収益性の向上を図るため、森林整備の支援や木材需要の拡大に取り組みます。
- ・また、小規模・分散化している森林の集約化を図るとともに、ICT等の先端技術を活用したスマート林業の導入を促し、林業の効率化・省力化を推進します。
- ・水産業の収益性の向上を図るため、漁業団体等と連携し、地魚などの付加価値を高めるなど、水産資源を活用した取組を促進します。

第2章 基本目標別施策

基本目標4 魅力と活力があふれるまち

4-3-3 農林水産業の価値と魅力向上



▶ ありたい姿

魅力的な地域食材の活用や健康的な食生活の実践が図られるとともに、農林水産物の生産活動等に多様な主体がかかわる中で、地域の豊かな自然、食文化等の魅力や生きがいを実感しながら、心身ともに健康で充実した生活が送れています。

▶ 現状

- ・ 棚田が多く存する中山間地域においては、農業と結びついた独自の伝統文化が発達し、これらが守り伝えられてきたものの、過疎化や高齢化の進行が著しく、棚田の荒廃化が進むことで、豊かな多面的機能や伝統文化の喪失が懸念されています。
- ・ また、近年、安心安全な食への関心が高まっているものの、ライフスタイルの多様化から食に関する価値観や食生活が変化しており、特に若い世代の食育の実践度が低く、地産地消が浸透していない状況が見られます。
- ・ 加えて、農林水産業において、高齢化と後継者不足が顕在化しており、多様な担い手の確保・育成が求められています。

▶ 目標

- ・ 多面的機能を有する棚田が、市民共有の財産として広く認識され、多様な主体の参画と連携によって守られる中で、地域の伝統文化等が継承されています。
- ・ 市民一人一人の「食」への関心が高まり、各ライフステージにおいて食育が実践されています。
- ・ 消費者が地域食材の良さを知り、地産地消が推進されています。
- ・ 高齢者や女性、障害のある人等が、生きがいを感じながら農業分野の担い手として活躍しています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
農林水産物等を返礼品として選択したふるさと納税の金額	0 千円 (R3)	225,000 千円	350,000 千円
食育に関心を持っている市民の割合 (食育に関する市民アンケート)	77.7% (R3)	90%以上	90%以上
地産地消推進の店の認定数	173 軒 (R3)	180 軒以上	188 軒
障害のある人が農作業に従事した延べ人数	2,375 人 (R3)	3,200 人	4,000 人

▶ 施策の柱

(1) 魅力ある地域資源の有効活用

- ・ 棚田地域の振興活動への多様な主体の参画と連携を促すため、中山間地域等直接支払交付金などを活用し、棚田が持つ魅力や豊かな多面的機能に関する情報を市内外に向けて積極的に発信します。
- ・ ふるさと納税制度を活用するなど、当市の様々な魅力ある農産物をPRし、地域の活性化に取り組みます。

(2) 食育・地産地消の推進

- ・ 農産物直売所に携わる生産者と利用者の増加を図るため、直売所間の情報交換や連携イベントの開催、季節ごとの積極的な情報発信などに取り組みます。
- ・ 「上越野菜」を始めとした地場産農産物や、環境と調和した方法で作られた農林水産物の消費を拡大するため、収穫体験や料理教室等の取組や旬の食材を広く市民に周知するとともに、小売店や飲食店、学校給食における地域食材の積極的利用を促進します。
- ・ 市民が食に関する知識を習得し、健康で充実した生活を送ることができるよう、家庭や学校、地域、関係機関が連携して食育活動を強化し、市民の食育の実践と定着を図ります。

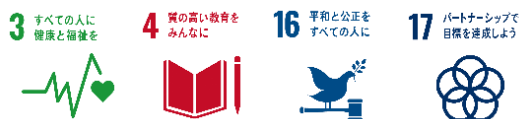
(3) 喜びと生きがいを感じられる生産活動の推進

- ・ 持続的な農林水産業の発展と生産活動を通じた生きがいの創出に向け、農業者との意見交換の場などを通じて、高齢者や女性が活動しやすい環境づくりに取り組むほか、農業と福祉の連携により、障害のある人等の就労機会の拡大と就労環境の向上に取り組みます。

第2章 基本目標別施策

基本目標5 次代を担うひとを育むまち

5-1-1 切れ目のない子育て支援



▶ ありたい姿

妊娠期から育児期まで、切れ目のない支援により安心した生活が確保されるとともに、子ども一人一人の成長や家庭環境に応じた支援の充実が地域ぐるみで図られ、子どもたちが伸び伸びと健やかに育っています。

▶ 現状

- ・晩婚化や晩産化が進む中、不妊治療や不育治療を必要とする人の経済的負担の軽減が求められています。
- ・また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境が時代とともに変化してきており、子育てへの不安や経済的な負担、孤立感を抱える保護者への支援が求められています。
- ・虐待件数は増加しているものの、保育園や学校、関係機関が連携し、子どもの虐待の早期発見に努めており、軽微な状態のうちに通告がされていることから、緊急度の高いケースは減少しています。

▶ 目標

- ・妊娠を希望する人の経済的な負担が軽減され、安心して妊娠・出産を迎えるとともに、出生前の妊娠期から、生活習慣病の発症予防や重症化予防によって心身の健康が保たれています。
- ・個々の家庭環境に寄り添った支援により、保護者や子育てに関わる人が、子どもの成長に合わせ、自信をもって子育てをしています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
乳幼児健診の受診率	98.6% (R3)	98.0%	98.0%
出産や子育てがしやすいと感じる市民の割合（上越市市民の声アンケート）	61.3% (R3)	61.3%以上	61.3%以上 かつ R8 実績以上
児童虐待に関する支援を要しなくなった世帯数	41 世帯 (R3)	40 世帯	40 世帯

▶ 施策の柱

(1) 母子保健の充実

- ・母子ともに健康で安心して生活していけるよう、上越市健康増進計画に基づき、妊婦健診や乳幼児健診、予防接種等を通じて母子保健の充実に取り組みます。

(2) 子育て家庭への経済的支援

- ・子どもや妊産婦に係る各種医療費助成を行うとともに、経済状況など子育て家庭の実情を踏まえた子育て世代の経済的負担の軽減に取り組みます。
- ・ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、母子・父子自立支援員を配置し、就労支援に取り組みます。
- ・安心して妊娠・出産を迎えられるよう、不妊不育治療を行う市民に対し、治療費の一部を助成します。

(3) 子どもの育ち支援の充実

- ・児童とその保護者が交流する場の創出や、子育てについての相談、情報の提供等の援助を行うため、こどもセンター、子育てひろばを設置・運営します。
- ・仕事と育児を両立し、安心して働くことのできる環境づくりを推進するため、地域の子育ての相互援助活動であるファミリーサポートセンター事業に取り組みます。
- ・発達に遅れ等のある子どものすこやかな育ちを確保するため、こども発達支援センターにおいて子どもの療育や保護者の相談対応を行います。
- ・子どもへの虐待を防止するため、関係機関と連携し、虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組みます。
- ・子どもの権利に関する知識を深めるため、小学生、中学生に対し、子どもの権利学習を実施します。

第2章 基本目標別施策

基本目標5 次代を担うひとを育むまち

5-1-2 子育て環境の充実



▶ ありたい姿

共働き世帯の増加や就労形態の多様化などに対応した子育て環境や保育サービスの充実が図られる中で、子育てを楽しむ世帯や、このまちで子育てしたいと思う人が増えています。

▶ 現状

- ・少子化の進行により、就学前児童数が減少しており、入園児童数が少なく、一定規模の集団保育や異年齢児との交流が難しい園が存在しています。
- ・また、公立保育園の多くは施設の経年劣化や老朽化が進んでおり、より安全な保育環境の確保が求められています。
- ・さらに、共働き世帯の増加や就労形態の多様化などにより、3歳未満児や保育園の途中入園を希望する児童、放課後児童クラブを利用する児童が増加しています。

▶ 目標

- ・保護者の就労形態の多様化などに対応した子育て環境や保育サービスが充実し、保護者が安心して児童を預けることができます。
- ・安全な保育環境が確保されるとともに、保育園の適正配置などの取組により、集団保育ができる体制が維持されています。
- ・放課後等に保護者が不在となる小学生への育成指導により、児童の健全育成と保護者の就労支援の両立が図られています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
待機児童数	0人 (R3)	0人	0人
放課後児童クラブを利用する保護者の満足度	※R4 から新規実施	80%	80%

▶ 施策の柱

(1) 保育園等の充実

- ・保育ニーズや児童数の変化に対応するため、関係機関と連携して保育士の確保に取り組むとともに、保育園の適正配置を進めます。
- ・社会経済環境の変化に伴う、保護者の就労形態やニーズの多様化に迅速な対応を図るため、民間事業者の活力を活用し、子育て環境の一層の充実を図ります。
- ・私立保育園等に通う児童が安心して保育を受けられる環境を確保するため、運営や施設整備等に要する費用の一部を支援します。

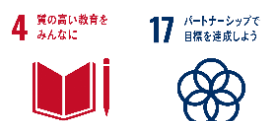
(2) 多様な保育サービスの提供

- ・保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応するため、延長保育や一時保育、24 時間受入可能なファミリーヘルプ保育園の運営、病児・病後児保育のほか、こどもセンターにおける一時預かりなど、多様なサービスを提供します。
- ・放課後児童クラブを利用する児童が安全・安心に過ごせるよう、支援員の確保や施設環境の充実を図るとともに、利用手続きなどの利便性の向上に取り組めます。

第2章 基本目標別施策

基本目標5 次代を担うひとを育むまち

5-2-1 主体的な学びを支える学校教育の充実



▶ ありたい姿

将来の予測が困難な時代にあっても、学校や地域が一体となって子どもの成長を支え、自分の未来を描き、主体的に学び、行動する力が子どもたちに身に付いています。

▶ 現状

- ・学校教育においては、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力、人間性など」の3つの柱からなる資質・能力を総合的にバランスよく育てていくことが求められています。
- ・このような中、少子高齢化や核家族化の進行により、地域とのつながりが希薄化するなど、子どもを取り巻く環境が変化しており、学校や地域が一体となって子どもの成長を支えていく必要があります。
- ・また、個別最適な学びや協働的な学びを一体的に充実し、自ら学びの履歴を振り返りながら主体的に学習する態度を育むために、ICTの整備と活用を推進していく必要があります。

▶ 目標

- ・実体験やICTを効果的に活用する授業で、子どもが主体的に学習する態度が身に付き、学力が向上しています。
- ・学校と地域が一体となり、コミュニティ・スクールや小中一貫教育の仕組みをいかして、子どもの自ら学ぶ力を引き出し、伸ばす授業となるようカリキュラム・マネジメントを推進しています。
- ・地域資源をいかした学習活動や、学校・家庭・地域が連携・協働した健全育成が推進され、子どもたちの地域への愛着や関心が高まっています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
児童・生徒の全国標準学力検査の偏差値	小学生 50.6 中学生 48.5 (R4)	偏差値 50 を 下回らない	偏差値 50 を 下回らない
様々な研修（外部研修、校内研修等）に参加し、研修内容を生かして授業改善に取り組んでいる教職員の割合（上越市第3次総合教育プランアンケート）	※R4 から新規実施	教職員の肯定的評価 80%を下回らない	教職員の肯定的評価 80%を下回らない
授業がわくわくする（楽しい、分かる、おもしろい）と感じる児童・生徒の割合（上越市第3次総合教育プランアンケート）	※R4 から新規実施	児童生徒の肯定的評価 70%を下回らない	児童生徒の肯定的評価 70%を下回らない
地域の特色を生かしたカリキュラムを編成し、実践に取り組んだ学校の割合（上越市第3次総合教育プランアンケート）	※R4 から新規実施	全ての小・中学校	全ての小・中学校

▶ 施策の柱

(1) 学力向上の推進

- ・「子どもが主体的に学ぶ授業づくり」に教員が取り組むことを通して、子どもの知的好奇心や自ら学ぶ意欲などを高めるとともに、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「学びに向かう力、人間力」などの資質・能力をバランスよく育みます。
- ・実体験やICTを活用した体験を通して、子どもの言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育みます。

(2) 特色ある学校教育の推進

- ・地域で育てたい子ども像を学校と地域が話し合って共有し、互いに連携しながら地域性をいかした学校づくりを進めます。
- ・各学校において、小中一貫教育の仕組みや様々な地域資源を活用し、カリキュラム・マネジメントに取り組めます。
- ・学校・家庭・地域の連携を更に強化し、「地域の子どもは地域で育てる」という意識の醸成を図ります。

第2章 基本目標別施策

基本目標5 次代を担うひとを育むまち

5-2-2 教育環境の充実

4 質の高い教育を
みんなに

17 パートナーシップで
目標を達成しよう



▶ ありがたい姿

子どもたち一人一人の多様な個性が尊重され、教育を取り巻く状況の変化に応じた、安心安全で望ましい学習環境が整っています。

▶ 現状

- ・小・中学校において、特別な支援を要する児童生徒が増加しているほか、いじめや不登校、ひきこもり、児童虐待など、子どもや若者に関わる問題が顕在化し、増加傾向となっています。
- ・また、築40年以上経過する学校施設が約4割を占めるなど老朽化が進む中、児童・生徒数の減少により、市内の学校では複式による学級編制が増加し、社会性の育成や多様な考え方に触れる機会の確保等の観点で課題が生じているため、上越市小中学校適正配置基準及び上越市学校施設長寿命化計画に基づき、子どもたちの望ましい学習環境を確保していく必要があります。

▶ 目標

- ・特別な支援を要する児童生徒一人一人のニーズに応じた、きめ細やかな支援により、子どもの学びに向かう意欲が高まっています。
- ・子どもの人権が尊重され、学校や幼稚園等が子どもにとって安心して過ごせる居心地のよい場となっています。
- ・全ての子どもが安心安全で快適に学ぶことができる学校等の施設環境が整っています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
学校が楽しいと感じる児童・生徒の割合	小6 88.8% 中3 80.9% (R3)	全国平均を下回らない	全国平均を下回らない
不登校の児童・生徒数の割合	小6 1.6% 中3 5.2% (R3)	全国平均を上回らない	全国平均を上回らない
複式学級の課題の解消に向けた取組を実施している学校数と複式学級が解消した学校数（R4年度以降の取組の累計）	取組実施：4校 複式学級解消：0校 (R4)	取組実施：13校 複式学級解消：7校	取組実施：15校 複式学級解消：12校

▶ 施策の柱

(1) 全ての子どもへの学びの保障

- ・一人一人のニーズに応じたきめ細かい個別の支援を充実させ、障害の特性に合わせて多様な学びの場を用意するとともに、学校だけでは解決が困難なケースに対し、相談・助言等を行います。
- ・いじめや不登校に悩む児童生徒や保護者、教職員に、早期解決のためのカウンセリングや教育相談などの支援を行います。
- ・学校や関係機関、地域との連携を更に強化するとともに、義務教育終了後に困難を抱える若者の自立に向けた支援など、切れ目のない支援体制を構築します。

(2) 学校の適正配置・学びの環境の整備

- ・複式学級が存在し、また、おおむね 5 年以内に発生が見込まれる学校について、保護者や地域の意向を踏まえ、隣接する学校との統合や合同授業の実施、I C T機器の活用等に取り組み、複式学級の課題の解消を図ります。
- ・上越市学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の安全性の確保と機能向上を図りながら、将来を見据えたトータルコストの縮減と平準化による計画的かつ効果的な改修を進めます。

第2章 基本目標別施策

基本目標5 次代を担うひとを育むまち

5-3-1 多様な学びの推進



▶ ありたい姿

子どもから大人まで誰もが生涯にわたり多様な学びの機会を通じて主体的にチャレンジし、地域への愛着をもって、地域づくりにも自分事として関わっています。

▶ 現状

- ・近年、趣味や生活様式の多様化により、生涯学習団体の減少傾向やメンバーの固定化が見られるほか、新たな自主活動グループ等の結成も活発とは言えない状況にあります。
- ・また、情報化社会の急速な進展に伴い、各世代において読書離れが進んでいます。
- ・社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきた中、一人一人の心豊かな人生を支える主体的な学びに焦点を当てた新たな教育大綱「わくわくを未来へ」を令和4年7月に策定しました。

▶ 目標

- ・多くの市民が主体的に学び、多様なチャレンジが生まれ、地域への愛着と誇りが育まれています。
- ・市民ニーズを捉えた多様な学びの機会と場が、官民それぞれの取組や協力により提供される中で、生涯にわたって学び続ける市民が増えています。
- ・図書館を始め家庭、学校、地域など様々な場で市民が読書に親しんでいます。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
出前講座の年間派遣回数	758回(R3)	800回	800回
公民館が行う講座を受講したことにより、地域づくりに向けて行動する意欲が高まった受講者の割合(講座の受講者アンケート)	64%(R3)	65%	65%
図書館における人口に対する貸出利用者の割合	106.2%(R3)	108.10%	108.40%

▶ 施策の柱

(1) 多様な学習機会の充実

- ・当市の豊かな歴史・文化的資源や地域の人材を活用し、主体的に学ぶきっかけづくりとなる多様な学習機会を提供します。
- ・市民のライフスタイルに応じて、誰もがいつでも学べる機会を提供することができるよう、関係団体の育成やニーズに合わせた情報提供を行い、市民の自主的な学習活動を支援します。
- ・公民館等において、活動する人同士のつながりやグループ化を支援する手段を確保するため、高度情報化社会に対応した多様な学習機会や学習環境の提供に取り組みます。
- ・施設の実態や利用状況を踏まえ、社会教育関連施設の維持管理や計画的な整備を進め、学ぶ環境の充実を図ります。
- ・ふるさと上越の豊富な地域資源や人材を活用し、子どもたちの郷土愛を育む多様な体験学習の場を提供します。

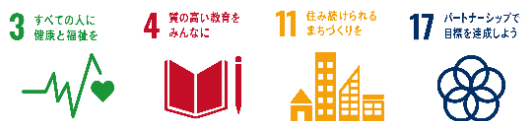
(2) 多様な学習活動の推進

- ・子どもから大人まで、わくわくする学びから生まれる様々なチャレンジを応援・支援します。
- ・公民館等での学びを通じて、地域において活動する人材の更なる育成や支援を図り、市民の学びの輪を広げ、地域づくりにつなげます。
- ・図書館では、市民の多様な学習活動の場として、市民ニーズや社会、地域の変化に応える蔵書を確保します。また、幼い頃から本に親しむ機会を増やすとともに、世代を問わず学ぶことができる環境づくりを進めます。

第2章 基本目標別施策

基本目標5 次代を担うひとを育むまち

5-3-2 スポーツの振興



▶ ありたい姿

健康づくりや体力づくり、生きがいづくりや競技力向上などの多様なスポーツ活動を通じて、人と地域が結び付き、活力のある地域社会が実現しています。

▶ 現状

- ・スポーツは、心身の健康の保持・増進や青少年の健全育成、地域の連帯感の醸成や産業への広がりなど、社会的な意義を有しており、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催やホストタウンの取組と相まって、市民のスポーツへの関心は高まっています。
- ・しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行、余暇活動の多様化などによりスポーツ離れが進んでおり、市内スポーツ団体の会員数の減少への対応や、各種競技において顕在化する指導者不足と部活動の地域移行を見据えた指導者の確保に取り組む必要があります。
- ・また、スポーツ施設の多くが、老朽化に伴う維持修繕や長寿命化を図る大規模な改修が必要な時期を迎える中で、新たな施設の建設を含む環境の充実が求められています。

▶ 目標

- ・多くの市民が、市内各所で、健康増進に向けた多様なスポーツに取り組んでいます。
- ・多くの指導者が育成され、ジュニア期からトップレベルまでの指導が充実し、競技力が向上しています。
- ・スポーツ施設が適正に配置され、安全で快適にスポーツができる環境が整っています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
市内の総合型地域スポーツクラブ、スポーツ協会会員の割合	11.0% (R3)	11.6%	12.2%
小中高校生の北信越・全国クラスの大会の出場数（学校部活動以外を含む。）	339人 (R3)	401人	463人
1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上、1年以上実施している人の割合	34.5% (R3)	34.7%	35.0%

▶ 施策の柱

(1) スポーツ活動の充実

- ・スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ等の各種スポーツ団体との連携により、健康の保持・増進のためのスポーツ教室やイベントなどの幅広いスポーツ活動を推進します。
- ・総合型スポーツクラブの自発的な組織の再編と健全な運営を支援し、身近な地域で、市民が多様なスポーツに親しむ機会を提供します。
- ・指導者の育成や確保のため、協定を結ぶ体育大学や実業団チーム等と連携した最先端の指導法が学べる講習会を開催するとともに、部活指導者が地域で活動できる環境整備に向けた市内スポーツ団体の体制づくりを支援します。

(2) スポーツ環境の充実

- ・安全で快適なスポーツ環境を維持していくため、ユニバーサルデザイン指針等に基づき、施設や設備、用具の機能維持に努めます。
- ・利用実態やニーズの変化などを踏まえ、施設の統廃合や機能の拡充、新たな施設・機能の整備などを計画的に進めるなど、スポーツ関連施設の適正配置に取り組みます。

第2章 基本目標別施策

基本目標5 次代を担うひとを育むまち

5-3-3 文化活動の振興



▶ ありたい姿

地域の歴史・文化的資源が適切に保存され、活用が図られるとともに、文化・芸術活動の担い手が育ち、次代につながる中で、市民の誇りとなる当市ならではの文化の力が育まれています。

▶ 現状

- ・県下最多を誇る当市の文化財は、古くから受け継がれてきた地域のアイデンティティであり、今後も、次の世代にしっかりと守り伝えていく必要があります。
- ・しかしながら、少子高齢化や人口減少の進行に伴い、地域の歴史・文化的資源を保存・継承する担い手が減少し、貴重な地域資源である文化財の滅失や散逸の恐れが生じています。
- ・また、趣味や価値観の多様化等の影響もあり、文化・芸術活動に携わる市民が減少傾向にあります。

▶ 目標

- ・地域で受け継がれてきた歴史・文化的資源が着実に保存・活用され、次世代への継承や地域づくりが進む中で、多くの市民が地域への誇りと愛着を持っています。
- ・市民や市民団体等による文化・芸術活動が活発に行われ、次代の担い手が活動に参加しています。

〈成果指標〉

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
地域の歴史や伝統が継承されていると感じている市民の割合（上越市市民の声アンケート）	55.4%(R4)	55.4%以上	55.4%以上かつR8実績以上
市展出品者の新規出品者の割合	24.6%(R1)	25.0%	25.0%

▶ 施策の柱

(1) 歴史・文化的資源の保存と活用

- ・文化財の現状把握に努めるとともに、市民団体等への助言、情報発信、ネットワークづくりなどの支援を行うことにより、歴史・文化的資源の保存を図ります。
- ・各施設における展示や様々な講座等の取組を充実させるほか、顕彰活動団体等の取組を支援することにより、歴史・文化的資源の活用を図り、地域への誇りや愛着を持つ心を育み、地域の良さの再発見や地域活性化を図ります。

(2) 文化・芸術活動の推進

- ・歴史的文化的価値のある資料を収集・保存するとともに、継続的な調査研究により地域の歴史や文化芸術を広く市民へ周知し、多くの市民が歴史・文化芸術に触れる機会を提供します。
- ・市民の文化・芸術活動の裾野を広げ、地域の文化の力の醸成を図るため、水準の高い文化・芸術に触れる多様な機会を設けるとともに、市民の文化・芸能活動の発表の場を提供するほか、市民が気軽に文化・芸術活動を行う環境づくりに取り組みます。

第3章 重点テーマ

第1節 重点テーマの設定

人口減少と少子高齢化の進行は、将来の行政サービスのあり方はもとより、地域のコミュニティや企業活動など、当市の社会経済環境に大きな影響を及ぼすものとなります。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会変容、さらには激甚化・頻発化する自然災害への対応など、あらゆる分野においてこれまでの前例や経験則が通用しない局面を迎えており、まさに先行き不透明な時代が到来しています。

このように、市民の価値観が変化し、行政課題が複雑化・高度化する中であって、より適切な解を導き出していくためには、政策・施策の相互の関連性を意識し、行政の複数部署で横断的に取組を進めることによって、相乗効果を最大限発揮させていく視点が重要となります。

こうした背景を踏まえ、本市が目指す将来都市像「暮らしやすく、希望あふれるまち 上越」の実現に向け、5つの基本目標に基づく政策・施策の各種取組を進めるとともに、直面する重要課題に適切に対応し、まちの成長につなげていくため、前期基本計画において、横断的かつ重点的に実施すべき取組を「重点テーマ」として設定し、限られた財源や人材など行政資源を有効に活用しながら、着実な推進を図ることとします。

第2節 重点テーマの構成

《当市が直面する重要課題》

人口減少、少子高齢化への対応

- ・ 若者・女性の市外流出
- ・ 過疎化の進行、地域のつながりの希薄化
- ・ 各分野における担い手、人材の不足
- ・ 地域の経済・活力の衰退
- ・ 超高齢化社会における医療、介護需要の増加

社会潮流への対応

- ・ 激甚化・頻発化する自然災害
- ・ デジタル化の加速
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- ・ 脱炭素社会への移行
- ・ 国際紛争による地域経済への影響
- ・ ヒト・モノ・カネのグローバル化の進展

《重点化の視点》

人や地域・コミュニティを中心に据えたまちづくりを進める

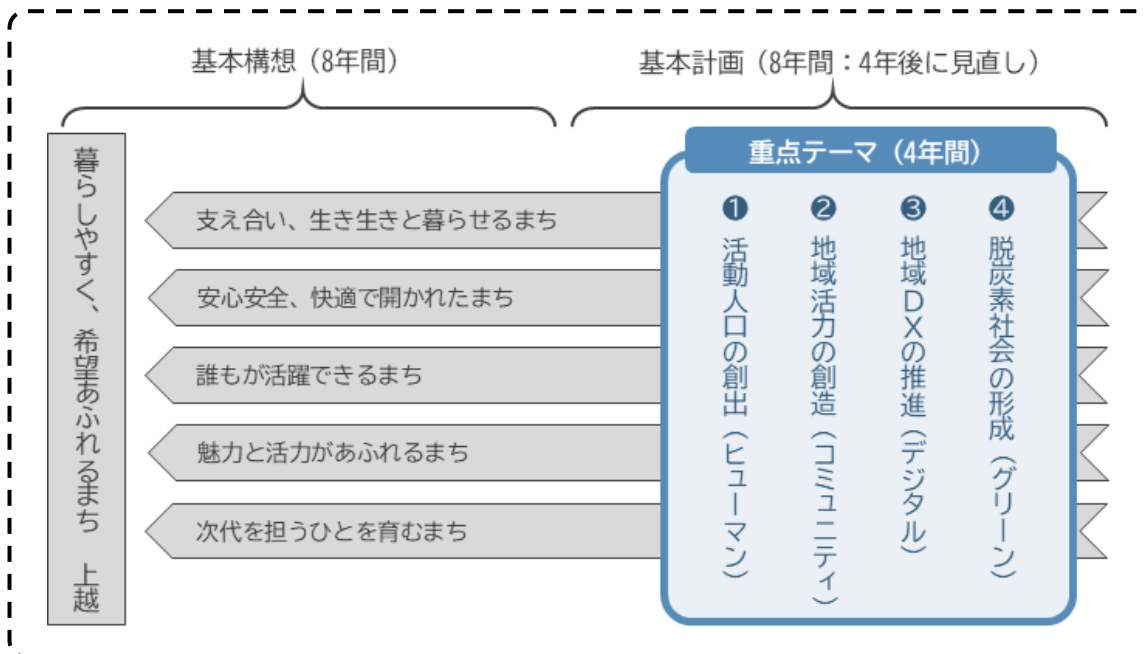
人口減少や少子高齢化が進む中にあっても市民一人一人が安心して幸せに暮らすことのできる環境を整えるため、人や地域・コミュニティが持つ力や可能性を引き出し、多様な主体が活躍できるまちづくりを進める必要があります。

新たな時代の流れをまちの成長の機会に取り込む

社会の急速な変化に的確に対応していくため、デジタル化の進展や脱炭素社会への移行など、新たな時代の流れをまちの成長の機会として取り込み、新たな価値の創出や活力を生み出していくとともに、持続可能なまちの形成につなげていく必要があります。

- ・ 人材育成の推進
- ・ 人や地域のつながりの強化
- ・ 地域の魅力の最大化
- ・ イノベーションの創出
- ・ レジリエンスの強化
- ・ 循環共生社会の構築

重点テーマの位置づけ



《4つの重点テーマ》

直面する重要課題を踏まえ、4つの重点テーマを設定し、施策の重点化と連携を図ります。

① 活動人口の創出（ヒューマン）

（取組の例）

- 「学び」を基軸とした人づくりの推進
- シビックプライドの醸成
- 出会いと交流の促進

② 地域活力の創造（コミュニティ）

（取組の例）

- コミュニティ活動の活性化
- 地域の魅力と価値の向上
- 暮らしの質を高める基盤の強化

③ 地域DXの推進（デジタル）

（取組の例）

- DX人材の育成
- 官民DXの推進
- IT企業等の誘致・育成
- 推進に向けた環境づくり

④ 脱炭素社会の形成（グリーン）

（取組の例）

- 化石燃料からのエネルギーシフトの推進
- 脱炭素型ライフスタイルの推進
- 分散型エネルギー、脱炭素社会に対応したまちづくりの推進

第3節 4つの重点テーマ

活動人口の創出（ヒューマン）

人口減少社会の中にあっても、まちの魅力を高め、持続可能な地域社会を形成していく上で、中心となるのは「ひと」です。

地域に対する誇りや愛着をもち、地域や地域の人と関わりながら生き生きと「活動」する人材を育むことに力を注いでいく必要があります。

そこで、「まち」そのものを「学びの場」と捉える中で、子どもから大人まであらゆる世代が、地域や社会とつながり、自らの夢や希望に向かって学び、挑戦することができる環境を整えるとともに、地域への愛着の醸成を図りながら、まちづくりの中核を担う人材の育成に取り組んでいきます。

こうした取組を横断的かつ重点化することによって、自らの発意で主体的に行動する市民やグループが増え、市民同士の出会いや交流が促進される中で、新たなアイデアやチャレンジが生まれていくといった、まちづくりの好循環を図っていきます。

取組の例

「学び」を基軸とした人づくりの推進

- ・職業体験（キャリア教育）の充実
- ・インターンシップ、域学連携の推進
- ・生涯学習活動の機会と場の充実
- ・学び直し教育（リカレント教育）の推進 など

シビックプライドの醸成

- ・地域ぐるみの地域学習、体験活動の推進
- ・歴史・文化等の保存・継承活動の推進
- ・シティプロモーションの推進 など

出会いと交流の促進

- ・若者の交流機会の創出
- ・女性が活躍できる環境づくり
- ・外国人市民との共生、国際交流の推進
- ・移住等のさらなる促進、関係人口の創出・拡大 など

地域活力の創造（コミュニティ）

人口減少・少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化に伴い、人のつながりを基盤として成り立つコミュニティの機能が低下し、地域の助け合い・支え合いの力が弱まるなどの課題が顕在化する中、人や地域のつながりの重要性が改めて認識されています。

そこで、住み慣れた地域での生活を守り、暮らしの質を上げていくため、コミュニティをまちづくりに不可欠なインフラと捉える中で、地域の多様な主体の参画、連携・協働を促進し、つながりを育み、地域自らが自分事として課題を発見・認識・共有しながら、解決していく力の向上を図っていきます。

また、便利さを感じる市街地や豊かな自然あふれる中山間地域などの多様な地域性を有する当市において、それぞれの特性と歴史・文化等の地域資源を最大限活用し、活動の活性化につなげながら、地域の魅力や価値を高めていきます。

取組の例

コミュニティ活動の活性化

- ・ 地域自治の推進
 - ・ 支え合いの仕組みと体制の構築
 - ・ 多様な主体の連携強化
- など

地域の魅力と価値の向上

- ・ 歴史・文化的資源の継承・活用
 - ・ 景観づくり、景観保全の推進
 - ・ 地域資源をいかした交流の取組促進
- など

暮らしの質を高める基盤の強化

- ・ 中山間地域における暮らしの安心・安全確保（医療、福祉、交通ネットワーク、買い物支援等）
 - ・ まちなか居住の推進、中心市街地の活性化
- など

地域DXの推進（デジタル）

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、暮らし方、働き方、人との関わり方、価値観が大きく変化し、新しい生活様式（ニューノーマル）への適応が求められています。

こうした社会変容を背景として、デジタル技術を活用したテレワークやオンラインサービスなどが急速に普及しており、このような動きは、今後、更に加速し、様々な分野に広がっていくものと想定されます。

そこで、ポストコロナを見据え、より快適で暮らしやすい社会に変革していくため、デジタル技術を積極的に活用することによって、あらゆる分野の担い手不足の解消、地域課題の解決、イノベーションの創出による地域経済の活性化を図るほか、デジタル化に精通した人材の育成や成長著しいIT企業等の誘致に取り組むなど、地域全体におけるDXを推進し、生活の質を高めていきます。

取組の例

DX人材の育成

- ・ 中小企業のDX推進に向けた人材育成
- ・ 大学、企業と連携した小・中学、高校生のプログラミング教育 など

官民DXの推進

- ・ 官民のあらゆる分野でのDXの推進
- ・ デジタルマーケティング、データ連携などによるデータ活用の推進 など

IT企業等の誘致・育成

- ・ 情報関連産業の誘致や育成
- ・ 上越妙高駅周辺地区等への集積促進 など

推進に向けた環境づくり

- ・ 産学官による推進体制の構築
- ・ デジタル格差の解消 など

脱炭素社会の形成（グリーン）

近年、世界各地で記録的な高温や大雨、森林火災、干ばつなど、地球温暖化による異常気象が頻発しています。

国では令和 32 年までに温室効果ガスを実質ゼロにするという高い目標を掲げ、その達成に向けて、化石燃料を由来とするエネルギーの転換を図るなど、脱炭素化に向けた取組を推進しているほか、民間企業においても脱炭素経営に向けた取組が進み、国際的にも ESG 投資が重視されるなど、環境に配慮した取組を行う企業が選択される時代となりつつあります。

そこで、こうした脱炭素化に向けた対応を経済成長の制約やコスト負担と考えるのではなく、力強い成長を生み出す機会として捉えながら、当市の更なる魅力の向上や豊かな自然環境の保全と経済活動の両立に向け、まちの持続可能性を高めるとともに、地球環境への負荷を軽減するための取組を推進していきます。

取組の例

化石燃料からのエネルギーシフトの推進

- ・ 公共施設への再生可能エネルギー、省エネルギー技術等の率先導入
- ・ 電動車の普及促進・インフラ整備 など

脱炭素型ライフスタイルの推進

- ・ 家庭への再生可能エネルギー、省エネルギー技術等の普及促進
- ・ 脱炭素型地域づくりモデルの構築
- ・ 啓発、教育の強化 など

分散型エネルギー、脱炭素社会に対応したまちづくりの推進

- ・ 市内事業者の脱炭素化の促進
- ・ 地域と調和した民間再生可能エネルギープロジェクトの促進
- ・ 森林資源の保全と活用 など

第4章 計画の推進に当たって

第1節 計画の推進に向けた視点

(1) 市民起点による取組の推進

「暮らしやすく、希望あふれるまち 上越」の実現のためには、市民一人一人の尊厳が守られ、安心安全に暮らし、生涯にわたり、学び、挑戦し、活躍できる地域の確立を目指していくことが必要となります。

あわせて、市政運営に当たっては、市民の立ち位置に身を置き、暮らしや地域の実相を見つめる中で、課題の本質を的確に見極め、知恵を絞り、工夫を重ねながら有効な解決策を見出していくことが重要となります。

このことから、まちづくりの主役となる市民と情報を共有し、対話を通じて共感を得ながら政策・施策を遂行するなど、市民を起点とした取組を進めていきます。

(2) 連携、協働・共創の推進

社会経済環境の急速な変化に伴い、地域が抱える課題が複雑化・多様化する中、その解決に向けては、行政だけではなく、様々な主体がそれぞれの役割の下、得意分野をいかし、相互に連携しながら対応していくことが必要な事案が増えてきています。

こうした公共的課題の解決のためには、行政はもとより、市民・事業者・団体・地域など、多様な主体が、協力して共に働くという「協働」の視点、さらには、目標設定の段階から連携を深め、実践的行動を通じて、共に新しい価値を創っていく「共創」の考え方を持ち合わせながら、取組の実効性や持続性を高めていくことが重要となります。

このことから、人や地域のつながりを、より強固なものとしながら、多様な主体が手を取り合い、連携を深め、協働・共創のまちづくりを進めていきます。

第2節 計画の進捗管理

本計画の実効性、即応性を高めるため、施策ごとに成果を表す指標を設定し、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクル(※)を通じて、施策・個別事業の取組状況の評価を行い、進捗管理を行います。

なお、持続可能な行財政運営に向けた取組と整合を図るため、「第7次行政改革推進計画」、「第3次財政計画」及び「第4次定員適正化計画」と一体的な運用を図ります。

※ PDCAサイクルとは

Plan (計画)、Do (実施)、Check (評価)、Action (改善) の4つの視点を進捗管理のプロセスに取り込み、継続的な改善を推進するマネジメント手法

第3節 計画の評価検証

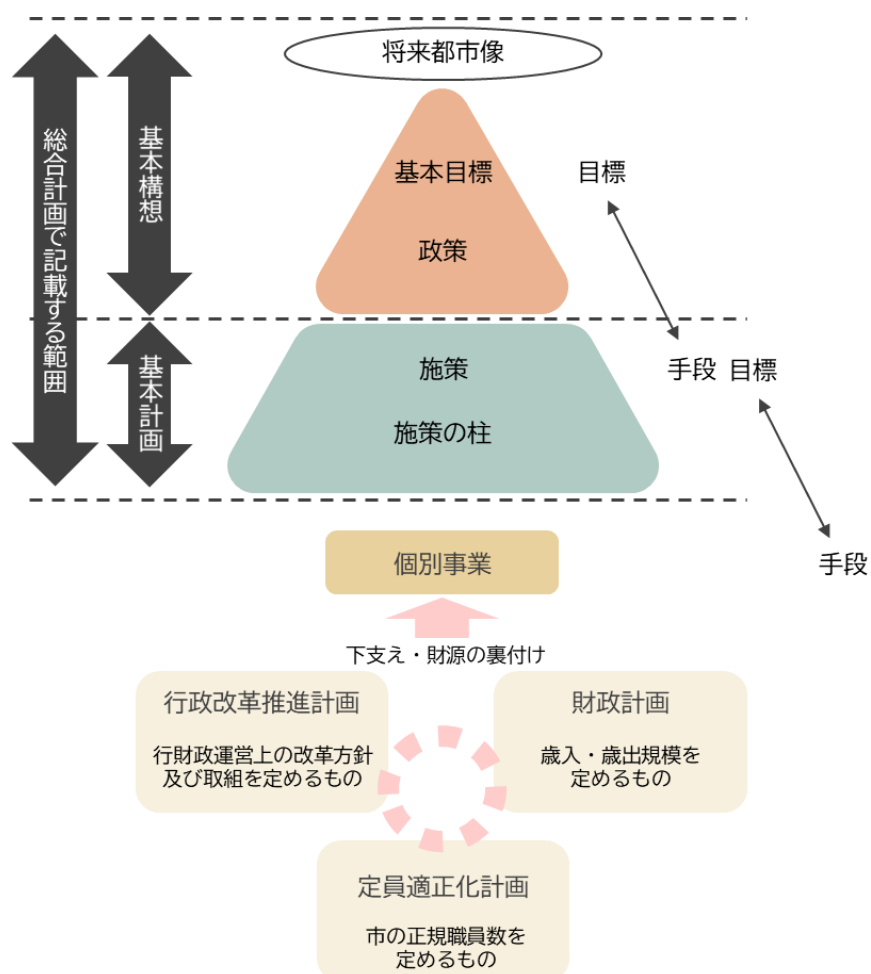
本計画における基本計画（前期及び後期）の計画期間終了時には、毎年度の進捗管理における施策・個別事業の評価、指標の達成状況、「市民の声アンケート」の結果等を踏まえ、本計画に掲げる政策・施策の成果に対する評価検証を行います。

第4節 各種個別計画の管理

本計画は、市政運営の総合的な指針となる当市の最上位計画であることから、各種個別計画は、本計画が示す基本構想、基本計画の考え方を的確に反映する必要があります。

今後、個別計画を新規に策定する場合は、本計画の内容に即して策定するとともに、既存の計画については、それらの見直しに合わせて整合を図ります。

【第7次総合計画の進捗管理イメージ】



【参考】 基本目標別施策とSDGsの対応一覧 ※第7次総合計画の「資料編」に掲載を予定しています。

基本目標	施策	目標 1	目標 2	目標 3	目標 4	目標 5	目標 6	目標 7	目標 8	目標 9	目標 10	目標 11	目標 12	目標 13	目標 14	目標 15	目標 16	目標 17		
		貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう		
支え合い、生き生きと暮らせるまち	こころと体の健康の増進			○	○														○	
	地域医療体制の充実			○																○
	高齢者福祉の推進			○																○
	障害者福祉の促進				○				○			○								○
	複合的な課題を抱える世帯への支援	○			○								○							○
安心安全、快適で開かれたまち	大規模災害への対応力の強化																			○
	災害に強い都市構造の構築						○								○					○
	地域防災力の維持・向上																			○
	消防体制の整備																			○
	防犯・交通安全対策の推進			○														○		○
	快適な生活環境の保全			○			○		○				○							○
	都市空間の整備・充実						○													○
	土地利用政策の推進																			○
	交通ネットワークの確立																			○
	自然環境の保全			○										○		○	○			○
地球環境への負荷が少ない社会の形成								○		○			○	○	○				○	
誰もが活躍できるまち	人権・多様性の尊重										○	○						○		○
	男女共同参画の推進					○														○
	若者が活躍できる環境づくり				○															○
	コミュニティの充実				○								○							○
	多様な市民活動の促進												○							○
	つながりの創出・拡大				○					○			○							○
魅力と活力があふれるまち	地域に根づく産業の活性化								○	○										○
	企業立地・物流拠点化の推進							○	○	○										○
	新産業・ビジネス機会の創出								○	○										○
	雇用機会の拡大と就労支援								○											○
	観光振興の強化								○											○
	シティプロモーションの推進								○											○
	農業の振興		○						○				○							○
	林業・水産業の振興						○		○	○					○	○	○			○
	農林水産業の価値と魅力向上		○		○	○			○				○							○
次代を担うひとを育むまち	切れ目のない子育て支援			○	○													○		○
	子育て環境の充実		○		○	○			○											○
	主体的な学びを支える学校教育の充実				○															○
	教育環境の充実				○															○
	多様な学びの推進				○															○
	スポーツの振興			○	○								○							○
文化活動の振興				○								○							○	